

政策資料

No.222

《復刊117号》
1985年3月1日

卷頭言 佐藤觀樹1

特集 1985年度予算の性格と問題点

(総論)

- 一、1985年度予算の性格と問題点2
- 二、地方財政対策の基本問題10
(各論)
- 三、1985年度の歳出にみる問題点24
 - 1. 防衛関係予算24
 - 2. 法務関係予算29
 - 3. 経済協力関係予算30
 - 4. 文教関係予算32
 - 5. 労働関係予算34
 - 6. 厚生関係予算38
 - 7. 農林水産関係予算40

- 8. 中小企業関係予算43
- 9. 運輸関係予算45
- 10. 郵政関係予算47
- 11. 建設・国土関係予算49
- 12. 科学技術関係予算51
- 13. 環境保全関係予算52

資料

- 第102回 通常国会闘争方針55

日本社会党政策審議会

言頭巻



政府の「税制改革」は

増税への道

佐藤 観樹

政策審議会副会長

中曾根総理が税制改革をいい出した。戦後政治の総決算の一貫として、シャウプ勧告(昭和二四年、二五年)以来の直接税中心の税制からくる不満を是正する、公正・公平・簡素・国民の選択に合致した新しい税制を導入したいといい出した。

言葉遊びの好きな中曾根総理のこと、割引いて警戒して聞かなければならぬが、本当に、不公平な税制のは正をしようというなら大賛成。しかし、初めに増税ありき、ではとても容認できない。何を不公平と考えているのか、の私予算委員会での質問に、ちゃんとした答えは返つてこない。

増税のための税制改革でないな

う、どんな所で不公平だと、具体的に列挙して、故に次の税制はこういうものだと説明しなければ、国民は到底、納得しない。

九・六・四といわれるよう、職業による捕捉率の違いからくる不公平。所得税の累進税率を緩

和する(税率のきざみを少なくす)〇〇万円位の人々の累進税率を緩和する(税率のきざみを少なくす)。従つて、最高税率七〇%はダメ。名目所得がふえて、税率が高くなる垂直的な不公平。法人に認められる数々の租税特別措置。資産所得と勤労所得との間の不公平、などなど、税制改革の闘いは、不公平税制のは正であった。

総理のいう公正・公平な税制とヨーロッパ型付加価値税とがどう結びつか、十分説明がないまま、今、中曾根総理・竹下蔵相コンビ

の税制改革の方向は大体、こんな方向に行きつつある。つまり、所得税の減税は、年収一〇〇万~六〇〇万円位の人々の累進税率を緩和する(税率のきざみを少なくす)。従つて、最高税率七〇%はダメ。名目所得がふえて、税率が高くなる垂直的な不公平。法人に認められる数々の租税特別措置。資産所得と勤労所得との間の不公平、などなど、税制改革の闘いは、不公平税制のは正であった。

「投網をかけたような、多段階、括的、網羅的、普遍的」なものではないといふ積りであるらしい。つまりこれによつて、総理のいう、この税制改革の増収が、減税を実際にはないといふ積りであるらしい。

こんな雰囲気の中で、人勧を完全実施させ、高齢化社会の年金、医療財源を確保し、眞に公平な税制を実現させる、現実的な税制改革を、我々も国民の前に提示することを迫られている。

(さとうかんじゅ・衆議院議員)

相の頭の中にある考え方のようだ。

税制論議をやつていて感ずるの

は、五四年の大平内閣の一般消費税導入の時と、周囲の人々の反応が微妙に変化してきてること

だ。我々の周りがサラリーマンが多いこともあるが、この所得税の累進税率には悲鳴をあげている。

アメリカのように三段階ならずとも、十五段階のきざみを少なくして貰いたい要望は強い。すでに始

っている高齢化社会の年金、医療財源をどうするかの心配、そして

まがりなりにも、一般歳出ゼロを三年間続けたことで、結局、福祉・教育・年金・地方などの財源が、カットされなどサービスの低下を

実際に味わつたことであろう。

こんな雰囲気の中で、人勧を完

〈総論〉

特集

一、一九八五年度予算の性格と問題点

鳴

崎

社会党政策審議会会長

譲

一、財政機能放棄のもとでの財政危機

一九八五年度予算の基本的な性格を一言でいえば、一方では財政のもつ諸機能を放棄し、他方で財政危機をさらに深めているということである。

財政のもつ諸機能とは、所得再配分機能、

資源再配分機能、景気調整機能の三つである。

まず国民生活に大きな影響を及ぼす所得再配分機能と、資産再配分機能についてはどうか。一般会計のうちの政策的な経費である一般歳出は三年連続のマイナスとなつた。これは、社会保障関係費が前年度比二・七%増、文教及び科学振興費が同〇・二%増、公共事業関係費が同二・三%減というように、生活関連経費が削減ないし抑制されたためである。とくに生活保護費など、国の負担率が五割を超える高率補助金を一割カットし、五八〇〇億円の負担を地方に肩代りさせるなど、福祉関係予算を圧縮するとともに、その負担を地方に転嫁していることに注目しなければならない。

したがつて所得再配分機能や資源再配分機能の放棄は明きらかである。

しかも所得再配分機能や資源再配分機能を放棄して国民生活を圧迫する一方で、防衛費の突出、整備新幹線の建設にみられるように、政治的経費や不要不急経費を拡大させていく。防衛関係費は前年度比六・九%増、国民総生産比〇・九九七%となり、今年度中にいわゆる一%枠の突破を確実にする状況となつていている。かつ後年度負担分を合わせ考えると財政への圧迫はきわめて大きい。また整備新幹線の工事費や調査費の計上も今後の大きな

財政圧迫要因となりかねないのである。五線すべてを完成させるのに必要な経費は、八四年度ベースでも約五兆円であり、最終的には二〇兆円にも達するとみられているからである。

ところで国民生活を圧迫し、防衛費などを拡大するのは、ここ数年来の傾向である。五年間の年平均でみても、社会保障関係費が三・一%増、文教及び科学振興費が一・四%増、公共事業関係費が〇・九%減であるのに対して、防衛関係費は、七・一%増となつている。したがつて八五年度予算も、自民党政権下の「行革予算」の延長線上にあるといわなければならない。

このように国民生活を圧迫し、不要不急経費を拡大させる中で、財政危機そのものが深

刻化していることに注目しなければならぬ。

国債を一兆円減額しているにもかかわらず、国債費は前年度に対し一・七%増加し、一〇兆二三四二億円に達しており、過去最高の額を記録している。また防衛費の後年度負担分二兆三〇五八億円や次年度以降への先送り分八六七〇億円（国民年金の国庫負担繰り延べ二四五〇億円、厚生年金の国庫負担繰り延べ二九〇〇億円、住宅金融公庫の利子補給繰り延べ一一八〇億円、道路整備特別会計の財投借り入れ一二〇〇億円、政管健保への国庫負担一時削減九四〇億円）を考慮すると今後の財政負担は容易なならないものであるといえる。その結果、一九八六年度から九〇年度にかけての政府の「財政の中期展望」でも、需調整額（歳入不足額）は毎年三兆円（八兆円に達するものと推定されているのである。

二、経済政策としての役割放棄

一九八四年度の日本経済の成長率（実質）は五%を上回る見込みであり、その限りでは日本経済は中位成長軌道に乗ったかにみえる。しかしながらそれを支えたもつとも大きな要因は輸出の伸びである。輸出等（国民所得ベース・実質）の伸び率は一六%近くに達する見込みである。輸出が大幅に拡大したのは、いうまでもなくアメリカ経済の予想を上

回る拡大の恩恵を受けたからである。こうして輸出の拡大の影響を受けて民間設備投資は一〇%を超える伸びを実現しそうである。これに対して他の内需は決して好調とはいえない。総需要の過半を占める個人消費支出（同）は三%そこそこの伸びにとどまる見込みであり、住宅投資（同）も同様である。また政府投資（同）に至っては減少の見込みである。

このように現在の「中成長」は明らかに外需主導型であるといえる。では、八五年度以降についてはどうか。

第一に輸出主導型成長の不安定性があげられる。

まずわが国輸出の大半を占めるアメリカ経済の順調な拡大が今後も見込めるのだろうか。この点については、アメリカの「二つの赤字」すなわち財政赤字と貿易収支赤字をどうみるかにかかっているが、少なくとも年間二〇〇〇億ドルを超えようとしている財政赤字（ストックマン行政管理予算局長の議会証言によれば、同国の財政赤字は、一九八六年度二二五〇億ドル、八七年度二四〇〇億ドル、八八年度二三五〇億ドルに達するものと推定される）については放置しえないとここにきていることは確かである。したがつて有効な赤字克服策が実行に移されない限りアメリカ経済の先行きを楽観視することはできないであろう。その意味で輸出主導型成長の不安定性は否めないのである。

輸出主導型成長の不安定性を裏づけるもう一つの理由は、貿易摩擦の拡大である。八四年度のわが国の貿易収支の黒字は四五〇億ドル近くに達する見込みである。

このうち対米貿易収支の黒字が三五〇億ドルから四〇〇億ドルに達するものと予想される。一方、一九八四年のアメリカの貿易収支の赤字幅は二二〇〇億ドルに達するものと予想される。したがつて、対日赤字がその三分の一近くを占めることになる。アメリカがこうした巨額の対日赤字を放置するとは考えにくい。したがつて、一九八五年にはわが国に對して何らかの抜本的な解決策を要求していく可能性が強い。また個々の輸出品目にても、貿易摩擦の拡大が予想される。とくに先端技術にかかる商品のわが国の輸出拡大に対する懸念の声がアメリカであがり始めている。今や「貿易摩擦」が「技術摩擦」へ転化はじめている。わが国の設備投資の拡大がこうした先端産業の輸出拡大を背景にしている以上、そのせい弱性は否めないのである。

第二に内需拡大の困難性があげられる。

まず勤労者の実質可処分所得の停滞が続いている。例えば、過去八年間（一九七五年～八三年）の間に、経済成長率（実質）は年平均四・五%であつたのに對して、勤労者の実質可処分所得の上昇率は年平均一%にも達して

いない。これは賃金上昇率が低かったことに加えて、税及び税外負担が増大したためである。こうした傾向が続く限り内需拡大は見込めないのである。

さらに内需拡大を妨げる要因として中期的な観点から注目しなければならないのは、日本経済の構造変化の過程で生じている格差や不均衡についてである。

一つは労働市場の不均衡である。確かに日本の失業率は先進諸国に比べて相対的に低いといえるが、問題は景気回復過程でもそれが改善していないことである。一九八四年一〇月の失業率は二・七八%であるが、これは不況の底であった八三年二月の二・六五%を上回っている。こうした雇用改善の遅れの要因としては、①女性の労働力率が高まり、労働供給が全般的に増加していること、②メカトロニクス化の進展により労働から資本への代替が進んでいること、③製造業の雇用吸収力が弱化したことなど、労働市場の構造変化があげられる。

二つは、産業間格差が拡大していることである。すなわち加工型産業と素材型産業の格差拡大である。加工型産業の生産は、石油危機後もほぼ順調に拡大しているのに対しても（七五年から八三年にかけて約一・八倍弱に拡大している）、素材型産業の伸びは緩慢である（同じく一・四倍弱の拡大にとどまっている）。

これは、情報化の進展によつて生産過程が「重厚長大」から「軽薄短小」へと変化したためである。エネルギー危機による省力化がこうした傾向を一層助長したのである。

三つは規模間格差の拡大である。すなわち大企業と中小企業の格差が拡大していることである。大企業の生産指数は八四年一月に一五程度に拡大しているのに対しても中小企業のそれは一〇二～一〇三程度にすぎない。こうした大企業と中小企業の格差は前記の加工型産業と素材型産業の格差の反映でもある。

四つは地域間格差の拡大である。石油危機以降の調整過程で公共投資の抑制が計られた。そのため公共投資依存度の大きい地域が打撃を受けた。素材型産業の立地に依拠している地域も同産業の停滞から影響を受けた。

その結果、地域間の跛行性が拡大したのである。

以上の格差や不均衡は内需拡大の困難性を一層強めているといえよう。

このように輸出主導型成長の不安定性と内需拡大の困難性が存在している以上、日本経済が「中位成長」軌道に乗ったとはみられない。その意味で日本経済を内需主導の「中位成長」軌道に乗せることが財政政策の課題であるといえる。

だが現在の財政政策は経済拡大に対して殆んど寄与していない。石油危機以降の七三年

度から八三年度にかけての一〇年間をみると、政府投資の成長寄与度はわずか〇・二%であつた。しかもこうした傾向は最近に至つてますます強められている。例えば一般歳出の伸び率の推移をみると、七五年度以降大きく落ち込んでいる。七九年度が一三・九%に対して八〇年度五・一%、八一年度四・三%、八二年度一・八%、八三年度マイナス〇・〇%、八四年度マイナス〇・一%、八五年度マイナス〇・〇%となつていて。とくに景気拡大に寄与すべき公共事業費が一般歳出以上に後退している。すなわち七九年度の二〇・〇%に対する、八〇年度一・七%、八一年度〇・〇%、八二年度〇・〇%、八三年度〇・〇%、八四年度マイナス二・〇%、八五年度マイナス二・三%である。

したがつて、八四年度、八五年度に関しては、財政は景気調整機能の放棄のみならず、むしろ景気に対してもマイナスの役割を演じてゐるといえよう。

以上、八五年度予算の基本的な性格について検討してきたが、さらに個別の課題についても多くの問題点をもつてゐる。この点を次に検討してみよう。

三、個別課題の問題点

(一) 防衛費の突出

一九八五年度予算は国民生活を圧迫し、経

濟の拡大にマイナスの影響を与えたながら、他方では防衛費を大幅に増大させている。

八五年度の防衛費は三兆一三七一億円に達し、その結果、一般歳出に占める割合は八〇年度の七・二%から八五年度には九・六%へと大きく増加している。その内容をみると、大蔵原案ではいすれもゼロ査定であつた新地対空ミサイル「パトリオット」〇・五群（○発射機）、F15要撃戦闘機一四機、P3C対潜哨戒機、護衛艦三隻など正面装備の主なものを復活させている。また在日米軍基地整備のための日本側の負担が二〇%近くも拡大している。これは米軍のF16戦闘爆撃機の八五年度以降の三沢基地配備に伴つて増大したものである。こうした防衛費の増大は、わが国自身の軍事的協力への新たな道を開くものであるといわなければならない。

防衛費の大幅増大に伴ない、さらに二つの問題が生じている。一つは、後年度負担の増大である。八五年度の新規発注に伴なう後年度負担は一兆二三二八億円で、既定分を加えたら後年度負担総額は七・三%増の二兆三〇五八億円に達している。こうした後年度負担が今後のわが国財政にとって大きな圧迫要因となることは明らかである。

いま一つは、対GNP比率が〇・九九七%に達したことである。その結果、「GNP一%

枠」との差額はわずか八九億円となつた。したがつて一・六七%以上の自衛隊員給与改訂が行なわれる場合には、装備費等を削減しない限り、「一%枠」突破は確実という状況となつた。こうした状況の下で政府自民党は、人事院勧告にともなう給与改訂をテコに「一%枠」突破を計ろうとしており、その責任の一端をわが党や労働組合にも負わせようと目論んでいる。

これに対しても、人事院勧告の完全実施をあくまで要求するとともに、それに要する所要経費については、装備費、施設費等を削減して充当し、「一%枠」についてはあくまでも厳守すべきであると主張する。

(二) 負担の増大

一方国民の負担は増大している。

まず所得税減税が見送られたことによるサラリーマンの「自然増税」がある。日本経済新聞社の試算によれば（八五年一二月三〇日付）夫婦と子供二人、年収六〇〇万円のサラリーマン世帯の場合、仮りに来春のペアで年収が五%（三〇万円）増えたとしても、その分今年より高い累進税率が適用されるので、所得税と住民税を合わせた税金は、八四年の

五六十万円から六三万四二〇円へ

二・七%も増える結果となる。すなわち増えた年収の四分の一近い七万一四八〇円が税金として取られることになる。

第二は、一連の公共料金の引上げによる負担である。すなわち消費者米価（二月二五日から平均三・七%）、国鉄運賃（四月二〇日頃から旅客平均四%強）、医療費（診療報酬を三月一日から平均三・三%）、自賠責保険料（四月一日から平均二九%）などの引上げ、及び国立大学の入学金（現行一二万円を八六年〇〇〇円を同じく二万一〇〇円に）と受験料（現行一万九千円を同じく五万円に）と引き上げなどがそれである。地方の公共料金の引上げ分も含めると、公共料金の引上げは消費者物価を一%近く引き上げるものと推定される。

第三は、住宅予算抑制による負担である。公営住宅、公団住宅、公庫住宅などの建設戸数が軒並みに減らされた。また住宅金融公庫の融資についても、一件当たり約四万円の貸付手数料が新たに導入されることになった。さらに老人同居の場合の金利優遇措置も一部撤廃が決まった。

最後に固定資産税の評価額が宅地で八五年度から三年間に平均二〇%上昇することによる負担増も見落せない。

(三) 地方へのシワ寄せ

高率補助金の一割削減による財政負担が地方に転嫁されたことによる地方の負担増がある。

高率補助金を約一〇%削減することにより、

五八〇〇億円の負担が地方に転嫁された。一方、地方交付税の特別加算（一〇〇〇億円）が行なわれたので、ネットの転嫁額は四八〇〇億円となる。したがつてその分は建設地方債の増発（四八〇〇億円）によつて補填されることになる。それは結局は何らかの形で住民負担に転嫁される。

（四）国債費の累積

国債費の膨張による財政危機が深化していることも見逃せない。

八五年度予算では国債発行額をどうにか一兆円減額した（赤字国債七二五〇億円減、建設国債二七五〇億円減）。にもかかわらず国債費は一〇兆二二四二億円に達し、前年度に対して、一・七%も増大している。一方、国債の償還財源の積み立てのための国債整理基金への定率繰入れ（前年度当初の国債発行高の六〇分の一の繰入れ）を八二年度、八三年度に引きつづき八五年度も停止したために、同年度末の国債整理基金残高は九九〇〇億円にまで落ち込むことになる。その結果、過去の定率繰入れによる積み立てを取り崩して国債を償還できるのは八五年度までとなる。

しかも次表の試算からも明らかのように、国債費は今後も膨張し続け、九〇（昭和六五）年度には一五・六兆円にも達する見通

しである。

こうした国債費の急増と地方交付税の増加は、政策的な経費である一般歳出を圧迫する。その結果、高齢化社会の下での社会保障費の当然増も賄えなくなり、国民生活の破綻を招くことになる。

このように国債費の累積は、わが国の財政を危機的状況に陥れかねない。政府自民党や財界が、大型間接税の導入を唱えはじめたのはこうした背景によるものである。

（五）財投の行きづまり

財政投融資計画が行きづまりを迎えつつあることも注目すべきである。

八五年度財投計画は二〇兆八五八〇億円で八四年度当初計画を一・二%下回った。三年ぶりのマイナスである。まず財投原資をみると、郵便貯金が六兆四〇〇〇億円（八四年度比五〇〇〇円減）と伸び悩んでいる。一方原資全体では二五兆八五八〇億円（同四・七%増）となつていて、この中から国債引受けにこれ迄の最高の五兆円を回したために、財投計画には二〇兆八五八〇億が配分された。

次に投融資計画を対象機関別にみると、政府系金融機関（銀行・金庫）が八〇年度当初計画比五・八%減、その他の公団・事業団等が一・九%減となつていて、

財投計画は、郵貯資金の減少にみられるよ

うに資金調達面で曲り角に立たされている。

他方、投融資面でも、政府系金融機関や公団、事業団の在り方が問われている。財投計画は再検討期を迎えていといえる。

財政収支試算 (単位:兆円、▲はマイナス)

	85年度	86年度	87年度	88年度	89年度	90年度
〔歳出〕						
国債費	10.22	12.93	13.80	14.55	15.22	15.62
地方交付税	9.69	10.33	11.14	12.01	12.94	13.95
一般歳出						
(1) 伸び率5%	32.59	34.21	35.93	37.72	39.61	41.59
(2) 3%	32.59	33.56	34.57	35.61	36.68	37.78
(3) 0%	32.59	32.59	32.59	32.59	32.59	32.59
- (1) のケース	52.50	57.47	60.87	64.28	67.77	71.16
計	52.50	56.82	59.51	62.17	64.84	67.35
(2) " "	52.50	55.85	57.53	59.15	60.75	62.16
〔歳入〕						
税収	38.55	41.29	44.24	47.40	50.79	54.42
税外収入	2.27	2.37	2.53	2.69	2.87	3.05
国債	11.68	10.53	9.38	8.23	7.08	5.95
うち赤字国債	5.73	4.58	3.43	2.28	1.13	0
計	52.50	54.19	56.15	58.32	60.74	63.42
〔要調整額〕						
(1) のケース	0	3.28	4.72	5.96	7.03	7.74
(2) "	0	2.63	3.36	3.85	4.10	3.93
(3) "	0	1.66	1.38	0.83	0.01	▲1.26
国債発行額	20.64	21.04	23.09	21.80	23.37	22.34
年度末国債残高	132.90	142.30	150.10	156.70	161.90	165.90

(注)① 要調整額は歳出に対する歳入の不足額

② 一般歳出の伸び率は前年度比増

③ 国債発行額は償換債を含むもの

試算の主要な前提条件

▽赤字国債は61年度以降、毎年度1兆1500億円ずつ均等に発行額を減らす

▽税収は国民総生産の平均名目成長率を6.5%とし、過去10年の平均租税弾性値1.1をかけて伸び率を計算。65年度まで一定

▽国債費は61年度から国債整理基金への定率繰り入れを復活

資料: 大蔵省(1985年1月30日)

《参考資料》

(参考1)

85年度一般会計歳出予算

	金額(億円)	構成比(%)	伸び率(%)
社会保障関係費	9 5 7 3 6	1 8.2	2.7
文教及び科学振興費	4 8 4 0 9	9.2	0.2
国 債 費	1 0 2 2 4 2	1 9.5	1 1.7
恩給関係費	1 8 6 3 7	3.5	△ 1.2
地方財政関係費	9 6 9 0 1	1 8.5	6.8
防衛関係費	3 1 3 7 1	6.0	6.9
公共事業関係費	6 3 6 8 9	1 2.1	△ 2.3
経済協力費	5 8 6 3	1.1	7.8
中小企業関係費	2 1 6 2	0.4	△ 5.7
エネルギー対策費	6 2 8 8	1.2	4.2
食糧管理費	6 9 5 3	1.3	△ 1 4.5
その他事項経費	4 3 2 4 5	8.2	△ 1.0
予 備 費	3 5 0 0	0.7	0
合 計	5 2 4 9 9 6	1 0 0.0	3.7

注1. △は減。

2. 伸び率は前年度当初予算比。

(参考3)

85年度財政投融資使途別分類

	金額(億円)	構成比(%)	伸び率(%)
住 宅	5 2 8 9 3	2 5.4	△ 0.0
生 活 環 境 整 備	3 2 8 0 9	1 5.7	9.1
厚 生 福 祉	5 9 5 7	2.9	△ 6.6
文 教	7 4 5 3	3.6	△ 4.1
中 小 企 業	3 7 6 4 4	1 8.0	△ 5.1
農 林 漁 業	8 9 0 6	4.3	△ 1 3.9
(小 計)	(1 4 5 6 6 2)	(6 9.8)	△ 1.0
國土保全・災害復旧	4 7 2 8	2.3	2 4.7
道 路	1 8 2 6 4	8.8	6.7
運 輸 通 信	1 7 6 3 4	8.5	△ 6.6
地 域 開 発	5 1 1 2	2.5	2.2
(小 計)	(4 5 7 3 8)	(2 1.9)	2.1
産 業 ・ 技 術	6 0 3 3	2.9	△ 2.7
貿 易 ・ 経 済 協 力	1 1 1 4 7	5.3	△ 1 3.8
合 計	2 0 8 5 8 0	1 0 0.0	△ 1.2

注1. △は減。

2. 伸び率は前年度当初比。

(参考2)

85年度一般会計歳入予算

	金額(億円)	構成比(%)	伸び率(%)
租税及び印紙収入	3 8 5,5 0 0	7 3.4	1 1.4
内訳 所得税	(1 5 4 6 8 0)	(2 9.5)	(1 0.6)
法人税	(1 2 5,4 6 0)	(2 3.9)	(1 4.1)
その他の	(1 0 5,3 6 0)	(2 0.1)	(9.6)
専売納付金	5 6	0.0	△ 9 9.5
官業益金及び官業収入	1 5 9	0.0	3.7
政府資産整理収入	1,3 1 0	0.2	4 2.7
雑 収 入	2 1,1 7 1	4.0	△ 4.7
公 債 金	1 1 6,8 0 0	2 2.2	△ 7.9
内訳 建設公債	(5 9,5 0 0)	(1 1.3)	(△ 4.4)
特例公債	(5 7,3 0 0)	(1 0.9)	(△ 1 1.2)
合 計	5 2 4 9 9 6	1 0 0.0	3.7

注1. △は減。

2. 伸び率は前年度当初予算比。

(参考4)

85年度財政投融資原資見込み

	金額(億円)	構成比(%)	伸び率(%)
産業投資特別会計	3 1 4	0.1	5 5 4.2
資金運用部資金	2 0 0,2 9 4	7 7.5	5.9
内訳 { 郵便貯金	(6 4,0 0 0)	(2 4.8)	(△ 7.2)
厚生年金・国民年金	(3 9,5 0 0)	(1 5.3)	(2.6)
回収金等	(9 6,7 9 0)	(3 7.4)	(1 8.7)
簡保資金	2 5,8 7 6	1 0.0	0.0
政府保証債・政府保証借入金	3 2,1 0 0	1 2.4	0.0
内訳 { 政府保証債	(2 9,5 0 0)	(1 1.4)	(0.0)
政府保証借入金	(2,6 0 0)	(1.0)	(0.0)
合 計	2 5 8,5 8 0	1 0 0.0	4.7

注1. △は減。

2. 伸び率は前年度当初比。

3. 2 5 8,5 8 0 億円の原資見込額のうち、2 0 8,5 8 0 億円を財政投融資計画に、5 0 0 0 0 億円(資金運用部資金)を国債の引受けに配分する。

(参考5)

一般会計公債の推移

(単位：億円、%)

年 度	公債発行額(収入金)及び公債依存度				公債残高 (額面)	公債残高 G.N.P	国債費 (当初)	国債費 一般会計
	当 初 発行額	依存度	補 正 発行額	依存度	実 績 発行額	依存度		
1975	20,000	9.4	5,4800	26.3	5,2805	25.3	14,97,31	9.9
76	7,2750	29.9	(2,2900)	(13.9)	(2,0,905)	(21.170)	22,07,67	13.0
77	(3,7500)	(19.3)	(3,6500)	(18.7)	(3,4732)	(54,929)	31,90,24	16,647
78	8,4800	29.7	9,9850	34.0	9,5612	32.9	(10,2535)	8.2
	(4,0500)	(17.8)	(4,9570)	(21.6)	(4,5332)	(14,6472)	42,6158	9.4
	10,9850	32.0	11,2850	32.8	10,6740	31.3	2,06	32,227
	(4,9350)	(18.4)	(4,9550)	(18.6)	(4,3440)	(14,6472)	56,2513	4,0784
	15,2700	39.6	14,0500	35.4	13,4720	34.7	(21,0658)	10.6
	(8,0550)	(27.1)	(6,9170)	(22.4)	(6,3390)	(28,2571)	70,5098	53,104
	80	14,2700	33.5	14,2700	32.7	14,1702	32.6	66,542
	(7,4850)	(22.0)	(7,3150)	(20.9)	(7,2,152)	(32,9163)	2,24	14.2
	81	12,2700	26.2	12,9000	27.4	12,8999	27.5	82,2734
	(5,4850)	(14.4)	(5,8600)	(15.3)	(5,8,600)	(40,3,01)	3,24	78,299
	82	10,4400	21.0	14,3450	30.2	14,0,447	9,64,822	36.1
	(3,9240)	(9.5)	(7,3090)	(18.9)	(7,0,087)	(47,0,599)	1,09,6947	15.8
	83	13,3450	26.5	13,7900	27.1	13,4,863	(47,0,599)	3,94
	(6,9800)	(16.6)	(6,9800)	(16.6)	(6,6,765)	(54,0,000)	81,925	16.3
	84	12,6800	25.0	12,8650	25.0	(約1,2,20,000)	41.2	91,551
	(6,4550)	(15.2)	(6,4550)	(14.9)	(約1,3,30,000)	(約5,90,000)	42.3	10,2241
	85	11,6800	22.2	(57,300)	(12.8)	(約5,90,000)	19.5	

(注) 1. 公債発行額の()内書は特例公債発行額であり、依存度の()書は特例公債依存度である。

2. 実績の依存度は、歳出決算額に対する割合である。

3. 税収の年度所属区分の改正を行わないこととした場合、78年度の公債依存度は当初予算で36.9% (特例公債依存度24.0%)、補正後予算で37.6% (特例公債依存度24.2%)となる。

4. 公債残高は新規国債の残高であり、83年度までは実績、84年度は実績見込み、85年度は見込みである。なお、()内書は特例公債残高である。

二、地方財政対策の基本問題

一、八五年度地方財政の性格

1 一九八五年度（昭和六〇年度）政府予算

案における地方財政対策は、「第二臨調」、「行革審」路線を推進する中曾根内閣の「地方行革」、補助金カット攻撃により、従来なく政治性をおびたものとなつた。

2 予算と地方財政の関係をみると、①「一般歳出削減」という課題達成のため複雑な会計操作がおこなわれた結果、著しく難解なものとなり、その編成過程も含め、極めて財政民主主義に反するものとなつてゐる

こと、②社会保障、教育の分担の見直しをその削減の中で行おうとしており、戦後ににおける社会保障・教育を中心とした行政責任を反古にしようとしていること、③「地方行革」の推進により、中期的な地方への圧迫をつづめ、分権自治と逆行する中央集権の強化をはからうとしていること、以上三点の特徴を持つてゐる。

3 この特徴は、①「行革審」「財政審」などのトンネル機関の利用（補助率カットのき

づかけも「第二臨調」第五次答申）、②特交、補助金、地方債等を使った自治体の抑圧、③「一括法案」という形での国会軽視、といふぎまん的、強権的な手法を含めて、中曾根内閣の本質を露呈しており、反憲法的色彩の強いものである。

4 八五年度政府予算案に含まれているものは、福祉と自治の否定であり、戦後民主主義の転換をめざしたものである。

なわれる。また、社会保障関係については、来年度に国・地方の役割分担を検討する。

③ 国庫補助率の引き下げに伴う地方の財政負担増は、地方財政対策で万全の措置を講じ、地方財政運営に支障をもたらさぬよう配慮する。

以上の合意により、五八〇〇億円にのぼる補助率一律削減は、八五年度限りの措置として実施されることとなつたが、この補填措置についての自治・大蔵両省の合意事項は、以下の通りである。

- (1) 補助率一律カット
① 自治・大蔵大臣の国庫補助率一律カットに関する合意事項は、以下の通りである。
② ① 来年度予算で国庫補助率の引き下げを行なつた。その内訳は、経常経費系統二六〇〇億円（目）で三八件、「目細」でいふと五七件）、投資的経費系統三二〇〇億円（七六事業）（別表参照）
③ 経常経費系統の国庫補助負担率引き下げは暫定措置として来年度に限つておこる。
- (2) 経常経費の二六〇〇億円は、イ、地方交付税の特例加算一〇〇〇億円、ロ、地方財源への振替一六〇〇億円、で対応する。
④ 投資的経費の三二〇〇億円は、建設地方債の増発で対処する。
- (3) 八五年度地方交付税総額の見込み額は、約九兆四四九九億円、今年度比九二七二億円、一〇・九%の増とする。
- (4) 地方債計画総額における政府資金は、

表1 85年度地方財政対策の概要

財源不足		総額 5,800億円			
内 訳	経常経費系統 2,600億円			投資的経費系統	
	交付団体分 2,000億円	不交付 団体分 600億円		3,200億円	
60年ににおける地方財源措置	特例加算 1,000億円 <small>(後年度における精算なし)</small>	建設地方債 1,600億円	建設地方債 3,200億円		
	地方財源への振替 1,000億円 <small>(66年度以降交付税に加算(暫定))</small>	地方財源への振替 600億円 <small>(不交付団体分)</small>	調整分 1,200億円	臨時財政特例債 2,000億円 <small>(元利償還金のうちを国が負担)</small>	
	交付税の増額 1,000億円	調整分 2,800億円	建設地方債 4,800億円	臨時財政特例債 2,000億円	
		財対債として算入		臨時財政特例債として算入	
元利償還に対する交付税措置					
その他の	昭和60年度の地方交付税に関連して、自治・大蔵大臣覚書に基づく下記の合計額1,355億円に相当する額は、法律の定めるところにより、昭和66年度以降加算する。				
	ア 既往利差臨特	786億円	(3)	八五年度地方財政対策は、まさに補助率カットを軸にして決定されたといつてよい。カットに伴う地方財政補填の具体的措置をみると、経常経費の二六〇〇億円のうち、二〇〇〇億円は、交付団体分、残りの六〇〇億円は不交付団体分とし、交付団体分のうち一〇〇〇億円は地方交付税の「特例加算」で、残り一〇〇〇億円については建設地方債の増発によってそれぞれ措置することとし、しかも、これは暫定的に九一年度(昭和六六年)以降、地方交付税に加算する」とされた(表参照)。	
	イ 既往地域特例臨特	69億円			
	ウ 財対臨特	500億円			
	計	1,355億円			

三兆七九八〇億円、政府資金比率は五八%程度とする。

⑤ 公営企業金融公庫の政府保障債発行枠は、一兆一〇〇〇億円、今年度に比して二〇〇億円の減額。

(4) 次に、投資的経費の三二〇〇億円は、その全額を建設地方債でまかなうが、カットによる実質的な負担増二〇〇〇億円とカットで浮いた分を事業量の増にまわすことによつて生じる地方の裏負担増一二〇〇億円に分類される。

前者の二〇〇〇億円については「臨時特別地方債」とし、元利償還費の二分の一は交付税特別会計へ繰り入れの形で毎年度、国が交付税に加算するとされた。後者の一二〇〇億円については、事実上

の財源対策債とみなされ、本来の起債充当率に上乗せすることとされた。

(5) 以上のごとく、五八〇〇億円については、不交付団体の六〇〇億円を除いては一応の手当がおこなわれているかにみられる。自治省も八五年度の交付税が一〇・九%（八四年度補正含み）の伸びを示す中で、カツトそのものには反対であるが、その手当は評価するとしている。

しかし、実際には、以下の大きな問題点をふくんでいる。

① 社会保障関係費の補助率削減は、実は国の社会保障に対する責務の見直しであり、給付基準、負担区分を再検討する狙いがある。補助金を個別にみていくと給付の充実ともみられる施策が盛り込まれているが、これは、受給者と自治体の分断を図り、福祉切り下げに対する批判をかわそうとするものである。

八五年度においては義務教育費国庫負担から旅費・教材費が補助対象から除外されたが、本来、国の事業である社会保障・教育を財政事情を楯に切り下げようとする動きは、「六〇年度限り」とされながら「国・地方の役割分担を検討する」としていることからもあきらかである。

② 地方財政対策は、全国三三〇〇自治体マクロのものであり、生活保護世帯、失

業者数も自治体ごとに異っている。交付団体については実損はほとんどないといふのは机上の理屈であり、他の行政部費の上昇とあわせて深刻な影響を受ける団体が発生することは必至である。しかも、地域格差の実態からみてそれらの団体は財政的に弱い団体ということができる。

このことは、福祉の地域格差の拡大を容認することであり、ナショナル・ミニマム、シビル・ミニマムというこれまで培ってきた国民の生存権・生活権の崩壊にもつながる。

③ 補助率カットの背景には国の「財政再建」に比較して公債比率等が少ないなどを理由とする「地方富裕論」がある。今後、地方財政は交付税本体への切り込みが警戒されるとともに、自治体行政全般への国の介入強化が予想される。九一年度（六六年度）以降、既往の借金の元金（五兆六九〇〇億円）の償還が開始され、また、今回のカットの補填、さらに既往の臨特（たとえば八五年度においては一三五五億円が九一年度以降加算とされた）の交付税加算が開始するが、政府の姿勢は借金の地方転化であり、分権自治、地方の自立を阻害するものにほかならぬ。

度一八四年度）の延長をも打ち出しており、これによる国庫負担の繰り延べ、予算抑制は三〇〇〇億円以上と言われるが、これも地方との約束を反古にするものであり、その国会提出も補助金一律カットと「一括」で行うという国会軽視をあえてしている。

2 地方財政の骨格

(1) 自治省は、八五年度の重点施策として、

①国・地方を通じる行政改革の推進、②地方財政の再建、③地方行政活性化と地域振興の推進、をうたっている。当初は、交付税七・一%増、財源不足額一兆五〇〇億円程度としたが、その後の税収の伸びで八五年度の收支は補助率カット分を除き均衡状態となつた（もとより自治省流の財政需要の抑制にもとづくものであるが）。ただし、八二年度においても税収の過大見積りによって、二兆七一一九億円の財源不足を生じたことは記憶される必要がある。

(2) 八五年度の歳入歳出規模は、五〇兆五二七一億円、前年度比四・六%増（国は三・七%増）であり、公債費を除く一般歳出も三・九%増（補助率カットによる負担増を除くと二・六%）となつて（表3参照）。歳入にあつては、地方税が自然増収により、二二兆五一八五億円（道府県税九兆九〇〇五億円、市町村民税一二兆六一八〇

表2 1975年度以降の財源不足額とその補てん措置

(単位: 億円、%)

区分 年 度	地方財政 計 画 額 A	左 の 補 て ん 措 置									地方債の増額 (参考) B/A
		財 源 不 足 額 B	財 対 臨 特 C	債 還 方 法 变 更 D	特 例 加 算 E	利 差 臨 特 F	特 会 借 入 G	特 会 利 子 H	特 会 利 子 I	I/B	
50 年度(補正)	220,322	21,831	-	-	-	-11,199.8	-	-11,199.8	51.3	10,632	48.7
51 年度(当初)	252,595	26,200	599	-	-	-13,141	-	-13,700	52.3	12,500	47.7
52 "	288,365	20,700	950	-	-	-	9,400	-	10,350	50.0	10,350
53 "	343,396	30,500	1,500	-	-	-	15,500	-	17,000	55.7	13,500
54 "	388,014	41,000	1,800	-	-	-	22,800	-	24,600	60.0	16,400
55 "	416,426	20,550	1,300	-	-	-	8,950	-	10,250	49.9	10,300
56 "	445,505	10,300	1,300	1,910	-	△1,130	1,320	-	3,400	33.0	6,900
57 年度(補正)	(当初)470,542	27,119	-	-	-	15,433	-	15,433	56.9	11,686	43.1
58 年度(当初)	474,256	29,900	-	-	1,135	7	18,958	△3,446	16,654	55.7	13,246
59 年度(当初)	474,860	15,100	-	1,289	1,760	-	-	-	3,049	20.2	44.3
60 年度(当初)	482,892	5,800	-	-	1,000	-	△3,694	△2,694	-	4,800	6.3
	505,271										1.1

(注) 59 年度の交付税特別会計利子負担 (3,638 億円) は、財源不足額に算入されている。

億円)、二兆一五九一億円、一〇・六%増(税制改正分は国税のはね返りにより初年度三二七億円)となる。なお、地方譲与税は、四六二〇億円、前年度比〇・六%のマイナスとなるが、これは三月分の見込み譲与を廃止したことに伴うものである。(地方税についてはさるに後述)。

(3) 地方交付税は、九兆四四九九億円、前年度(補正後八兆五四五二億円)比一〇・六%増となつてゐる(当初比では一〇・九%増)。(表4 参照)

(算出根拠)

①国税三税の三二%分、九兆五九〇一億円、②国庫補助率カットの一部補填の特例加算、一〇〇〇億円、③返還金(和歌山県打田町ほか)二〇億円、④八四年度からの繰越、一二七二億円、合計九兆八一九三億円から、交付税特別会計借入金利子の地方負担分三六九四億円を差し引いた額。

交付税の法定額は、前記の通り国税三税の三二%である。しかし、交付総額九兆四四九九億円からカット補填繰り越し分を除くと九兆二三二七億円となり、これは、国税三税二九兆九六九〇億円の三〇・八%にしかならない。

本来九兆五九〇一億円にプラスしてカット分、繰り越し分が加算されるべきであるのに、逆に過去の借金の利子分三六九四にしかならない。

表3 歳入歳出総括表

(単位: 億円. %)

区分	昭和60年度 (A)	昭和59年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減額 (C)/(B)	昭和59年度 増減率
(歳入)					
地方税	225,185	203,594	21,591	10.6	6.8
地方譲与税	4,620	4,648	▲ 28	▲ 0.6	▲ 4.8
地方交付税	94,499	85,227	9,272	10.9	3.9
国庫支出金	102,026	103,121	▲ 1,095	▲ 1.1	▲ 0.8
地方債	39,500	47,602	▲ 8,102	▲ 17.0	▲ 4.8
使用料及び手数料	9,130	8,860	270	3.0	7.4
雑収入	30,311	29,840	471	1.6	5.2
計	505,271	482,892	22,379	4.6	1.7
(歳出)					
給与関係経費	149,582	141,592	7,990	5.6	3.6
一般行政経費	105,398	101,520	3,878	3.8	1.4
補助	48,893	47,416	1,477	3.1	1.4
単独	56,505	54,104	2,401	4.4	1.4
公債費	56,677	51,634	5,043	9.8	8.5
維持補修費	6,583	6,404	179	2.8	2.0
投資的経費	166,343	163,865	2,478	1.5	3.2
補助	82,197	81,129	1,068	1.3	3.0
単独	84,146	82,736	1,410	1.7	3.3
公営企業繰出金	12,088	11,277	811	7.2	4.4
不交付団体水準超経費	8,600	6,600	2,000	30.3	53.5
計	505,271	482,892	22,379	4.6	1.7

表4 85年度地方交付税総額の算定基礎

(単位：億円・%)

区分	昭和60年度予算(A)	昭和59年度			増減額		増減率	
		当初B	補正	最終C	A-B D	A-C E	D/B	B/C
国税三税	299,690	272,200	900	273,100	27,490	26,590	10.1	9.7
地方交付税	(ア) × 32%	95,901	87,104	288	87,372	8,797	8,509	10.1
	精算分	1,000	1,760	1,209	1,209	△ 760	△ 1,209	9.7
	特例措置分	20	1	1,760	1,760	19	△ 760	
	返還金	△ 3,694	△ 3,684	△ 3,684	△ 56	△ 56		
	借入金等利息充当	93,227	85,227	1,497	86,724	8,000	6,503	9.4
	計	1,272		△ 1,272	1,272	1,272	1,272	7.5
	前年度から繰越							
	翌年度へ繰越分							
	合計	94,499	85,227	225	85,452	9,272	9,047	10.9
	内訳	普通交付税	88,810	80,112	225	80,337	8,473	10.9
		特別交付税	5,689	5,115		5,115	574	11.2
								11.2

(4) 億円（交付税法六条の三の二項の規定の措置をとらず、しかもその後の交付税特会の借入に際する約束を反古にした結果の地方負担分）を差し引いている。

さらに、八五年度においては、①既応利差臨特（財対債利子に対する国負担）七八六億円、②既応地域臨特（行革特例法）に基づく特例債の元利償還に対する国負担）六九億円、③財対臨特（利子・配当課税の地方税收入にかかる補填）五〇〇億円、の計一三五五億円が、九一年度（昭和六六年度）以降加算するとされた。

以上の通り、地方交付税は国税の収入増により伸びたものの、実際の交付額は法定額を割り込み、しかもその内容は八三、八四年度における交付税特会の借入金の整理に伴う借入金利子充当分を含むなど交付税制度の本旨に反するものとなっている。

(5) 以上により一般財源（地方税、地方譲与税、地方交付税）は、対前年度比一〇・五%増となり、構成比は、六四・二%（前年度六〇・八%）となつた。

また、国庫支出金は補助率引き下げ等により、一〇兆二〇二六億円、一・一%の減、三年連続のマイナスとなり、構成比は二〇・二%（昭和三〇年代以降最低）となつた。

さらに、地方債は、三兆九五〇〇億円（普

(6) 一方、歳出面では、給与関係費が五・六%増の一四兆九六〇〇億円（八四年度人労に基づく）、投資的経費は一六兆五〇〇〇億円、一%の増であるが、地方単独事業は八兆四一四六億円、一・七%増となつた。また、公債費は五兆六七〇〇億円、九・八%増、公債比率は一一・二%と過去最高となつた。

(7) 交付税を含め歳入歳出とも税収増により一応順調という形をとつてゐるが、交付税の誤魔化し、公債費の上昇、事務・事業の実施に伴う地方負担額の増大など地方財政は逼迫しつつ、しかも増え難解になつてきており、国の借金地獄のまきぞえ攻勢もあって、分権自治の推進からは遠ざかりつつあるとさえ言える。

なお、自治省関係予算で基地・調整交付金は前年度と同額（二五一億五〇〇〇万円）が措置されたが、固定資産税見合いといふ形をとりながらの“政治予算”であり、大きな問題点を含んでいいるといえよう。

三、地方税改正の概要

1 自治省が政府税調等に提示した検討項目は、(1)住民税（利子・配当課税）、(2)事業税（非課税等特別措置、特別法人）、(3)固定資産税（負担調整措置）、(4)地方道路目的財源、(5)非課税等特別措置、(6)その他（事業所税、その他）であった。このうち改正となつたのは、(1)新聞等七業種への事業税課税、(2)固定資産税負担調整措置、(3)自動車関係税の暫定税率の延長、(4)個人住民税均等割引き上げ、などである。

利子・配当総合課税、社会保険診療報酬

課税、事業所税課税拡大など不公平税制是

正は実現されず、道路の地方財源拡充も見

送られた（臨時地方道整備交付金）が道路

特会の操作により創設）。逆に特別土地保有税緩和、個人住民税均等割引き上げ、固定資産税引き上げ（宅地で平均二〇%、三年間で負担調整）など不公平の拡大すら盛り込まれており、極めて不十分なものとなつた。

2 税制改正により、地方税は初年度一二三

億円の減収、平年度八億円の增收となるが、

国税改正のはね返りにより初年度三二七億円の増となる。前記の通り住民の負担増が実施されようとしており、所得減税の見送りによる自然増税、米価、国鉄、医療費、

自賄責保険料、国立大学入学金、住宅金融公庫手数料などの値上げとあわせて受益者負担増という「財政再建」の手法は着実に進んでいる。

○億円の所得減税、政策減税を主張しており、住民税課税の最低限の引き上げなど一七〇億円も要求に含まれている。地方税制は取りやすいところから取ることから、取るべきところから取るよう公平、公正化を進め、住民負担軽減のための物価調整減税の制度化、自主税源の拡充をはかることが必要である。

四、地方財政の基本問題

1 わが党は、八五年度予算要求において、

(1)縮小均衡化政策の転換による住民ニーズに的確に対応する行財政対策の確立、(2)国・自治体の財政秩序の確立、発展、(3)地方財政計画策定の民主化、(4)地方税における安定的税源確保と社会的負担の公平性確保、(5)自治体の自主性の尊重、を基本方針とした。

2 しかも、わが党は、八四年度地方財政対策の問題点として、(1)交付税の実質変動化、(2)年度間調整の許容、(3)既応の借金の半負担の押し付け、(4)地方税重負担の拡大、を厳しく批判したところである。

3 かかるに、八五年度の地方財政対策は、八四年度の悪しき性格をさらに拡大し、地方財政を丸裸にするとともに、交付税本体の操作を行うことにより交付税制度そのもの危機をまねいている。地方交付税は、今年度ベースで伸びると一般歳出を更に圧迫するとの指摘があり、自治省も從来八七年度以降、地方財政は財源不足から脱却するとしている。

しかし、七六年度以来の五兆六九〇〇億円にのぼる借金をはじめ五六兆にのぼる借入金をかかえ、しかも自治体職員の賃金はもとより公営事業等を含め実態とかけ離れた算定を行い、かつ、しめつけを強めているのが実態であり、自治体の財源不足は深刻である。

4 また、第三次産業の拡大により、現行の地方税源の不均衡化が進んでおり、補助率カットは更に追い打ちをかける。地方債依存度の引き下げも投資的経費の補助率カットを勘案すると縮小均衡にもとづく実質的な阻害となる。

5 補助率カットは、前述の通り戦後社会保障体系に重大なクサビを打ち込むものであると同時に、自治体の財政脆弱性をさらに拡大し、福祉の地域格差を助長するものである。加えて、その補填措置は複雑かつあ

いまいなものであり、後年度加算も一暫定的」とりきめであり、過去の例からするとその実施は危惧されるところである。

一方、道路整備特別会計にみられる見せかけの削減と実質大幅増、整備新幹線、登記特会創設など予算の“政治化”が充満している。

6 八五年度地方財政は、張子の虎であり、三割自治をさらに拡大させ、中央へのれい属強化をもたらすものである。

わが党は、地方財政計画をはじめとする地方に関する国の施策の決定に対する自治体の参加を保障する調整機関の設置、自主税源拡充と交付税率の引上げ、ナショナル・ミニマムに係る補助金以外の一般財源化、自治体の起債権限の強化、また、機関委任事務廃止、許認可の整理などを主張してきたが、自治省は政府の「地方行革大綱」に基づき、地方議会の合理化を含めて事務事業の徹底的合理化にむけての指導強化を行おうとしている。

地域福祉の確立と分権自治の推進をはかるためには、自治体の真の自立につながる制度改善の運動強化をはかる必要がある。

85年度地方税制改正増減収見込額

(単位: 億円)

改 正 事 項	初 年 度			平 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1. 住 民 税						
(1) 個人均当割の税率の見直し	65	164	229	76	191	267
(2) 控除対象配偶者等の所得要件の緩和等	△10	△40	△50	△12	△46	△58
(3) 白色申告者の専従者控除限度額の引上げ	△10	△19	△29	△11	△22	△33
(4) 給与所得控除の引上げ	△17	△25	△42	△19	△30	△49
2. 事 業 税						
(1) 新聞業等の非課税措置の廃止	5		5	147		147
(2) 白色申告者の専従者控除限度額の引上げ	△3		△3	△4		△4
(3) 事業主控除の引上げ	△102		△102	△107		△107
3. 不動産取得税						
新築住宅特例控除額の引上げ	△3.7		△3.7	△6.5		△6.5
4. 固定資産税						
共同貸家住宅の最低床面積要件の引上げ	—	—	—	4		4
5. 特別土地保有税						
保有期間10年を超える白地・未編入区域内土地の課税除外		△94	△94	△94		△94
合 計	△109	△14	△123	5	3	8
国税の税制改正に伴うもの						
法 人 住 民 税	51	127	178	109	266	375
法 人 事 業 税	272		272	511		511
再 計	214	113	327	625	269	894

注 上掲の数値は、今後、精査の結果、異動することがある。

経常経費系統に係る国庫補助負担率が引き下げられた国庫補助負担金

所管省庁	補助金等名称	補助率の変更
環境庁	(目) 交付地方債元利償還金等補助金 (新規分) (目) 自然公園等施設整備費補助金 (目細) 国定公園等施設整備費補助金 (琵琶湖総合開発計画)	8/10 → 7/10 5.5/10 → 5/10
防衛施設庁	(目) 施設周辺整備助成補助金 (防音助成のうち庁舎改造) (目) 道路改修等事業費補助金 (8条のうち改良)	7.5/10 → 2/3 8/10・10/10 → 7.5/10・9.5/10
国土庁	(目) 國土調査費補助金 (目細) 地籍調査費補助金 (目細) 土地分類細部調査費補助金 (目細) 都道府県土地分類基本調査費補助金 (目細) 都道府県水調査費補助金 (目) 小笠原諸島振興費補助金 (目細) 小笠原諸島振興費補助金 (生活再建貸付資金補助金) (目) 小笠原諸島振興事業費補助 (目細) 交通施設整備費補助 (目細) 産業振興・観光開発費補助 (目細) 生活基盤施設整備費補助 (目細) 防災・国土保全費補助	2/3 → 6/10 2/3 → 6/10 2/3 → 6/10 2/3 → 6/10 6/10 → 5.5/10 3/4・10/10 → 2/3・9/10 7/10・8/10 → 6.5/10・7/10 • 10/10 → 9/10 2/3・4/5 → 6/10・7/10 2/3 → 6/10
外務省	(目) 海外技術協力推進団体補助金 (目細) 地方公共団体補助金 (技術協力事業)	3/4 → 2/3
文部省	(目) 要保護及準要保護児童生徒援助費補助金 (目細) 学用品補助金(産炭加算分) (目細) 修学旅行費補助金(産炭加算分) (目細) 学校給食費補助金 (産炭へき地加算分) (目細) 医療費(産炭加算分) (目) へき地児童生徒援助費等補助金 (高度へき地修学旅行費) (目) 高度へき地学校児童生徒パンミルク給食費補助金	6/10~8/10 → 5.5/10~7/10 6/10~8/10 → 5.5/10~7/10 6/10~8/10 → 5.5/10~7/10 6/10~8/10 → 5.5/10~7/10 2/3→6/10(財政力指数0.4未満) 8/10・10/10 → 7/10・9/10

所管省庁	補助金等名称	補助率の変更
厚生省	(目) 疾病予防対策事業費等補助金 (目細) 感染症等予防対策費補助金 (特殊感染症予防費)	2/3 → 6/10
	(目) 医療施設運営費等補助金 (へき地診療所運営費)	2/3 → 6/10
	(目) 医療施設等設備整備費補助金 (奄美群島医療施設・へき地患者輸送用雪上車等)	2/3・3/4 → 6/10・2/3
	(目) 医療施設等施設整備費補助金 (へき地診療所)	2/3 → 6/10
	(目) 結核医療費補助金 (目細) 医療費補助金 (従業禁止・命令入所患者費)	8/10 → 7/10
	(目) 精神衛生費等補助金 (目細) 精神障害者措置入院費補助金	8/10 → 7/10
	(目細) 麻薬中毒者入院措置費補助金	8/10 → 7/10
	(目) 生活保護費補助金 (目細) 保護費補助金	8/10 → 7/10
	(目細) 保護施設事務費補助金	8/10 → 7/10
	(目) 身体障害者保護費補助金 (目細) 更生病療給付費等補助金	8/10 → 7/10
	(目細) 更生援護施設事務費等補助金	8/10 → 7/10
	(目) 老人保護費補助金 (目細) 老人福祉施設保護費補助金	8/10 → 7/10
	(目) 婦人保護費補助金 (目細) 婦人保護施設運営費等補助金	8/10 → 7/10
	(目) 世帯更生貸付等補助金 (世帯更生貸付金)	2/3 → 6/10
	(目) 社会福祉施設等設備整備費補助金 (過疎地域等)	2/3 → 6/10
	(目) 社会福祉施設等施設整備費補助金 (過疎地域等)	2/3 → 6/10
	(目) 児童保護費等補助金 (目細) 児童保護措置費補助金	8/10 → 7/10
	(目細) 精神薄弱者援護措置費補助金	8/10 → 7/10
	(目細) 身体障害児援護費等補助金	8/10 → 7/10
	(目) 母子保健衛生費補助金 (目細) 未熟児養育費等補助金	8/10 → 7/10
(目細) 妊娠乳児健康診査費等補助金 (妊娠婦乳幼児保健指導費)	8/10 → 7/10	
(目) 福祉手当給付費補助金	8/10 → 7/10	

所管省庁	補助金等名称	補助率の変更
農林水産省	(目) 農業振興事業推進費補助金 (目細) 土壌保全対策費補助金 (小規模公害防除対策事業費) (目細) 植物防疫対策費補助金(病害虫診断技術調査等特別事業費) (目) 農業改良普及対策費補助金 (目細) 農業改良普及推進事業費補助金(普及活動特別事業費) (目) 野菜価格安定対策費補助金 (目細) 野菜生産出荷安定対策費補助金(指定野菜価格安定対策事業費) (目) 森林病害虫等防除費補助金 (目細) 森林病害虫等駆除費補助金 (目) 漁業近代化資金利子補給等補助金 (目細) 漁業近代化資金利子補給補助金 (目細) 漁業用燃油対策特別資金利子補給補助金	2/3 → 6/10 2/3 → 6/10 2/3 → 6/10 70/100・75/100 → 65/100・2/3 2/3 → 6/10 2/3 → 6/10 2/3 → 6/10
通商産業省	(目) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 (目細) 亜炭鉱放置坑口閉鎖工事費補助金	2/3 → 6/10
運輸省	(目) 離島航路補助金	75/100 → 2/3
労働省	(目) 失業対策事業費補助金(除く資材費分) (目) 特定地域開発就労事業費補助金 (目) 職業転換訓練費補助金 (目細) 就職促進訓練費(訓練手当) (目細) 職場適応訓練費(訓練手当)	2/3 → 6/10 2/3 → 6/10 2/3 → 6/10 2/3 → 6/10
自治省	(目) 消防施設等整備費補助金 (目細) 市町村消防施設等整備費補助金(過疎・離島分) (目細) 特殊災害用消防施設等整備費補助金(過疎)	2/3 → 6/10 2/3 → 6/10

注 昭和59年度予算の(目)身体障害者保護費補助金のうち、(目細)更生相談所事務費補助金は(目細)更生医療給付費等補助金に統合されている。

国庫補助負担率の引下げの対象となる国庫補助負担金（公共事業関係）

国庫補助負担金名	現行	引下げ案	国庫補助負担金名	現行	引下げ案
〔河川〕			〔海岸〕		
・直轄河川改修費	2/3	6/10	・直轄海岸保全施設整備事業費（農林水産・運輸・建設）	2/3	6/10
	3/4	2/3	・海岸保全施設整備事業費補助	2/3	6/10
・直轄河川激甚災害対策特別緊急事業費	2/3	6/10			
	3/4	2/3			
・直轄河川工作物関連応急対策事業費	2/3	6/10			
・河川事業調査費（直轄）	2/3	6/10	〔道路〕		
・河川改修費補助	2/3	6/10	・一般国道直轄改修費	2/3	6/10
	3/4	2/3	・交通安全施設等整備事業費（直轄）	2/3	6/10
・都市河川改修費補助	2/3	6/10	・道路事業調査費（直轄）	2/3	6/10
	3/4	2/3	・建設機械整備費（直轄）	3/4	2/3
・河川激甚災害対策特別緊急事業費補助	2/3	6/10	・一般国道改修費補助	2/3	6/10
	3/4	2/3			
〔ダム〕					
・直轄河川総合開発事業費	3/4	2/3	・地方道改修費補助	2/3	6/10
・直轄流況調整河川事業費	3/4	2/3			
・水資源開発公団交付金	3/4	2/3	〔交通〕		
・多目的ダム建設事業費（直轄）	2/3	6/10	・交通安全施設等整備事業費補助	2/3	6/10
	3/4	2/3	・地区面整理事業費補助	2/3	6/10
・河川総合開発事業費補助	2/3	6/10	・街路事業費補助	2/3	6/10
	3/4	2/3			
・治水ダム建設事業費補助	3/4	2/3	〔港湾〕		
			・直轄港湾改修費	6/10	5.5/10
〔砂防〕					
・直轄砂防事業費	2/3	6/10	・港湾改修費補助	7.5/10	2/3
・直轄地すべり対策事業費	2/3	6/10			
・砂防事業調査費（直轄）	2/3	6/10	〔漁港〕		
・砂防事業費補助	2/3	6/10	・漁港修築費補助	6/10	5.5/10
・砂防激甚災害対策特別緊急事業費補助	2/3	6/10			
・地すべり対策事業費補助	2/3	6/10	〔空港〕		
・地すべり激甚災害対策特別緊急事業費補助	2/3	6/10	・空港整備事業費（直轄）	7.5/10	2/3
・建設機械整備費（直轄）	2/3	6/10	・空港整備事業費補助	7.5/10	2/3
〔治山〕					
・直轄治山事業費	2/3	6/10			
・直轄地すべり防止事業費	2/3	6/10			
・治山事業費補助	2/3	6/10			
・治山激甚災害対策特別緊急事業費補助	2/3	6/10			
・国有林野内治山事業費補助	2/3	6/10			
・地すべり防止事業費補助	2/3	6/10			

国庫補助負担金名	現行	引下け案	国庫補助負担金名	現行	引下け案
〔住宅〕			・農用地開発事業費補助	5.5／10	1／2
・住宅宅地関連公共施設整備促進事業費補助	6／10 2／3 3／4	5.5／10 6／10 2／3		6.5／10 2／3	6／10 6／10
・特定住宅市街地総合整備促進事業費補助	6／10 2／3	5.5／10 6／10	・干拓等事業費補助	5.5／10	1／2
〔下水道〕				6.5／10 6／10	6／10 5.5／10
・下水道事業費補助	6／10 2／3 3／4	5.5／10 6／10 2／3	・農用地開発公団事業費補助	6.5／10 7.2／10 7.5／10	6／10 6.5／10 2／3
〔公園〕			・農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	2／3	6／10
・国営公園整備費(1号)(直轄)	2／3	6／10	・土地改良事業費補助(水資源開発公団)	5.8／10	5.3／10
・古都及緑地保全事業費補助	5.5／10 2／3 4／5	1／2 6／10 7／10	〔林道〕		
〔農業基盤〕			・林道事業費補助	5.5／10 6.5／10 2／3	1／2 6／10 6／10
・国営かんがい排水事業費(一般会計)	6／10 6.5／10 7／10	5.5／10 6／10 6.5／10	・林業地域総合整備事業費補助	5.5／10	1／2
・国営かんがい排水事業費(特別会計)	7.5／10 5.8／10 6.5／10	2／3 5.3／10 6／10	・農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費補助	2／3	6／10
・農用地開発事業費(直轄)(一般会計)	7.5／10 6／10	6.6／10 5.5／10	・特定森林地域開発林道整備事業費補助(森林開発公団)	2／3	6／10
・農用地開発事業費(直轄)(特別会計)	7.4／10 5.8／10 7.4／10	6.6／10 5.3／10 6.6／10	〔沿岸漁場整備〕		
・直轄干拓事業費(特別会計)	7.2／10 7.5／10	6.5／10 2／3	・沿岸漁場整備開発調査費補助	6／10	5.5／10
・かんがい排水事業費補助	5.5／10 6.5／10	1／2 6／10	・沿岸漁場整備開発事業費補助	6／10 7／10	5.5／10 6.5／10
・農道整備事業費補助	6.5／10	6／10	〔災害関連〕		
・農村総合整備事業費補助	5.5／10 6／10	1／2 5.5／10	・鉱害対策事業費補助(土地改良)	6／10	6／10
・農地防災事業費補助	5.5／10 6／10	1／2 5.5／10	・治山施設等災害関連事業費補助	2／3	6／10
・農地保全事業費補助	6.5／10 5.5／10 2／3	6／10 1／2 6／10	・河川等災害関連事業費補助	6／10 2／3	5.5／10 6／10
・公害対策事業費補助	5.5／10 6.5／10 2／3	6／10 1／2 6／10	・海岸災害復旧助成事業費補助	6／10	5.5／10

注 1. 北海道、離島、奄美、沖縄等特定の地域に係る特例については、省略。

2. 今後検査の結果、若干の訂正がありうる。

〈各論〉

三、一九八五年度予算の歳出にみる問題点

1 防衛関係予算

一、八五年度防衛予算と 「対GNP比一%枠」

八五年度防衛関係予算は、総額三兆一三七億円、対前年度伸率六・九%で、昨年に引き続き異例の「突出」傾向を示している。さらにこの数年来の「突出」の結果、この「三兆円防衛予算」は、対GNP比〇・九九七%となりており、「対GNP比一%」までわずかに八九億円の水準に迫っている。これは、八五年度GNP見通しに修正がないものとすれば、一・六七%以上の給与改定が行なわれた場合には、八五年度中にも防衛費の「対GNP比一%枠」を突破することを意味している。

このような防衛費の「突出・聖域化」堅持

と「対GNP比一%枠」撤廃の姿勢は、中曾根内閣発足以来再三にわたって非公式に表明されていたが、昨年九月の日米防衛首脳定期協議の席上「対米政治公約」の形であらためて内外に表明された。さらにこの方針は、十二月、首相の私的諮問機関である平和問題研究会と自民党安保調査会・防衛力整備小委員会の相つぐ「対GNP比一%枠撤廃」の提言発表という周到な準備工作を経て、八五年度防衛予算に貫徹され、既定事実化されようとしている。これは「防衛費の対GNP比一%枠に変更が生じた場合、国防会議での議論が必要」（衆院本会議）「GNP一%以内の可能性は薄れてきた」（衆院予算委）という中曾根首相の国会答弁によつて再確認されたのである。

一、防衛力整備の新基準と戦略転換

この中曾根内閣の「対GNP比一%撤廃」方針の背後にある企図は、明らかに自衛隊の「専守防衛戦略」の公然たる転換と新軍事戦略にもとづく兵器体系の量的・質的増強および自衛隊の有事即応態勢化にほかならない。

それは、中曾根首相が一連の国会答弁の中で防衛力整備に関しては「対GNP比一%枠」よりも「防衛計画の大綱」の兵力水準早期達成を優先させる姿勢を明確にするとともに、「新しい節度ある防衛力のあり方」を確定する方針を打ち出したことに示されている。すなわち、第一に防衛力整備の基準＝制約を「遵守防衛戦略」にもとづく防衛力の水準である『大綱』に一元化して予算額の制約をとりはらい、第二にそれによって防衛力整備の基準＝制約と軍事戦略との対応関係を明確にしたうえで、第三に新しい防衛力整備の基準＝制約

る。

を新たな軍事戦略に据えようというのが中曾根内閣の「不退転の決意」なのである。

いうまでもなく『大綱』は、米ソデタント下の「限定的かつ小規模の侵略」という戦略環境・侵略様相を想定したうえで、「専守防衛戦略」に基づいてこれに対処しうる「基盤的防衛力」の整備をめざしたものであつた。中曾根内閣はその発足以来、「ソ連の脅威」の増大など「その背景となる国際情勢は変化した」として『大綱』の想定した戦略環境・侵略様相の変化をふまえたうえで、「専守防衛」から「前方防衛・反撃戦略」への事実上の戦略転換を行ない、「日本列島不沈空母」構想、「三海峡封鎖」作戦という新たな防衛構想を提唱してきたのである。防衛費の「突出・聖域化」と「対G N P比一%枠」撤廃論は、この戦略転換の帰結にほかならず、「53中業」と「56中業」による正面装備を中心とする防衛力の飛躍的増強は、実質的な『大綱』のなし崩し廢棄と「前方防衛・反撃戦略」という新戦略を基準とする新たな防衛力整備の進展を意味しているのだといわねばならない。

一、「前方防衛・反撃戦略」と
「ディープ・ストライク」

レーガン米政権の核戦争遂行戦略の一環であるSDI（戦略防衛構想）にいち早く「理解」を表明した中曾根内閣は、この米核戦略

と不可分の「対ソ同時多発戦争戦略」にそつた日米安保の「世界安保化」を担う防衛態勢整備を着々と押し進めている。

昨年一〇月の「有事法制の研究」についての中間報告や一一月の「危機管理問題懇談会」の報告を通して、有事における自衛隊の作戦行動に対する現行法制度の諸制約の撤廃と指揮・権限の継承関係の明確化をはじめとする即応態勢・継戦能力・抗站性の充実・向上などの有事即応態勢の整備を強調する一方、二月には防衛庁統合幕僚會議と在日米軍司令部との間で「日米共同作戦計画」を策定したのはその一端である。

ところで、「日米防衛協力のための指針」に基づくこの「日米共同作戦計画」は、日本有事の際の軍事情勢、侵略様相、米軍来援スケジュール、日米の役割分担、共同作戦の指揮系統の調整、複数の侵略ケースに対応する作戦・戦術の策定などがとり決められたといわれている。おりから、時を同じくして昨年一二月のNATOの防衛計画委員会は、新地上に戦ドクトリン「エアランド・バトル」を採択した。この新ドクトリンは、東独、チエコスロバキア、ポーランドからソ連の西部国境地帯に及ぶ全縦深への空地協同の「ディープ・ストライク（全縦深攻撃）」を企図するものである。自衛隊の「専守防衛」から「前方防衛・反撃戦略」への戦略転換と「日米共同

作戦計画」の策定は、この新ドクトリンの極東戦域での適用と相まって、域内防禦からソ連領をも射程に入れた「ディープ・ストライク」の危険な作戦をその防衛構想の根幹にすえるものなのである。

一、新軍事戦略を担う決戦兵器の調達

「前方防衛・反撃戦略」に基づく「三海峡封鎖作戦」による全縦深攻撃を米軍との共同作戦によって担わんとする自衛隊は、この新軍事戦略・作戦に必要な防衛力整備を八五年度においても引き続きおし進めようとしている。

航空自衛隊は「防空部隊」から「航空侵攻・制空部隊」への転換をはかるべく、予算総額七五八七億円を計上し、三自衛隊のなかでも最高の対前年度比九・一%増の伸びを示している。主要決戦兵器では、航空侵攻・制空作戦用F-15戦闘機一四機を新規調達している。このほかに、ナイキの後継防空ミサイル・ペトリオット〇・五個群の新規導入による防空作戦の向上、C-130H輸送機二機導入による戦術輸送能力の強化がめざされている。

海上自衛隊は、「戦術制海・対潜作戦部隊」から「戦略制海・三海峡封鎖・シーレーン防衛作戦部隊」への脱皮をめざし、総額七〇五九億円（対前年度比三・九%増）を計上。水上打撃力重視の甲型護衛艦（DD）三隻、潛

水艦（S S）一隻、対潜哨戒機（P-3C）

一〇機、対潜ヘリコプター（H S S-2B）

一〇機の新規調達が盛り込まれ、制海作戦艦

隊の整備をすすめている。

陸上自衛隊は、一地固守の「専守防禦的専

守防衛」部隊から「通峠・着上陸阻止部隊」

への転身をはかるべく、機甲火力、対機甲火

力、対空火力の一層の強化がはかられ、総額

一兆七七五億円（対前年度比七・八%増）が

計上された。主要決戦兵器は、七四式戦車六

〇両、新一五五ミリりゅう弾砲四三門、七五

式一五五ミリ自走りゅう弾砲一三門、二〇三

ミリ自走りゅう弾砲一二門、対戦車ヘリコプ

ター（A H-1 S）八機が新規調達される。

また、ホーク改一個群、短距離地対空ミサイ

ル一三セットが新規調達され野戦機動型防空

システムが増強される。

また、弾薬備蓄費が一四〇〇億円（後年度

負担を含む）をこえ、対前年度比二八%増の

伸びを示しているとおり、八五年度予算は自

衛隊の継戦能力向上を特に重視している。

このほか、指揮・通信機能の向上が引き続
きはかられるとともに、日米共同訓練の充実
がめざされている。

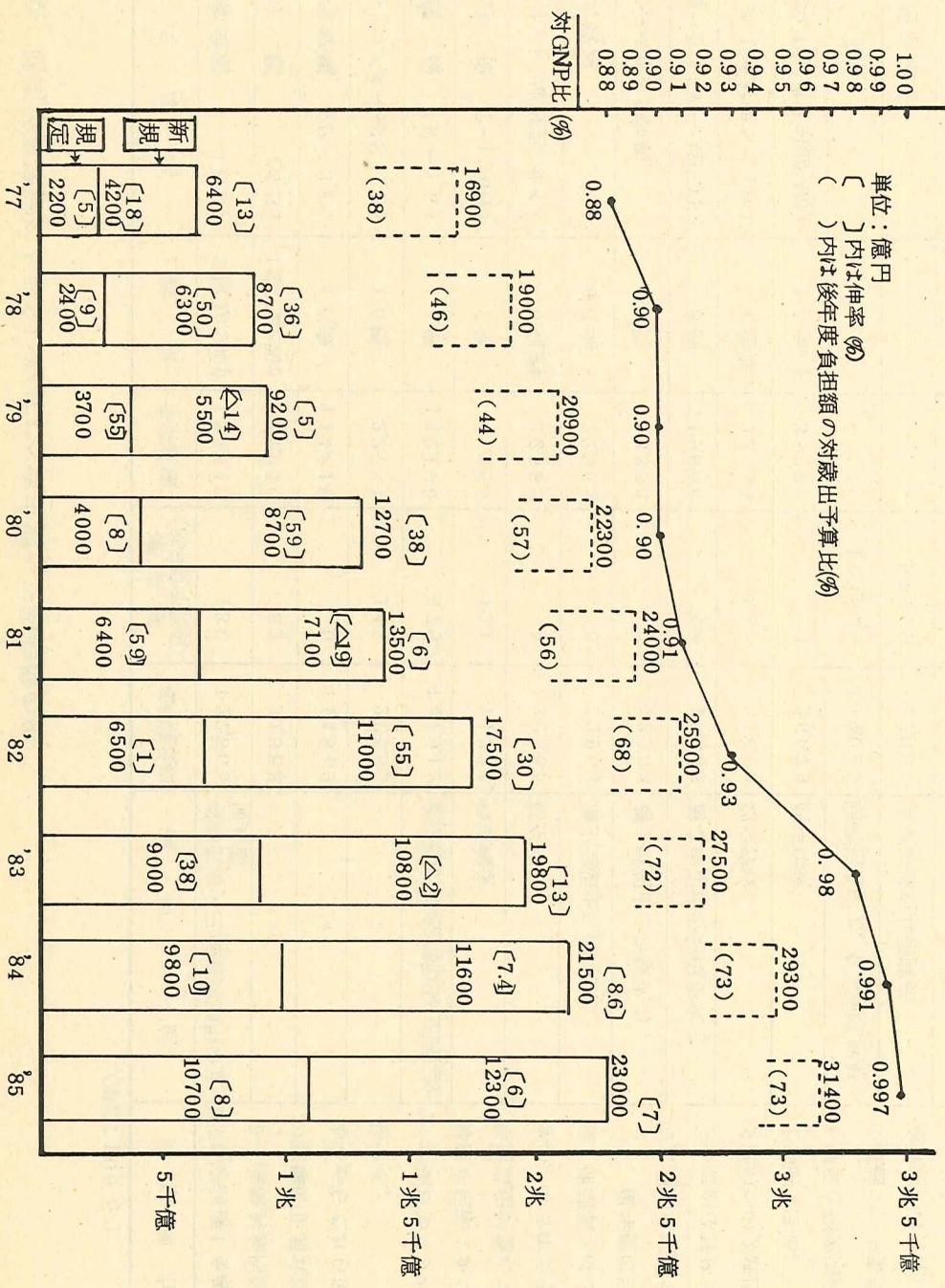
一、八五年度防衛予算凍結・削減の要求

「前方防衛・反撃戦略」にもとづく「三海
峡封鎖作戦」のための決戦兵器を中心とする

主要正面装備の調達を支えたのは、防衛予算における「後年度負担」制度である。少額の頭金を当初予算に計上するだけで調達費の大部分をツケの形で後年度にまわすこのシステムは、八五年度予算において新規分一兆二三二八億円、既定分一兆七三〇億円で計二兆三〇五八億円という膨大な後年度負担額となつてゐる。（表1参照）。防衛予算に占める後年度負担は年々上昇し、防衛予算の硬直化と膨張の要因と化している。

わが党は、「防衛費対G N P比一%枠」を堅持するための当面の緊急措置として、「専守防衛戦略」から『突出』してディープ・ストライクを企図する決戦兵器を中心に八五年度主要正面装備の凍結・削減（表2参照）を要求する。この措置の結果、八五年度防衛予算からの削減要求額は約二〇二五億円となる。

第1表 防衛関係費の後年度負担額の推移と対G N P比



第2表 防衛予算凍結にともない削減すべき主要な正面装備の例

(単位:100万)

兵 器 名	数 量	予算総額 (85年度予算額)	凍 結 額 (85年度予算額)	後年度負担	運 用 目 的	凍 結 理 由
甲型警備艦 (D D)	3隻(10,200t)	1,27,845	180	1,27,665	戦略制海・三海峡封鎖用の正面兵器	(1)「専守防衛」を越える三海峡封鎖作戦用の攻撃的正面兵器であるからこれらを凍結する。
潛 水 艦 (S S)	1隻(2,200t)	3,1,950	82	3,1,368	"	
海 対潜哨戒機 (P - 3 C)	10機	1,14,819	0	1,14,819	"	
対潜ヘリコプタ-(HSS-2B)	10機	2,2,731	148	2,2,583	"	
戦闘機 (F-1 5)	14機	1,42,190	278	1,41,912	航空侵襲・制空/作戦用の正面兵器	(2)一項目あたりの予算額が巨額でかつ後年度負担が極めて大きい。85年度予算額(凍結額)は小額でも、後年度の巨額の負担額を削除できるので対G N P比1%制約への突破圧力を抑制できる。
空輸送機 (C-1 30H)	2機	1,1,865	131	1,1,734	戦術輸送	
ペトリオット(地対空ミサイル)	0.5個群	3,2,555	0	3,2,555	防空作戦	
7 4 式 戦 車	60両	2,2,963	0	2,2,963	着上陸阻止の機甲火力	
新 155mmりゅう弾砲	43門	1,3,353	0	1,3,353	着上陸阻止の野戦火力	
陸対戦車ヘリコプター(AH-1S)	8機	1,9,656	98	1,9,558	着上陸阻止の対機甲火力	
ホーク(地対空ミサイル)	1個群	3,2,455	851	3,1,604	防空作戦	
短距離地対空ミサイル(SAM)	13セット	3,6,079	0	3,6,079	防空作戦	
弾薬		1,03,630	14,015	14,015	継戦能力協力、有事即応能勢	(3)弾薬と研究開発費の凍結で、有事即応、継戦能力の強化と新型攻撃兵器の研究開発を抑制できる。
研究用開発費		5,7,819	2,7,081	2,7,081	新型高性能兵器開発	
通 その他兵器・施設費等		3,9,300				
総 計			20,2500			

2 法務關係予算

一、増員については合計四五六人が実現したが、削減人員四七六人を補うに至つていな

登記事件処理関係の人員は一五六人増（二八人減）で実質増となつてゐるのは、一

周易

一、法律扶助事業への補助金は、前年度と同額の八四〇〇万円であり、党として要求した二億一八〇〇万円に比して非常に低い水準にとどまっている。資力の乏しい者の権利擁護に役立つているこの制度は、さらにつき事業の拡大が望まれるところである。

一、法務局等の老朽庁舎の改築は、國民から要望の強いところであるが、庁舎の整備等の予算は九一億六一〇〇万円で、前年度より一億三八〇〇万円の減となつてゐる。これでは國民に対するサービスの向上がますます遅れることになる。

だしこのことにより増員の努力を怠ること
があつてはならない。

登記制度コンピュータ化第1次10か年計画

年 度	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
実施計画	1.板橋出張所コンピュータ化 2.本番システム開発・設計 3.開発・運営センター建設 4.法改正等							本番システム稼動 430戸 全国乙号事件総数の 約80%		
所要経費	板橋システム 運用経費 5億円 移行経費 3億円 本番システム開発設計 23億円 開発・運営センター建設 22億円 計 53億円			システム運用経費 (最終の単年度経費 200億円)		700億円				
				移 行 経 費		1,100億円				
				計		1,800億円				

3 経済協力関係予算

一、農村と都市の二重の貧困

いま、南の発途上国は、農村と都市の二重の「絶対的貧困」に打ちのめされている。後途上国の農村の貧困は、サハラ以南のアフリカ諸国を苦しめている今世紀最悪といわれる「飢餓」に集中的にあらわれている。また、都市の貧困は発途上国の全般にみられる急速な都市の巨大化・スラム化と大量失業の存在に端的に反映されている。

ところで、このような二重の「絶対的貧困」は、決して、干ばつや降雨量の不足、戦争・内戦や急速な人口増大といった自然現象や一時的・非経済的因素によつてもたらされたものではない。

かつての植民地時代に強制された、コーヒー、ココア、落花生などの換金作物重視のモノカルチャー農業は、連作による地力の低下と深刻な「砂漠化」をもたらした。しかも、石油ショック以来の世界不況のもとで、この換金作物の価格は暴落を続け、換金作物の輸出代金で食糧を輸入するという方法が破綻してしまった。そのうえ、食糧自給と農業生産基盤の充実を無視して進められた性急な輸入

代替工業化政策が、資本財・中間財の巨額の輸入圧力のもとで、食糧の緊急輸入に不可欠なわずかの外貨準備さえ使いはたしてしまつた。サハラ以南の「飢餓」はこのような構造的要因を背景にして発生し得るのである。

同様に、都市の巨大化・スラム化による貧困の累積も人口増大にばかりにその原因を求めるることはできない。それは急速な工業化の

かげにかくされた農業の停滞の反映にすぎないからである。農業の停滞のなかで、農村の自作農は自小作農に、自小作農は小作農に、そして小作農は「土地なし農民層」に転落し農村で就業機会を見いだせない膨大な数のこの「土地なし農民層」が発途上国の都市にあふれ、都市の巨大化とスラム化をまねいているのである。

一、経済協力の課題

二重の貧困の打開

発途上国との農村と都市の二重の貧困を開拓することが、今日、南北問題の最大の課題であり、それはまた、日本の経済協力政策の基本目標でなければならない。

このためには、第一に、政府開発援助（O

D A）の対GNP比率を国際目標の〇・七%程度にまで早急に拡充する必要がある。第二に、安保西側同盟外交の延長上にある「戦略援助」や資源・市場確保のための「ビッグ・プロジェクト方式」の転換が求められている。

第三に、発途上国の食糧自給と農業基盤の再建、大都市への人口集中を抑制し地方での雇用創出のための地場関連の農水産品加工業、地方都市を核とする在来中小工業の育成などをめざして、「中間技術・中間地帶開発」方式へと日本の経済協力政策の根本的転換が必要である。

総じて、発途上国への経済協力は、たんに経済成長率、工業成長率という集計的指標の向上、達成のみを求めるものであつてはならないのである。むしろ、それは人間と文化の幅広い相互接触のうちに相互の文化と歴史の特質や共通性の相互認識の場として位置づけられるべきものである。

一、八五年度ODA予算案の実態

ところが、八五年度政府開発援助（ODA）予算案の実態は、このような経済協力政策の根本的転換の課題に応えるものではない。一般会計予算や資金運用部資金などを合算したODA予算総額は一兆二五四七億円で今年度当初比三・一%の減である。また、対GNP比で〇・三九九%にすぎない。むろん、一般

会計のODA予算は五八六三億円で今年度当初比一〇・〇%の増である。しかし、それさえも、国際公約の「ODA五年倍増計画」の目標額には達しない数字である。この「五カ年計画」の目標額一兆四八八億円に対して、五年間累計の予算計上額は二兆四二〇七億円で目標達成率は九七・七%にとどまっているからである。

いざれにせよ、ODA予算の対GNP比率が〇・三九九%というのは、国際的にみても日本の経済協力への熱意が疑問視される数字であろう。一九八三年における先進工業諸国とのODA比較でみると、日本の実績は十二位程度である。ノルウェー（対GNP比一・〇六%）、オランダ（同〇・九一%）、スウェーデン（〇・八八%）、フランス（〇・七四%）、デンマーク（〇・七三%）が、国際基準の〇・七%を突破した国である。これに、ベルギー（〇・五九%）、オーストラリア（〇・四九%）、西独（〇・四九%）、カナダ（〇・四五%）、英國（〇・三五%）、フィンランド（〇・三三%）、日本（〇・三三%）が続いている。国民一人当たりの負担額（ドル、一九八二年）でも、ノルウェー（一三五・八）、オランダ（一〇三・〇）、スウェーデン（一一八・五）などに対比して、日本のそれはわずかに二五・五ドルにすぎなかつたのである。

また、ODAの質的指標である「総合グラ

ODA予算総括表

(単位：億円、%)

	59年度			60年度政府原案		
	金額	伸率	構成比	金額	伸率	構成比
I 贈与	7,327	64·0	51·8	6,161	△15·9	44·6
1. 二国間贈与	2,811	6·1		3,144	11·9	
(1) 経済開発等援助	1,065	7·6		1,150	8·0	
(2) 食糧増産等援助	530	△1·0		594	12·0	
(3) 技術協力	1,216	8·1		1,400	15·2	
2. 国際機関への出資・拠出	4,516	148·5		3,017	△33·2	
(1) 国連等諸機関	608	11·0		638	5·0	
(2) 国際開発金融機関	3,909	207·7		2,379	△39·1	
II 借款	6,828	10·1	48·2	7,651	12·1	55·4
(1) 海外経済協力基金	6,422	9·2		7,164	11·6	
(2) 日本輸出入銀行	50	△28·6		50	0·0	
(3) その他	356	41·9		437	22·9	
III 小計(事業規模)	14,155	32·6	100·0	13,813	△2·4	100·0
IV 回収金	△1,203			△1,265		
V 合計	12,952	33·8		12,547	△3·1	
対GNP比	0.438			(0.399)		

ント・エレメント」(%) 「贈与比率」(%)などの分野においても、日本のそれはそれぞれ七九・五%と五五・二%（一九八三年）にとどまっている。ノルウェー（九八・六%と九八・二%）、オランダ（九五・二%と八七・七%）、スウェーデン（九九・八%と九四・六%）などのODA先進国と比べて、日本の政府開発援助の立ち遅れがあまりにも明らかではあるまい。

八五年度のODA予算案は、これらの量的指標でさらに一步後退した。ODAの対GNP比は八四年度予算の〇・四三八%から〇・三九九%に低下したからである。その主な原因は国際開発金融機関への出資が当初予算の三九〇九億円から二三七九億円へと三九・一%も大幅に減少したからであろう。

しかし、こうした不安定要因を克服して二国間贈与の項目のなかの、食糧増産援助、技術協力、経済開発援助などをより大幅に増加すべきであつたろう。こうした姿勢のなかに中曾根内閣の「戦略援助」や資源・市場確保の「経済安保戦略」—ビッグ・プロジェクト政策が反映されているのである。「戦略援助」やビッグ・プロジェクト政策が、発展途上国の農村と都市の二重の「絶対的貧困」を助長してきた事実があらためて指弾されなければならぬのである。

当面する発展途上国の「飢餓」や貧困を克

服するためにも、日本の経済協力政策は、「人間の基本的ニーズ」（BHN）の充足をめざす方向に早急に転換されねばならない。そのうえ、南北間の発展格差の縮小をめざす基本政策の確立も求められている。この両者があいまい。

4 文教関係予算

一、一九八五年の文教関係予算（文部省所管の一般会計）は、伸び率は実にわずかの〇・〇五%で、防衛費が六・九%という異常な突出のなかでいぜんとして臨調行革の教育切りすての路線が続いている。しかも文教予算に占める人件費の比率が高く、実施はマイナス予算といわなければならない。そして他方では、国立大学の入学金の値上げなど更に負担を国民に強いる予算である。

文教予算（一般会計）は、総額四兆五七四一億二〇〇万円、国立学校特別会計は一兆六〇六三億三七〇〇万円で〇・二八%の増、財政投融資は二三億円減の七六六億円でマイナス二・九%である。

一、文教予算の主要な項目の内容は次のとうりである。

まず、四〇人学級など教職員定数についてである。周知のよう、「四〇人学級」は八〇年度にスタートしたが、その後臨調答

申を受けて政府は凍結あるいは抑制してきた。党はゆきとどいた教育のためにこの計画は不可欠であるとの立場で党は予算要求の重点項目として要求した。定数全体では自然減三六〇四人、改善増が二五〇四人で計一一〇〇の減となつて。改善増の内訳は、「四〇人学級」が一八三五人、配置率の改善が六六九人である。配置率の改善は、研修代替六九人、教育困難校加配一五〇人、複式学級・特殊学級改善一〇〇人、教頭代替一〇〇人である。なお、「四〇人学級」など第五次定数改善計画発足の際、わが党は一二年計画の短縮を迫り、その結果、予算修正時に自民党と社公民三党との間で、計画を「概ね三年後見直す」との合意をみた。このことからいつても、四〇人学級の早期実現がはかられねばならない。

次に、極めて問題なのは教材費と教職員旅費が義務教育国庫負担から外され、地方

の一般財源化されたことである。これは中曾根内閣の八五年度予算における「高率補助金のカット」の一環とされたものである。もとよりこのカットそのものが負担を自治体に転嫁するものであつて認めがたいが、負担法の対象を単なる補助金として削減の対象とすることは負担法の精神からいつて誤りである。この結果教材費はゼロとなつた（八四年度は一三三億四九〇〇万円）。このような不当な一般財源化とともに、昨年に引き続いて多くの項目で大幅に予算が削減されているのが八五年度予算の特徴である。

まず、公立学校施設整備費補助金は前年度に引き続き大幅に削減され、マイナス一・七%の三一〇六億六〇〇〇万円となつていて。また事業量は五一八万八〇〇〇m²↓四五七万m²と削られた。なお、大規模改

修費補助の地域制限の撤廃と小中学校屋内運動場の基準面積の改定を自社両党の政調会長・政審会長会議等で要求したが、前者は離島などの制限を撤廃し、後者では基準面積を小学校で一六・九%、中学校で平均二〇・二%増となり、要求が認められた。

次に、学校給食施設設備の整備費であるがこれもマイナス一三・三%の七二九億二〇〇万円と、前年に統いて大幅に削られている。

学校給食の「合理化」という名の切りす

は臨調答申以後一貫してすすめられている。文部省は、一月二一日「学校給食業務運営の合理化」についての通知を出し、①共同調理場方式、②パートタイム職員の活用、③民間委託等の合理化をすすめることを主張しているが、学校給食合理化問題は今後大きな焦点となることは必至である。

一、教育の切りすぐれが、とくに弱い層にひと際及んでいることは次のことを見れば明らかである。まず、定時制及通信教育が四九・九%も削減された（定時制及通信教育手当補助がゼロに）。また、特殊教育では、特殊教育介助職員設置費補助がゼロになるなど、一三・一%もマイナスとなつていて。昨年有利子制が導入されるなど制度が改悪された育英奨学事業については、無利子貸与事業が三五億二〇〇〇万円減少となつていて。

二、私学助成については今年も予算編成の焦点の一つであった。私立大学等の経常費補助は昨年よりマイナス五%、一二一億九三〇〇万円減の一二一六億五七〇〇万円、私立高校等の経常費助成費補助はマイナス四・七%、三三億九六〇〇万円減の六八二億四〇〇万円であったが、復活折衝の過程で、大学二四三八億五〇〇万円、高校七一六億円と、昨年同額となつた。しかし、物価上昇を考えればこれでは実値マイナス予

算といわなくてはならず、この程度では私大の研究・教育条件を悪化させ、授業料や納付金の値上げにはねかえることは必至である。他方、国立学校施設整備費は一二・〇%も削減され、一四四八億五六〇〇万円が計上されているにすぎない。このように、私学助成の抑制、国立大学整備の削減という政策は高等教育に対する国責務の放棄といわざるを得ない。

臨調答申で無償化廃止が指摘されて以降、予算編成期に政治的かけひきの対象とされてきた義務教育教科書については無償が継続され、四五六億一九〇〇万円が計上されている。

一、このように、重要項目が削減あるいは抑制されているのに反し、大きく伸びを示している費目もある。

まず、教員研修の充実等では、教育研修等事業推進費補助が新規で一〇億四六〇〇万円づくなど、実に二〇二・二%の増となつていて。このような「官製研修」のための教員研修費が増えることは教職員に対する管理強化の姿勢が示されている。また、「民間等との共同研究等の促進」が二四・五%増の五一億四五〇〇万円となつていても注目される。これは、「产学研同」の具体的推進である。さらに深刻化する青少年の「問題行動」に対して、「生徒指導の充実強

化」は九億九〇〇万円、実に五八・四%の増となっており、とくに「自然教室の推進等」が昨年に続いて大幅増となっている。

一、学校教育とともに、社会教育、文化関係予算でも大きく切りこまれているのも特徴である。

まず社会教育では、公立社会教育施設の整備が一五・〇%マイナス、一一一億五二〇〇万円と、大きく削減されている。また、社会教育事業の充実もマイナス三・四%、視聴覚教育の振興はマイナス一〇・六%、そして民間社会教育活動振興費補助はマイナス七・二%である。とくに、今年は国際青年年であるにもかかわらず、関連事業の予算が削減されている。

体育・スポーツ関係では、社会体育施設がマイナス一三・〇%の八三億一〇〇万円、学校体育施設はマイナス一一・〇%の八五億六〇〇〇万円と、これまた大きく切り込まれている。また、体育・スポーツ指導者養成はマイナス六・七%、学校体育の充実がマイナス四・五%となっている。

文化予算では、国立文化施設整備がマイナス一一・二%、地方文化施設等整備がマイナス二五・四%など、文化施設の整備費が大幅に削減されている。「経済大国」としてこのような社会教育、文化関係の予算が大幅に削減されていることは、まことに恥

すべきことといわなければならない。

最後に、国立大学入学金が一二万円から一五万円に引き上げられる。このように八

五年度文教予算案は、教育をさらに切りすて、負担を国民と自治体に転嫁する予算案である。

5 労 働 関 係 予 算

一、労働省独自財源の縮小化と労働保険特別会計への依存の深まり

1 労働省独自財源の縮小化

マイクロエレクトロニクス（M E）を中心とする技術革新の進展、産業構造・就業構造の変化、高齢社会化、女性の社会的進出等の社会的経済的変化の中で、労働行政の課題は山積しているにもかかわらず、労働省独自財源（一般会計支出）が年々縮小している。来年度予算案では約四八九二億二四〇〇万円で、八四年度予算に比べ約一〇億九九〇〇万円（〇・二二四%）の減となっている。一般会計（一般歳出）全体に占める労働省予算の割合は一・五〇%にすぎない。これは、労働行政上の責任を回避しようとする自民党内閣の姿勢を反映したもので、「軍事費優先・国民生活切捨て」政策の一環として、きびしく追及されなければならない。

(2)また、職員の人事費以外の事務費について、そのほとんどが労働保険特別会計の負担となっている。(1)業務取扱費のうちの庁費、施設整備費、(3)労働福祉事業費（労災勘定）のうちの庁費、施設費、不動産購入費、(4)雇

伴なって、労働省の施策は、ますます労働保険特別会計（労災補償保険、雇用保険）への依存を深め、来年度予算案では、労働省予算全体（約四兆一五〇三億四九〇〇万円）に占めるその割合は八七・八%（約三兆六四三一億九〇〇〇万円）にものぼっている（八四年度は八七・六%）。このため――

(1)本来一般会計が負担すべき労働省職員の人事費のうち、一万四〇四人分、約六二八億三四〇〇万円が労働保険特別会計の負担とされている（業務取扱費に計上）。このほか石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の石炭勘定で一〇人分（約二億三〇〇〇万円を負担）。これは労働省職員全体（二万四九七人）の四一・七%、人事費全体（約一六四九億四二〇〇万円）の三八・一%にあたる。

(2)また、職員の人事費以外の事務費について、そのほとんどが労働保険特別会計の負担となっている。(1)業務取扱費のうちの庁費、

用安定等事業費（雇用勘定）のうちの庁費、

施設費、等を積算しただけでも約二五七億八〇〇〇万円にのぼるが、事務費に対する国庫負担はわずか八億五〇〇〇万円（雇用勘定）

にすぎず、しかも七九年度以来据え置かれたままである（このほか労災勘定には、労災保険事業への国庫補助として一五億六〇〇〇万円の繰入れがあるが、これは年々縮小し、来年度予算案では前年度比一億六〇〇〇万円の減となつてきている。

(3) (1)及び(2)の結果、労働者（被災者、失業者）への保険給付や、労働福祉事業（労災保険、雇用安定等四事業（雇用保険）の財源が不當に圧迫されている。

(4) さらに、保険料収入があたかも政府（労働省）の収入であるかのように扱われ、労働保険事業が（国会承認が前提となつていては言え）行政側のその時々の財政的・政策的因素で、言わば恣意的に運営されていることも問題である。

職員の人事費や庁舎建設費、事務費はもちろん、行政側のその時々の政策的費用も本来一般会計が負担すべきものであり、一方、労働保険制度は法律に基づく社会保障制度の一つとして、安定的に確立していかなければならないものであつて、さらに、その運営には保険料を負担する労使、特に保険制度による救済対象である労働者側の意思が反映されなければならぬ。

ればならない。この観点から、労働保険財政の現状は早急かつ計画的に改善されなければならない。

一、失業対策費の大幅削減

一般会計の失業対策費（労働省所管分）は約三六七一億三九〇〇万円で、前年度比約四七億七三〇〇万円の減となつてきている。これには高率国庫補助の一率一割削減の影響が大きい。

雇用保険国庫負担金は別として、失業対策事業——①緊急失業対策法に基づく失業対策事業、②就職が特に困難な中高年齢失業者向けの特定地域開発就労事業、③特定不況業種離職者等の就職促進のための各種の職業転換対策事業——に対する国庫補助のうち、高率（三分の二）補助分は、八四年度予算では約六二〇億一四〇〇万円で、失業三事業費全体（約七五四億九〇〇〇万円）の八二・一%を占めており、その一割と言えば約六二億円である。これは、他省庁関係の削減分とともに地方自治体予算にシワ寄せされるわけである。

高率補助一割削減について、政府は、地方交付税の特例加算や建設地方債の発行等で補てんするとしているが、それにも問題があり、結局はこれらの失業対策事業の大幅後退につながる恐れがある。

来年度予算案は表1のとおりだが、その積算内容をみると、まず失業対策事業は、①二年度続いた就労日数の削減を来年度は行わない、②吸收人員は四万六七〇〇人（前年度比三〇〇〇人減）、③単価は労力費四二二一円（二・八%増）、資材費二二一円（同額）、事務費四一九円（一・五%増）、管理監督費三七八円（三・六%増）、④日雇労働者就職支度金は二〇〇〇人（一五〇〇人増、単価一〇万円は据置き）、などとなつてきている。

特定地域開発就労事業は、①対象人員三一〇〇人（前年度と同じ）、②事業費単価一五八〇円（二・二%増）。職業転換対策事業費は、①就職促進手当約五〇億一二一〇〇万円（約一億六〇〇万円増）、②職業転換特別給付金約七億九二〇〇万円（約七四〇〇万円減）などのほか、③シルバー人材センターについては新たに二五団体（累計二六〇団体）分の補助増を計上している。また、職業訓練校運営費等の補助は、職業転換訓練費交付金に変更されている（職業訓練法改正）。

一、労働基準監督署等の定員削減

労働基準監督官等、労働行政の基本的な任務の遂行に必要な職員の不足が改善されるどころか、さらに定員の削減が行なわれている（表2）。特に労働基準監督官の場合、定期監

表1 失業対策費<注1>

	昭和59年度予算	昭和60年度予算(案)	増 減(△)
1. 失業対策事業費 <注2>	(5 2,6 9 0,6 6 7) ^{千円}	(4 6,6 6 4,6 6 7)	(△6,0 2 6,0 0 0)
失業対策事業費補助金	5 2,6 9 0,6 6 7	4 6,6 6 4,6 6 7	△6,0 2 6,0 0 0
2. 特定地域開発就労事業費	(6,3 1 0,0 0 0)	(6,0 6 3,0 0 0)	(△2 4 7,0 0 0)
特定地域開発就労事業費補助金	6,3 1 0,0 0 0	6,0 6 3,0 0 0	△2 4 7,0 0 0
3. 職業転換対策事業費	(2 1,0 9 7,0 5 4)	(2 1,2 8 9,2 0 5)	(1 9 2,1 5 1)
(1) 就職促進手当	4,9 0 5,9 2 7	5,0 1 1,8 7 8	1 0 5,9 5 1
(2) 職業転換特別給付金	8 6 6,0 3 9	7 9 1,8 5 9	△7 4,1 8 0
(3) 職業転換訓練費補助金 <注3> <注4>	5,1 2 5,7 1 0	5,1 3 9,7 2 0	1 4 0 1 0
(4) 職業転換訓練費交付金 <注3>	—	8,3 7 9,0 4 8	5,0 7 0
職業転換訓練運営費等補助金 <注3>	8,3 7 3,9 7 8	—	
(5) 高年齢者労働能力活用事業費等補助金 <注2>	1,8 2 5,4 0 0	1,9 6 6,7 0 0	1 4 1,3 0 0
4. 雇用保険国庫負担金	2 9 1,8 1 4,0 0 0	2 9 3,1 2 2,0 0 0	1,3 0 8,0 0 0
計	3 7 1,9 1 1 7 2 1	3 6 7,1 3 8,8 7 2	△4,7 7 2,8 4 9

<注1> ここに掲げたのは労働省所管分で、政府の失業対策費としてはこのほか、運輸省所管の船員雇用促進対策事業費（昭和59年度予算 212,232千円、60年度予算案 210,207千円、2,025千円減）がある

<注2> 昭和59年度予算では、日雇労働者就職支度金（ $\frac{1}{3}$ 補助、16,667千円）は高年齢者労働能力活用事業費等補助金の中に組み込まれていたが、60年度予算案では失業対策事業費補助金の中に組み込まれた（66,667千円）ので、それに合わせて59年度予算を組み替えた。

<注3> 昭和59年度予算では、職業転換訓練費補助金の中の就職促進訓練費の一部であった運営費（ $\frac{1}{2}$ 補助、3,958,191千円）が、60年度予算案では、失業対策費の枠外扱いであつた職業訓練費の中の職業訓練費補助金のうちの職業訓練校運営費（ $\frac{1}{2}$ 補助、4,415,787千円）とともに交付金化され、新たに職業転換訓練費交付金として計上されたので、それに合わせて59年度予算を組み替えた。

<注4> 昭和59年度予算では失業対策費の枠外扱いであつた職業訓練費の中の職業訓練費補助金のうちの特別対策職業訓練推進費（ $\frac{1}{2} \cdot \frac{2}{3}$ 補助、192,173千円）が、60年度予算案では、職業転換訓練費補助金の一部（199,540千円）として組み込まれたので、それに合わせて59年度予算を組み替えた。

督実施率約五%（違反事業場率は約六割）といふ現状を改善するため、大幅な職員増を計画的に進める必要があり、また、男女雇用平等の一県平均三・六人ではあまりにも少なすぎる。

表2 労働基準監督署等の職員定数

	59年度予算	60年度予算案	増減(△)
労働基準監督署	2,779	2,773	△ 6
都道府県婦人少年室	168	170	△ 2
公共職業安定所	8,516	8,472	△ 44
中央労働委員会	71	73	△ 2
公共企業体等労働委	52	43	△ 9

一、職業訓練行政の転換（職業訓練法改正）

今国会には予算関連法案として職業訓練法改正案が提出される。これは、臨調行革の「民間活力活用」論に立つて職業訓練法の性格を基本的に改めようというもので、①職業訓練法を「職業能力開発促進法」に改め、②事業主による職業能力開発を促進し、③公共職業訓練において民間教育訓練施設への委託訓練を積極的に活用するとともに、④都道府県立訓練校への運営費補助を交付金に改める、などを内容としている。

労働者にはその職業能力の維持向上のため職業訓練を受ける権利が保障されなければならない。そのため国は職業訓練の機会を実際に保障する責務がある。特に中小零細企業で働く労働者にとって、この制度のもつ意味は大らしく、そのため国は職業訓練の機会を実際に保障する機会が確保・拡充されることになる。政府案で、このような労働者の権利を保障する制度が確立・拡充されることとなるが、労基法が保障している年次有給休暇さえ実際には満足に与えられない場合が多い現状で、どの位実効性があるのか、むしろ事業主の利益の保障に実際上の比重が移り、公共職業訓練制度は後退することにならないか、また、定率補助金の交付金化は、都道府県にとつては実情に合わせて弾力的に運用できることになる。

と考えられる反面、将来における補助額全体の削減につながることはないか（八五年度予算案では、前年度とほぼ同額が措置されているが）、など解説すべき問題点は少なくない。

なお、今国会には、職業訓練法改正案のほかに、予算関連法案ではないが、地方事務官の身分移管等に関する職業安定法改正案、労働者派遣事業の法認・法規制に関する労働者派遣事業法案等が提出される（このほか男女雇用機会均等法が参院で継続審議になつてゐる）。前者が地方自治法との関連で重大な問題を抱えていることは言うまでもないが、後者も、数年来広く論議されてきたように、様々な問題点を抱えている。増大する“派遣労働者”について何らかの法的・行政的保護が必要であることは言うまでもないが、伝えられる政府案では、雇用主と使用者の分離、つまり使用者概念が変更され、実質的使用者（派遣先事業主）の使用者責任が問われなくなる恐れがある。この問題は、労働者供給事業の禁止（職安法四四条）、中間搾取の禁止（労基法六条）、使用者の団交応諾義務（労組法七条）等、労働法制上基本的な点に関わる問題であり、“派遣労働者”的実態解明とその保護、権利保障の観点から慎重かつ徹底的な審議が必要である。

6 厚生関係予算

一、その概要

1 厚生省関係予算案は、九兆五〇二八億円で対前年度増加額二五三六億円、二・七%の伸びに抑えられ、一般会計予算全体の三・七%増をも下回った。また、一般会計に占める同省予算の割合は、二九・二%である。

同省予算の当然増は六五〇〇億円と見込まれたが、大蔵省に認められた増額要求枠が三四二〇億円だったため、三〇八〇億円の削減が課題となつた。これに対し同省は、行革審意見書（八四年七月）および予算編成に関する閣議了解（同）の趣旨に沿つて、次の措置によつて削り込みをはかった。

①高率補助率の一割カット……補助率 $\frac{1}{2}$ をこえるものについて一割削減する。生活保護（現行 $10 \downarrow 8/10$ ）で一三一〇億円、社会福祉施設等措置費（同）で一〇四五億円、公費負担医療（同）で一二七億円、その他七〇億円、合計二五五二億円の削減となつた。

②行革関連特例法の一年延長による削減……厚生年金国庫負担の一部繰延べで三〇

五〇億円、児童手当の事業主負担振替分で一〇〇億円、合計三一五〇億円の削減である。

③政管健保国庫補助の繰入れの特例……ほんらい給付費の一六・四%の定率補助だが、相当分六四八七億円のうち八四年度黒字分九三九億円見合い額を差引いて国庫に繰入れることとした。

④医療費の適正化、生活保護の適正化等……医療費の適正化で六〇〇億円、生活保護の適正化および福祉施設の費用徴収の適正化で四〇〇億円、合計一〇〇〇億円を削減した。

以上で削減額合計は七六四一億円となる

が、これから課題とされた三〇八〇億円を差引いた残り四五六一億円が政策増相当分とみることができる。

2 厚生省が重点施策として配慮した項目は、次の通りである。

①健康対策……老人保健事業の計画的推進および職域における健康管理事業の拡充をはかるとともに、新たに精神衛生センターを窓口とする「心の健康づくり相談」（一三〇〇万円）を始める。また、新たに民間

活力を活用した「高齢化新社会システム」の開発調査（一三〇〇万円）や、家庭医制度の検討、中間施設の検討を進める。

②福祉対策……家庭奉仕員の増員（一萬九九〇八人→二万一六一三人で増員分一七〇五人）をはかるとともに、新たに主任家庭奉仕員（チーフ・ヘルパー＝一八八人）の制度を創設する。（主任手当年額五万六〇〇円）。また、町ぐるみボランティア活動の基礎づくりとして、新たにボランティア計画（一カ所当たり事業費六〇〇万円、五七カ所）を進めるとともに、精神薄弱者の働く場として精神薄弱者福祉工場を創設する（五カ所、一六〇〇万円）。

③年金、生活保護等の給付改善……特例スライド（改定率三・四%）を厚生年金四月、拠出制国民年金五月で実施する。老齢福祉年金（二万五六〇〇円→二万六五〇〇円）をはじめ、福祉年金を六月から引上げる。生活扶助基準については、一級地の標準四人世帯で月一五万二九六〇円→一五万七三九六円とするなど、四月から二・九%引上げる。（年金については、別表参照）

④特定疾患対策……対ガン十カ年総合戦略の継続（がん対策費は二三六億六三〇〇万円→二八一億六四〇〇万円）、老年期痴呆疾患の研究拡充、新たに精神障害者の在宅ケアに関する研究、特定疾患治療研究の対象

年 金 領 比 較 表

年 度 項目	59		60	
	2.0 %		3.4 %	
	年 金 額	年 額 円	月 額 円	年 額 円
〔厚生年金保険〕				
55年改正時モデル年金 (30年加入・夫婦)	1,841,800 (基本 1,661,800) 加給 180,000	153,483	1,898,400 (基本 1,718,400) 加給 180,000	158,200
障害年金・遺族年金 (最低保障額)	573,800	47,817	593,400	49,450
遺族年金 (2子・最低保障額)	903,800 (基本 573,800) 寡婦 210,000 加給 120,000	75,317	923,400 (基本 593,400) 寡婦 210,000 加給 120,000	76,950
〔国民年金〕				
10年年金	364,500	30,375	376,900	31,408
5年年金	310,300	25,858	320,800	26,733
19年年金 (現行最長期間) (加入者・単身)	491,700	40,975	508,500	42,375
障害年金(1級)	717,300	59,775	741,800	61,817
" (2級)	573,800	47,817	593,400	49,450
母子年金	753,800 (母子 573,800) 母子加算 180,000	62,817	773,400 (母子 593,400) 母子加算 180,000	64,450
〔福祉年金〕				
老齢福祉年金	307,200 (注1) 282,000	25,600	318,000 (注2) 285,600	26,500
障害福祉年金(1級)	460,800	38,400	477,600	39,800
" (2級)	307,200	25,600	318,000	26,500
母子福祉年金	399,600	33,300	414,000	34,500

(注1) 扶養義務者等の収入が600万円(6人世帯)以上である場合は、25,200円(月額2,100円)を支給停止し、28,200円(月額2,3,500円)を支給する。

(注2) 扶養義務者等の収入が600万円(6人世帯)以上である場合は、32,400円(月額2,700円)を支給停止し、28,5,600円(月額2,3,800円)を支給する。

(注3) 59年度年金額 = 55年度年金額 × 1.144 1.144 = 1.122 (57年度スライド率) × 1.02
60 " = " × 1.183 1.183 = 1.144 (59年度スライド率) × 1.034

一疾患増(二七疾患に)、児童の慢性腎疾患の予防治療研究の推進、B型肝炎防止対策等を進める。

一、その問題点

厚生省予算に對して社会党が主張した基本は、次の二点である。第一に、社会保障関係予算のすべてが必要不可欠の経費との立場に立ち、当然増経費についてはいつさい削減しないこと。第二に、経費節減の方法は、政策目的に照らして施策の効果を高めることによるものとし、この見地から制度改革を進めるとともに、タテ割り行政の弊害を是正し、制度間や施設およびマン・パワーの相互連携を強めること。

1 予算案をこの視点からみると、次のような問題がある。

- (1) 高率補助率の一率削減は、自治体負担に対する無原則転嫁を拡大する……いま国が八割負担している生活保護、措置費、公費負担医療などを“一割カット”と称して端数を切捨て七割とし、残りを自治体負担とした。分権推進の立場からみると、①税制改革による自治体の自主財源の確保、②負担と権限をセットで移譲すること、などが前提でなければならない。
- (2) 政管健保の黒字分は、保険料の引下げに回すべきである……八四年度健保財政

は、九五〇億円の黒字となつたが、七三年度末時点での累積赤字の償還に一億円を回し(これで返済完了)、残り九三九億円を一般会計に貸すというもの。これはほんらい労使の保険料(八・五%)の引下げ財源として使うべきである。なお、一般会計から返済時期さえ明確にされていないのは、不可解というよりほかはない。

(3) 対象者の人権を軽視した施策が多い……たとえば、「適正化」の名のもとにプライバシーへの配慮なしに進められる生活保護の「不正受給防止」対策、「未婚の母」には支給しないこととする児童扶養手当、苦情のぶつけにくい非常勤や嘱託を中心とした「家庭奉仕員派遣」事業、「五歳児若永久歯」に安全性の疑わしいフッ化物塗布、重度障害者等に対する公的福祉の確立しないまま拡大されるボランティア依存などがそれである。

(4) 医師と患者の関係を変え、保健医療効果を高める努力が足りない……日常からの健康管理、早期治療、そして継続的な医療の確保等をはかるため、家庭医を育成・普及したいとし、六〇年度は、家庭医制度の検討および臨床研修に総合診療方式の導入、の二点を予算化した。しかし、現行診療報酬とは別に「家庭医委託料」支払制度や、生活医学、生活療法の確立にまで踏み

込んでいないのは、きわめて残念である。

(5) 所管の国有地を売却するのは、国民共有の資産を保全する責任の放棄である

……大蔵省「国有地等有効活用推進本部」のイニシアで売却対象とされている厚生省所轄地は、国立予防衛生研究所一万六七五七m²(品川区)、社会保険中央総合病院三七五三m²(新宿区)、日本社会事業大学二万七二六九m²(渋谷区)、国立療養所東京病院の一部二万六〇〇〇m²(東京・清瀬市)、社会保険神戸中央病院三四九五m²(神戸市)、国立大分病院一万二一六四m²(大分市)などがあり、これらのうち一部は八五年度処分が予定されている。

7 農林水産関係予算

一九八五年度農林水産関係予算はきびしいマイナスシーリングのなかで、前年度予算三兆四五九九億円を四・六%(一五八九億円)下回る三兆三〇〇八億円となつた。この三年連続のマイナス予算是、削減額、率とも過去最大であり、各省庁別でも最大の削減率である。また、国的一般歳出に占める割合も前年度を〇・四八%下回り、一〇・一二%となり戦後最低となつた。国の予算に占める農林水産予算の割合を年度別にみると八〇年度

なお、不充分ながらも、社会党の主張が反映した事項としては、次のような例がある。

1 精神衛生法による措置入院実地審査率を13%→100%、同意入院実地審査率6%→一二%にそれぞれ改善する。(五一〇〇万円→一億二七〇〇万円)

2 精神病院のナイト・ケア部門(運営費)を新設し、初年度一〇カ所を対象に三〇〇〇万円が新たについた。

3 看護を中心とした中間施設の検討費三〇〇〇万円が新たについた。

4 医薬分業推進モデル地区の検討費六〇〇万円が新たについた。

小、合理化政策をさらに押しすすめることを明確にしている。とくに米の減反政策の失敗から需給ひつ迫を招き、臭素米の食用転用、韓国から米の緊急輸入をはからなければならぬ事態のなかで、わが党が政府の予算編成時に申し入れた二三項目にわたる「農業再建・食糧自給向上のための予算要求」とはほど遠い八五年度予算といわなければならぬ。

一、具体的な内容と問題点

（農業）

農林水産関係予算の概要は別表のとおりだが、「経常（一般）経費一〇%削減、公共事業など投資部門経費五%削減」のマイナスシーリングのなかで、公共事業費は“必要な場合には補正予算が組まれること”を前提にして災害復旧費を一二二億円削減し、これを財源として一般公共事業費一兆三六六四億円（前年比九八・六%）とほぼ前年なみ、しかし、新規事業にとぼしく、六年連続の据置きで単価の上昇等を考えると農林水産関係基盤整備事業は大幅に停滞することになり、自民党政府のいう“価格政策より構造政策”という看板は裏付けのないものとなつてゐる。

一方、一般事業費は公庫補給金、農業者年金など当然増経費、「土地利用型農業の構

造改善」等にかかる新規事業の削減、食糧管理の削減をもつてつじつまを合せ一兆一九五三億円（前年比九九・二%）で、前年なみを確保した。

2 とくに食糧管理費は臨調行革の食管解体攻勢のもとで前年比一四・五%（一一七八億円）の削減で戦後最大の削減年となつた。これは来年度の転作目標面積を二万六〇〇ヘクタール緩和、消費者米価を三・七%引上げ、売買逆ザヤを一・九%に縮小、また、保全管理三年を終了したものは転作奨励金（10アール三万五〇〇円）を交付しないことになる削減から積上げたものである。この結果、食管特別会計繰入れは前年比一五・六%減の四五六一億円と五〇〇〇億円の大台を割つた。また、八四年度予算で三〇〇〇億円台を割つた水田利用再編対策費も八五年度では二・三%削られ二三九二億円となつた。これにより食糧管理費の農林予算に占める割合は二一%、国の一般会計上に占める割合も二・一%と大幅に縮小された。たしかに昨年の豊作により一時的には米の需給ひつ迫は解消されたかのように見えるが、单年度需給を基本とする減反政策がつづくかぎり、構造的需給ひつ迫はまぬがれない。昨年七月、国会において「米の安全と安定供給に関する決議」による減反政策の大見直し、備蓄制度の

確立が全会一致で決議された。それだけに政府予算における食糧管理費の大幅削減は国会決議無視であり認めることはできない。

3 このほか補助金削減では前年度に引き、学校給食補助（学校給食米値引き年五%下げて五五%、牛乳補助二三億円削減、果汁一億二〇〇〇万円削減）が削られ、また指定野菜価格補てん事業の国産負担率が引下げられた。こうした補助金削減も限界に達したことと、臨調行革路線のなかで指摘されている“補助から融資”へきりかえるため制度の改正が予算編成にセットされている。前年度予算で初めて畜産に導入された無利子融資制度が果樹野菜、養蚕に対する方式改善資金」とするとともに規模拡大のための「農用地規模拡大資金」も創設され、経営改善、農業改良資金制度に編入「生産象を拡大、農業改良資金制度に編入「生産方式改善資金」とするとともに規模拡大のための「農用地規模拡大資金」も創設され、経営改善、農地流動化対策をすすめようとしているが、他の構造改善事業が軒なみ削減され、農産物価格が低迷しているなかで農地流動化のキメ手になるか疑問である。

4 さらに、自由化関連対策予算として「加工用トマト緊急対策事業」「果樹緊急対策特別対策基金造成事業」などいすれも“特別対策”にとどまり、農産物の輸入枠拡大とともにうわが国農業の体质強化につながるものとはなつてない。また、バイオテク

ノロジー関連として「農林水産ジーンバンク（総合管理システム・七億円）」など新技術の総合管理化への芽は出ているものの、技術革新時代化を迎えて密室主義をやめ、研究成果の民間への解放、早期実用化への対応が迫られている。

〔林業〕

〔国有林野事業特別会計〕予算規模は、歳入・歳出とも五四六七億円であるが、歳入の四二・四%・一二三二〇億円が財投資資金からの借入金である。この借入金の累積は、八五年度末には一兆三三三五〇億円となる。また、当然のこととして、借入金の返済額は毎年増加し、八五年度は歳出の二四・七%を占め、金額も一三五一億円におよんでいる。

このような借金財政にたいし一般会計からくり入れは、造林・林道をふくめ八八億円にすぎない。「青田売り」ともいえる分収育林や林野・土地売りで収入確保を予定しているが、外材問題、木材価格の低迷、保安林など公益機能の高い森林にたいする国費負担などの「構造問題」の打開なしには、国有林野事業の危機を脱することはできない。

林野庁は、八五年度中に一営林局の支局化、九営林署の統廃合、四〇〇〇名をこえる要員削減を行い、支出のきりつめに躍起にな

つてゐるが、「みどり豊かな森林づくり」の使命さえ放棄しようとしているといわざるをえない。わが党の要求のひとつである借入金の償還条件については、林道一〇年が造林と同じ二五年償還となり若干前進している。

〔漁業〕

〔一般会計〕予算規模は、前年度比・七%減の三五〇七億円で、公共事業が総額の八三%を占めている。公共事業では、山地災害危険地対策、特定保安林整備緊急造林、同林道の新規事業が計上されているが、これまでの乱開発や、安上り保安林・治山の後、追的なものといえる。

非公共事業では、国産材の需要開発のための四つの新規事業が計上されているが、林業扱い手育成対策、林業労働力対策は後退している。

わが党が広く要求していた間伐対策は、前年度より二億円ふえ五〇億円となつたが、「教育森林」は実現していない。また、新規に水源林等整備体制強化事業として一億円を計上し、基金設立の検討をすすめるとしている。「国際森林年」記念事業として

「森林・林業展示会」中学校副読本の配布を三三〇〇万円規模で行うとしているが、これ自体不十分であるが、予算全体を通して、森林資源の充実とそのための林業の活性化にたいし意欲的な姿勢の欠けた予算といわ

ざるをえない。

〔漁業〕

1 予算総額は三〇四〇億円で、農水省予算総額の僅か九・二%、対前年比九七・八%とマイナス・シーリングの影響は比較的小さいのが、申し訳程度のミソなのであろう。そのおまかなか内訳をみると、公共予算が総額の六四・四%を占め、政策予算とともにべき一般予算は三五・六%と少ない。この区分比率を農水省予算総額みると、公共四二・七%、一般五七・三%となるのであり、漁港の造成など土木事業を中心とした公共予算がその大半を占めるのが水産予算の特徴であり、八五年予算の最大の問題点である。

いまの漁業情勢は、港はできたが、漁船がない、という現象の傾向が強い。したがつて、その予算措置は、発想を転換し、公共予算を土木事業に限定することなく、広い意味での公共政策として、たとえば生産構造再編整備にともなう減船補償、魚価、燃油等の価格対策に大胆に支出することが必要とされている。

2 次に指摘しなければならない問題点は、漁業関連融資残高が総生産額を上回るようになって久しく、八三年末の残高はすでに三兆八三〇億円におよぶのだ。にもかかわらず、その枠は若干減ったというものの、

1985年度農林水産関係予算の概要

(単位：億円)

区分	59年度予算額	60年度概算決定額	対前年度比%
農林水産予算総額	3 4.5 9 7	3 3,0 0 8	9 5.4
(内訳)			
1. 公共事業費	1 4.4 2 2	1 4.1 0 2	9 7.8
一般公共事業費	1 3,8 6 2	1 3,6 6 4	9 8.6
災害復旧等	5 6 0	4 3 8	7 8.2
2. 一般事業費	1 2,0 4 3	1 1,9 5 3	9 9.2
3. 食糧管理費	8,1 3 2	6,9 5 3	8 5.5
食管特別会計繰入等	5,4 0 3	4,5 6 1	8 4.4
水田利用再編対策	2,7 2 9	2 3 9 2	8 7.7

依然として四〇〇〇億円以上の融資枠を設定し、借金政策を押し付けているのである。これでは、漁民は堂々めぐりする借金

地獄から抜け出せないでいる。

最後に指摘しておきたいことは、八五年度予算のハイライト的性格の「活力ある漁村の形成」についてである。その予算額の大小は不問として、沿岸域計画當漁推進事業など、今後漁民に成功・定着させなければならぬ事業を盛り込んだこの予算措置は、率直に評価してよい。しかし、一方において水産資源保護指導吏員を整理合理化

8 中小企業関係予算

一、八五年度の中小企業対策費は、二一六二億円と前年比マイナス五・七%で、三年連続減額となつた。

昨年後半からやや景気の底入れムードが始めてきたが、メカトロニクス関連を中心とした、ごく一部の業種を除いて長期不況状態が続いている。売上高の減退、収益性の悪化に悩んでいる中小企業にとって、少なからぬショックを与えた予算といえる。

くわしく予算の中味を見ると、中小対策費予算の二一六一億五七〇〇万円は、前年より一〇億八一〇〇万円減となり、産業投資特別会計分を除く、一般会計分のみの対

前年度伸び率は、七八年以降減少しつづけ、

八五年度の減額率は過去最大となつた。一般会計歳出総額に占める割合も、三年連続して減少しつづけ、八五年度は〇・四一%と昨年の記録を更に割り込む結果となつた。中小企業対策費は、社会保障費、食管会計費などと同じように、政策的地位を急速に低下しつつあるといえる。

一般会計の配分という観点で、農業政策と比較してみると、中小企業対策のウエイトがいかに低いかがよくわかる。約五〇〇万人の就業者を有する農業に対する一般会計の配分は、農業基盤整備と食管会計などを合わせ、一兆五〇〇〇億円になる。一方、約三五〇〇万人に達する就業者を抱える中小企業に対しては約二〇〇〇億円強と、一

の対象としているなどは、理解できないし、この事業を成功させるためには、政府が肝心な部分を棚にあげておき、水産資源保護法の全面的活用がどうしても必要である。また、新規予算として地域漁業総合整備資金制度を設け、五〇億円の融資枠を設定しているが、このような漠たる予算が果して消化されるか疑問である。

人当りの配分額は、中小企業は農業の五〇分の一ということになる。

歳入の七割を占める税収の担当分を中小企业と従業員が負担しているにもかかわらず、ほかの政策費と対比した場合の不公平感は、かなりはつきりしている。

一方、財政投融資は、三兆七六四四億円と対前年度比二〇三九億円の減五・一%のマイナスとなり、八五年度予算は、はじめて一般会計、財投とも対前年比マイナスとなつた。

財投の原資は、年金、郵貯、簡易保険など一般労働者と中小企業者から調達された資金が八〇%以上であるため、従来から、財投の半分は中小企業や労働者、社会施設にあてるべきだという主張がなされていたが、八五年度予算では、わずか一八%が中小企業へ配分されるにすぎない。

金融対策としては、中小公庫、国民金融公庫、商工中金の三機関の貸付規模を前年度比で見ると、中小公庫がマイナス六%、国金のマル経融資はすえ置きと、三機関の補完金融政策における量的補完機能は後退しているといえる。

一、八五年度中小企業予算の柱を見ると、中小企業対策は次の五本の柱になつていて、①技術革新・情報化への対応②経営基盤の安定

- ③ 中小商業・サービス業対策の推進
- ④ 地域とともに歩む中小企業の育成
- ⑤ 小規模企業対策の充実

まず、①の「技術革新・情報化への対応」は技術力向上、情報化への対応、人材養成の強化に分かれ「中小企業技術振興法」(仮称)の制定と「テクノロジーセンター」の創設を柱とした先端技術、メカトロ化の推進が目玉となっている。人材養成は、中小企業大学校の開校(北九州、旭川)と、広島、瀬戸の二ヶ所の用地買収、基本設計費である。

②の「経営基盤の安定」は、金融三機関による補完金融と信用補完のほか、中小企業倒産防止共済制度の掛金の引上げ、見返り融資の創設がある。

③の「中小商業・サービス業対策の推進」は、昨年度から始まつたコミュニティーマートモデルの拡充、商店街振興組合への補助金が見込まれる。

④の「地域とともに歩む中小企業への育成」は、地場産業振興センターの拡充と地場産業への先端技術の導入、新製品開発の拡充となつていて。

⑤の「小規模企業対策の充実」は、商工会商工會議所の充実のほか「むらおこし」、人づくり、異業種交流などの推進を図るとしている。

以上が予算編成に際しての重点的に打ち出されているところである。

一、中小企業対策費として問題となるのは補助金である。

一九六五年には、補助金の大部分は、都道府県の政策事業費補助に配分されていたが、特殊法人、公庫の事業規模拡大と中小企業団体補助金の拡大に伴つて、都道府県への配分のウエイトは減少してきた。年度の予算を見ると、中小企業対策費中の補助金の割合は六〇%に達し、公庫、事業団、中小団体に対する補助金は、補助金全体の七〇%に達している。

このように予算の配分の仕方を見る限り、中小政策は中央集権化している。ただ公庫、事業団のように、専門的な政策実施機関が有効な政策を展開するためには、必要経費と事業費をついやすのは当然であり、政策効果を高める努力が常にきされていなければ批判はまぬがれるといえる。

一、しかし、中小企業団体は、本来、政策機関ではなく、業界の自助・自主的原則によつて運営されるべき性格のものである。

商工会、商工會議所の人的体制は、八五年度で、経営指導員一八四八〇人、補助員一四一九八人、事務局長一一六八〇人となり、この他を含めると総勢四万人に近い膨大なものとなつていて、現状においてもこ

これらの職員の待遇は恵まれてゐるとはいへず、肥大化した人的機構の質的な体制整備が遅れたまま、毎年確実に費用は拡大してゆき、団体補助金のウエイトが、中小企業対策費の四分の一を越えるのは確実である。

一、中小対策費を政策別に分けると、貸付資金や信用保険の原資に充当して、間接的に中小企業に利用される「投資的支出」が四〇・五%。公庫、特殊法人、中小団体の事

業費、人件費などの「政策機関の消費的支出」が四一・七%で、この二つを合わせると実に八二・二%に達する。したがつて、中小対策予算は中小企業者に直接支出される補助金のウエイトは極めて小さくなつてきている。

今後、中小対策予算についての評価は、一般会計、財投の量的な比較に止まらず、予算効果が常に検証していく必要性がある。

9 運輸関係予算

一、国民の日常生活に欠かせない国鉄やバスが政府の進める臨調路線の中で次々と撤退し、いまや公共交通は危機にさらされているが、そうしたなかで運輸省は、国民のニーズに的確に応えられる行政官庁として、とりわけこれまでの許認可中心から「政策中心」へとその機構を大幅に改革した。つまり、中央での各局の統廃合、地方での陸運局と海運局との統合による新しい体制をつくつたのである。それで八五年度予算是その初年度となつたのである。しかし、編成された内容は政府予算全体が緊縮予算であることが反映し、運輸省関係予算も、一般会計で一兆二八三五億円で前年度比で

四・八%減と厳しい内容となつてゐる。そして行政費が約一兆七〇〇億円（対前年比六・五%減）、公共事業費約二八〇〇億円（対前年比二・三%減）となり全体としてマイナスシーリングのしわ寄せは行政費に大きく影響したものとなつてゐる。このことは、機構全体が新しくなつたと言ひながらもその内実は、これまでととくに変化はない。国民が真に求めるものはかけ離れ、これまで政府が進めてきた国民の足の切り捨て政策を一層進める機構であり、そのもとで実行される予算であると言わざるをえない。

一、国鉄再建については現在、国鉄再建監理委員会で分割・民営化の方向で具体的な案づくりが進められているが、その内容は、ときおりの緊急提言でも示されているところ、地方交通線の徹底切り捨てや要員の削減など国民と関係労働者には過酷な犠牲を

関係予算で、国民生活に密着したものとしあげられるもので一定の評価ができるとすれば、地方バスの運行費九八億円（対前年比七%増）、離島航路の維持三九億円（対前年比一・二%増）、民鉄の安全対策の強化及び輸送力の増強費六八〇億円（対前年比三・八%増）程度であり、その他はほとんどが前年比を下廻る予算規模となつてゐる。地方バスにしても政府はこれまで競争原理を基本方針とし企業の自由意思にまかせる姿勢をとつてきたが、そのため不採算路線があいつぎ撤退している。それに危機感を抱き各地にバス路線の維持整備について行政責任を強く要求する運動が発展したが、それを無視できなくなり第三種生活路線への助成策の三年延長が決められ不十分ながら若干の予算措置となつたのである。いずれにしてもこうした措置は例外的であり、全体としてはきわめて問題であると言わざるを得ない。その典型が、運輸省的一般会計予算の六八%をも占める国鉄関係予算に見られる。

強要するものである。今度の予算案でも、一つの焦点であつた八〇年度に棚上げした債務の償還の期日が八五年度から始まることになつて、(初年度一二四四億円)について棚上げ措置一年延長となつたが全体として相当厳しいものとなつて、つまり、助成金は総額六〇二五億円であり、これは前年度比で四六三億円(七・一%減)の大減となり、運輸省全体の伸び率の低下の最大の要因となつて、工事規模は四三三九億円であり、これは前年度比一三三五億円の大減(二三・六%減)ということである。これは三年連続の大減を意味する。そして予算定員は、八四年度予算すでに目標より一年も早く三五万人体制を下廻る三四万五〇〇人となつていたものを、さらに三万人をも減らす三一万五〇〇〇人で(前年度比一三四〇億円減の二兆三七〇三億円)で計算している。また、一〇五〇億円の增收を図るために四月から実施する予定で運賃値上げをすることとし、すでに二月一日に国鉄は運輸大臣に対し総平均四・三%の値上げを申請している。なお、こうした予算措置のなかで、全体として圧縮させておきながら、新たに自民党の強い要求でこれまで凍結されてきた整備新幹線についての建設予算がその費用負担の方針が定まらないまま

ま国鉄と鉄道建設公團に各五〇億円が計上されるなど臨調行革路線とは大きく矛盾する方向の措置をとつてゐるのである。しかも建設の条件にその平行在来線を撤去することとさえして、鐵建公用における建設の前途さへつかない成田新幹線やその他の新線建設部門に対する相当な配慮を行つ一方、國民が強い反対をしていふにもかかわらず特定地方交通線の切り捨てのため「日本国有鉄道地方交通線代替輸送事業対策」として、代替バスを運行する者に対する運営に要する費用として二億二五〇〇万円の補助金(対前年比七四〇〇万円増)を計上するとともに新年度では、新たに特定地方交通線を第三セクター等で運営する場合にその運営する事業者に対し「地方鉄軌道整備費補助金(運営費補助)」として約七〇〇〇万円を計上している。こうした予算措置を構しながら国鉄自身にさうに二兆五〇〇億円もの借金を行わせるという財政運営をすることにより、結果として八五年度も一兆六七〇〇億円の赤字を出すことを予定しているのである。したがつて国鉄の再建策の推進と称しながら編成された国鉄関係予算は、これまでとまつたく同様な手法で編成されているので、到底再建策とは言えず結果は、長期債務ひとつとっても現在(約二二兆円)よりさらに一

回り大きくなり(二五兆円近くなる)国鉄経営の深刻さは救い難い程のものとなることは必至である。そして、地方交通線の切り捨ての方向は一層強まり、新線建設も含め地方自治体の財政負担など今後さらに大きな問題にならざるをえない。

一、また、国鉄を除く投資の部分についてであるが、特に顕著なのは、空港関係に対するものである。つまり、昨年の法制定により、関西国際空港に対する政府出資四八億円を含み調査費、着工準備費併せて四九億円(対前年比三九・三%増)を予定し、港特会で計上するとともに財投から一一七億円(対前年比一九・八%増)を空港特会で計上するとともに財投から一一七億円(対前年比三九・三%増)を予定しておりよいよ本格的な工事が行なわれようとしている。さらに、東京国際空港(羽田)の沖合展開及び国内空港の整備で約八三九億円(対前年比一九%増)、新東京国際空港の整備に三三二億円(対前年比六・七%増)と他に財投から二〇〇億円と空港関係の整備については財界からの積極要請もあり相当な力点をおいている。このことは今後ともジエット化・大型化に対応する地方空港の建設も含め、財政規模はさらに拡大する傾向にある。また、公共事業として大きい港湾整備事業であるが、第六次港湾整備五ヶ年計画の推進にもとづき、その最終年度として事業費全体を約四六〇〇億円と

見込み国費で二五七三億円を計上し（対前年比一・三%減）ている。また、第三次海岸事業五ヶ年計画も最終年度であり、そのための事業費全体五三〇億円中国費分として二八八億円（対前年比一・六%減）計上している。いずれもマイナスシーリングのなかで公共事業としてできるだけの予算で確保しようとする意図があらわれている。

一、以上が、八五年度予算の概要であり、これで示されるとおり、国民の行政に対する期待と実際の内容には大きなギャップがある

10 郵政関係予算

一、郵政省関連の予算案は、一般会計、郵政事業特別会計、郵便貯金特別会計、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の四つから成っている。

とくに、この予算編成の中では、特筆すべき大きな二つの動きがあった。その一つは、郵便貯金制度の根幹として広く定着してきている少額貯蓄非課税制度を見直し、国民が額に汗して得た預貯金からも税金を取り立てようとした問題である。幸いこの問題は、わが党など幅広い活動によつて、ほぼ現行制度を続けさせることができるこ

とになつた。

二つは、電気通信を中心とした基盤技術研究開発促進センターが郵政省、通産省の「共同運営」によつて設立されることになった問題である。

そこで以下、予算案の概要と、これら二、三の問題点を明らかにしておくこととする。

一、一般会計——ニューメディアなど軒並み減額

一般会計の予定総額は、二四四億二七〇〇万円で、前年度予算額に対しても八五〇〇万円の減少となつてある。ニューメディア・先端技術の開発・振興は、一億七六〇

〇万円（対前年度七四〇〇万円の減）。この四月にスタートする電気通信事業法によって新規参入事業のあり方や料金体系のあり方など一切ないままにともかくも新幹線青函トンネルについてもまもなく完成するが、いまだに使用方法が決つていないこともその代表的事例であり、片方で国民の生活交通を切り捨て、他方で公共事業だけは拡大するという政府・自民党の予算編成の態度は厳しく批判されなければならない。

ると言わなければならぬ。その焦点とも言えるものが総合的な施策や費用負担のあり方など一切ないままにともかくも新幹線青函トンネルについてもまもなく完成するが、いまだに使用方法が決つていないこともその代表的事例であり、片方で国民の生活交通を切り捨て、他方で公共事業だけは拡大するという政府・自民党の予算編成の態度は厳しく批判されなければならない。

方など電気通信事業の振興費として九〇〇万円が新規に認められた以外は、「地域における情報通信の高度化の促進」四六〇〇万円（三四〇〇万円の減）、「ニューメディア技術の開発調査」四六〇〇万円（二四〇〇万円の減）、「データー通信の高度化を図るための開発調査」六八〇〇万円（二三〇〇万円の減）、「通信行政に関する長期的展望策定のための調査研究」七〇〇万円（二〇〇万円の減）と、軒並み減少である。郵政省では「きびしい財政事情の中で減少はやむをえない」と言つてゐるが、これではニューメディアの「影の部分」に大きな立ち遅れがあるだけに、将来への過根を残すことになろう。もし、郵政省が「当初政府保有分の新電電株式の三分の一の売却益約二兆円を基金とする電気通信振興機構の考え方方が規模の縮少、変形した」ものの、基盤技術研究促進センター設立によつて「減額分を措置でくるからやむをえない」とするのであれば問題である。基盤技術研究促進センターは、産業投資特別会計出資一〇〇億円、日本開発銀行出資三〇億円、民間出資三〇億円によつて今年一〇月にスタート。来年以降は政府保有が義務付けられて

いる新電電株式三分の一の配当益をセンターワークの資金にあてることが決つていて。

ただ、この問題に関連して、政府が「新電電株式の売却収入すべてを国債の償還財源とする方針」を決めたことは、電電改革三法の国会審議の経緯や衆参の通信委員会に国会の意向を反映するための小委員会設置の方向が話合われていることを無視した

もので、基盤技術研究促進センターの問題点とともに、今後明らかにしていく必要がある。

また、宇宙通信政策の推進は七億五五〇万円（対前年度一億八七〇〇万円の減）、放送行政の推進一二億五九〇〇万円（同一五〇〇万円の減）、電波資源の開発と利用秩序の維持一億五三〇〇万円（同四〇〇〇万円の減）、国際協力の推進四二〇〇万円（同一〇〇万円の増）、が主な内容である。

一、郵政事業特別会計——コンピュータ郵便実験スタート

予定総額は歳入歳出とも四兆四六一億円で、前年度に比べて一〇四八億円の増となっている。このうち、郵便サービスの改善と需要の拡大が二二億二九〇〇万円（対前年比三七〇〇万円の増）で、コンピューター郵便の実験（利用者が持つてくる磁気テープをもとに郵便局で大量の封書を瞬時に作成、配達を行うというもの）などが

盛り込まれている。CD（現金自動支払機）七〇五台、ATM（現金自動預け支払い機）一二〇〇台が新たに導入され、これにより一九八五年度末には全国で三九〇〇の郵便局の窓口が機械化されることになる。

また、局舎の新增築は三五の普通局（前年度三九局）、七〇の特定局（同七〇局）が計画されている。

郵便業務収入は一兆一九四六億円で前年度に比べ二七二億円の増加となつていて。とくに、わが党が「期日指定郵便や超特急郵便の創設」など具体例をあげてニユーメディア時代の進展にふさわしいサービスの改善、事業の安定、拡大については、まだ質量ともに不十分としか言いようがない。

一、郵便貯金特別会計——“庶民の貯金”伸び悩む

歳入予定額は、七兆一七三億円で前年度予算額六兆八七四三億円に比べて一四三〇億円の増加である。しかし、郵便貯金の伸びは最近不振をかこつており、八五年度の純増加額を前年度の一兆円の半分、五〇〇〇億円に減額しなければならなかつたところに事態の深刻さがうかがわれる。しかも、郵政省自ら言うように「この目標額の達成だつて、よほど真剣に取り組まなければむづかしい」状況にあるという。わが党もまた、同じ判断に立つていて。郵便特

別会計の大幅な赤字も心配されている。また、すでに郵貯の伸び悩みが財政投融資計画を対前年度より一・二%も減少されるという、実に三一年ぶりという事態にも影響を与えてきている。

他方、郵政省が概算要求にかかげていた貯金預入れ限度額の引上げ（三〇〇万円を五百〇万円に）、住宅積立郵便貯金の預入れ限度額の引上げ（五〇万円を一〇〇万円に）、さらに郵政省が国債の直接引受（一兆円）ができるようにする案は、そのいずれもが大蔵省の反対でつぶされていることは問題が大きい。したがつてわが党は郵政貯金が少額貯蓄者保護のためにある非課税制度を今後とも引きつづき堅持していくことを前提として、郵便貯金が「脱税の温床」などに悪用されないよう「名寄せ等の徹底など実効のある限度額管理」と、新たに非課税として、シルバー貯金制度、教育貯金制度を創設するなど、国民の期待に応える施策に積極的に取り組む方針である。

一、簡易生命保険及び郵便年金特別会計——比較的順調に推移

保険の歳入予定額は六兆三六七三億で前年度予算額五兆八五四四億円に比べ五一二九億の増加である。他方、歳出予定額は四兆二九二九億で、差引過剰金二兆七三四億円は法律にもとづいて積み立て金となる。

また、年金の歳入予定額は一四二七億円、歳出は二〇六億円で差引過剰金一二二一億円は積み立て金となる。

なお、簡易生命保険、郵便年金制度について、わが党は「国民のニーズに沿つて事業の経営、充実に努めること」を主張して

11 建設・国土関係予算

一、建設関連予算をめぐる利害の構図

今回の建設関連予算をめぐる一連の過程には、予算をめぐる各層の利害の関わり方が、かなり鮮明に現れた。

まず、政府・自民党の中に、互いに相入れない二つの潮流が生み出された。ひとつは、中曾根首相、竹下蔵相に代表される、行革推進、財政均衡主義の流れである。これらの人々は、政府は経済活動から撤退し、内閣を中心とし、総合調整機能を高めるべきであると考え、その中心に行革をしている。もうひとつは、藤尾政調会長、金丸幹事長に代表される、積極財政主義の流れである。この両者の矛盾は、それぞれの資金源と集票源の違いによる。自民党内の積極財政派の人々は、「土建国家日本」という言葉に象徴される、昔ながらの政権再生システムに深く依存している。すな

きたが、これに対し郵政省は「簡易保険事業の実状をふまえ、成案を得るべく両省（郵政・大蔵）間で銳意検討する、ことになつたので、加入限度額引上げの早期実現に向けて折衝していく」ことを明らかにしてい

るのはすべて「民間」にまかせてしまう状況を作り出そうとしている。彼らが、ハイテク産業により強く依存していることは明らかである。

建設産業界は、主として自民党内の積極財派に依拠しつつ公共事業費の大幅増を要求してきた。業界の利益を代表すると思われる社団法人日本土木工業協会は、財團法人建設経済研究所に委託して作らせた報告書の中で、増税なしの公共投資拡大でも乗数効果とそれに伴う税収増により財政再建可能との注目すべき見解を、計量分析の結果として発表している（八四年八月）が、一一月に藤尾政調会長が「増税による公共投資拡大」を強く支持すると、「それでもいい」という主旨の見解を発表し、理論的には平凡になつてしまつた。また、業界は、いわゆる「民間活力」導入について、事業費抑制の口実になるのではないかとの疑惑を業界誌上などであらわにし、それは本部建設相就任時の「民間活力」発言に対する業界誌上での攻撃ぶりに現れていた。しかし、規制の緩和にはむしろ積極的なよう見える。彼らは、利潤の保障のないまま公共事業費の不足を埋め合わせることを、極力避けようとしており、その意味で民間導入論に消極的になつてている。いざれにせよ、建設産業界の予算要求は、依然として大ざっぱであり、しかもマクロ的視点がまだま

だ不足しており、政策要求のレベルまで達しているとは言えない。

一方、勤労階層と野党の予算要求活動も様々な矛盾や弱さをかかえたものとなつてゐる。住宅、下水道、道路、公園等の予算の増額を要求するところまでは与党の一部を含めて共闘できるのだが、住宅なら住宅、道路なら道路における政策の質を問うまでに至つてない。それは、建設委員会や各種の予算要求集会における自民党から共産党に至る与野党の主張がほとんど変わらないことに、象徴的に現れている。労働四団体の予算要求活動も、減税要求などに比べて建設行政に関する要求が相当あいまいになつてしまつた感は否めない。革新陣営と建設行政の関わり方は、再度見直す必要がある。

以上のような背景のもとで、大蔵省と建設省・国土庁との駆け引きが行われ、予算が確定するに至つた。その結果、一般会計の公共事業関係費は前年度比二・三%減の六兆三六八九億円で二年連続のマイナス。財政投融資の活用と、道路特別会計への揮発油税の一部繰り入れ、それまで一般会計に計上されていた住宅地関連公共施設整備費の中の道路関係分の道路特別会計への移し替えといった「手品」や「高率」補助金の一律一割カットによる地方財政へのしわ寄せによって、総事業費は前年度費3%増の一兆九〇〇〇億円と

なり、政府・自民党内の二つの潮流が妥協する型となつた。

二、個別事業予算の特徴

1 住宅

住宅対策費は七五七七億二二〇〇万円（前年度比〇・〇一%減）で、公営住宅の前年度比二〇〇〇戸削減（四万九〇〇〇戸）を初めとして、量的な後退が目立つ。住宅金融公庫制度は、公庫金利引き上げという大蔵省の企図を、建設省が復活要求で撤回させたものの、手数料（四万円程度）が新設された（大蔵省

案では七万円程度）。その反面、「優れた居住性、デザイン、住環境等を有する住宅団地（高規格住宅）」について戸当たり二〇〇万円の割増貸付けを実施する「高規格住宅割増貸付制度の創設」は、住宅の質を高めるための創意工夫として、ある程度評価できる。また、既存住宅ストックを建替えや改良などによって活用するための制度上の措置や、高齢者等の住宅対策の推進のための制度・予算上の措置も、当面する課題に対応するものとして評価できる。ただし、公庫の老人同居等の割増対象者への貸付金利が、〇・五%から〇・七%引き上げられたのは、同居老人年齢要件の五歳引き上げなどの措置の効果を相殺するおそれがある。

道路予算は国費で二兆六六四億円（前年度比一・一〇倍）、事業費が四兆六六三九億円（前年度比一・〇八倍）で、公共事業費の中で最も高い伸びを示している。前述したような大型プロジェクト偏重の構造を温存したまま

（首都圏中央連絡道路の新規採用に象徴される）、量的拡大のみをはかつていては余り感心しない。ただし、今回五路線が新規に採用された大規模自転車道の建設は、国民の健康・体力づくりへの関心の高まりに合致したものとして評価できる。

3 その他

公園事業は前年度比一・一倍（八九六億七九〇〇万円）と微増だが、下水道事業は前年度比マイナス二%の減（六七七八億九五〇〇万円）となつていて。また「市街地再開発等」は例外的に前年度比三〇%増（一二五億九五〇〇万円）となつていて。

三、国土庁予算の特徴

国土庁予算は公共事業関係費の中の「農村総合整備計画調査費」の前年度比マイナス五%（二億八九〇〇万円）、行政部門費の中の「地方振興の推進」の前年度比マイナス一%（五八億二一〇〇万円）が大幅減で、行政部門の中の「地域振興整備公団の事業の推進」が前年度比プラス四%（一八億二一〇〇万円）と「災害対策の推進」が前年度比プラス二%（九

億二〇〇万円）の増となつてゐる他は、大旨、前年度比マイナス二から三%となつてゐる。厳しい状況の中で、災害対策予算をかなり増

12 科学技術関係予算

一、従来の自民党政・科学技術庁の原子力政策は近年、次々と破綻をきたしてゐると、いうのに、八五年度予算案をみると、相変らず旧来の方針の延長上に、原発開発偏重の予算が組まれてゐる。

原子力船「むつ」は、自民党政の多数議員も認めているようにすでに死に体であり、時間の問題で廃船にするほかない代物であり、しかも平和利用船としての第二船などは、およそ非現実的であることが誰の目にも明らかになつてゐる。したがって、七二億円余もとつてゐる。出力上昇試験、試運転をあくまで実施しようとしているのは、単にメンツのためにさらに国民の税金を一〇〇〇億円をも浪費することになる。浪費ではなく一定の目的がもしあるとすれば、それは原子力潜水艦等、軍事目的の舶用炉を設計するためのデータをとることにあるとみるほかはない。しかしそれこそ最大の浪費である。

やしたことは、わが党政の主張と合致し、評価できる。

大間に建設を計画していた新型転換炉実証炉については、大間漁協総会（本年一月二九日）で正組合員の三分の二が反対して、原発調査対策委員会すら設置できなくなつたというのに、特別会計で三四億余円、一般会計から一四億余円が計上されている。

動燃事業団の東海再処理施設は、「第二のむつ」のごとく完全に破綻しており、レーガンのもとのアメリカでさえ発電所燃料の再処理は断念し、使用済燃料の直接貯蔵・処分の方針をとつたといふのに、この東海施設へ今さら来年度も一〇〇億余円（うち国庫債務負担行為が二七億余円）もの国費をつぎこむといふ。

しかも再処理商業施設は、低レベル放射性廃棄物処分場、ウラン濃縮工場とともに、大きな活断層がすぐ近くに横たわる、地質もきわめて劣悪な六ヶ所村に計画され、そのための「広報対策費」や「環境評価事前調査費」などが計上されている。

幌延に動燃事業団が計画した高レベル放射性廃棄物の一時貯蔵・処分センターについては、周辺町村の反対の声が強く横路知事も同意していないにもかかわらず、「立地環境調査」七二〇〇万円等が計上されている。高レベル廃棄物については、ヨーロッパをみても、地震がない国土で從来もつとも安定して貯蔵・処分できると考えられていた岩塩層でさえ、近年問題が生起している。まして幌延のような地下水の流れが豊富で、もろい堆積岩（泥岩、砂岩等）の地域にこのような施設がつくられよいはずがない。

高速増殖炉については、アメリカの原型炉であるクリンチリバーでの建設が、本格的な工事を前にすでに中止され、フランスでもプルトニウムを高速増殖炉で燃やした場合の発電コストは、再処理コストをいれると現在の原発の三倍にもなつて、平和利用的には意味のないことが明らかになつてゐるにもかかわらず、敦賀の「もんじゅ」の建設が急がれて、一〇三六億余円もの予算（うち七一七億円は債）が計上されてい るのも理解に苦しむところである。

アメリカが原発の建設と計画をすでに百基以上キャンセルして撤退の方向であり、オーストラリアやニュージーランドは当初から一基もつくらない方針であるばかりでなく、デンマークやオーストリアやスウェ

ーデンのようなエネルギー資源に恵まれない国々でも、当初から又は途中から原発はつくらない方針になっている。

日本でも、資源エネルギー庁の試算でさ

え、放射性廃棄物の処分費用等を除外して

なお原発コストが石炭火力コストに並んだ

のは重大である。ここまできてなお「電源開発促進対策特別会計」（電源立地勘定と電源多様化勘定）の大部分を原発関係が占め

て、対前年比でそれぞれの勘定が一五・七%増、一一・九%増にもなっているのはきわめて問題である。

一、宇宙開発にも六・七%増の約九一六億円と國庫債務負担行為四八八億円が計上されているが、「宇宙の開発・利用は平和的目的に限り」と国会では決議までしているにもかかわらず、政府は実用通信衛星「さくら

2号a」を自衛隊の利用に供し、硫黄島の基地と立川の自衛隊基地（ここから全国の基地につながる）とを専用回線で結ぶ大規模な軍事通信網の建設が、電々公社犬石無線中継所（千葉県）等で開始されている。

一方では海上自衛隊の護衛艦に、米国艦隊用通信衛星フリートサットによる通信の受信装置を設置する整備費（防衛庁）がとられ、通信・情報系統（指揮系統の中枢）の相互的の共同利用の推進により、日米両軍は「運命共同体」の統合軍化されつつあり、

他方ではアメリカの地球観測衛星ランドサットが送つてくる画像情報を防衛庁が独自に解析し、宇宙からの偵察を行う計画をすでに開始している。

これらの延長線上に「通信衛星3号」と、「地球資源衛星1号」の開発や、「米国宇宙基地計画予備設計参加」等のための予算が計上されているのはきわめて重大な事態である。

国会決議や宇宙開発事業団法を厳守して、これらを防衛庁や米軍の利用に供さないことが確約されない限り、これらの開発は許されるべきでないし、犬石無線中継所や硫黄島の工事等も中止されるべきである。

科学技術庁たるものは、このように原子

力開発や宇宙開発に偏ることが本来誤りであろう。応用開発に走りがちな企業にたいして、ここでは中・長期的に大きな意義が生まれるような、各分野にまたがる基礎研究を、長期的・計画的・総合的に推進するべきであろう。

ガン征圧等の医療技術や、無数の化学物質に関する安全性研究所の創設や公害追放技術の確立や無公害エネルギーの開発や地震・台風・豪雨等からの防災対策の確立など、国民生活の安全に不可欠な科学的研究にこそ、国家予算を惜しまず投入し、省庁の繩張り行政を改め、科技庁が中心となつて他省庁と協力し必要な研究体制を確立する必要がある。

全体がめざすところの基本目標を集約して、「環境保全型社会の実現」を標榜した。

八五年度の環境庁予算は、現在同庁が策定作業を本格化させている「環境保全長期構想」に現実的な根拠を与えるうえで、極めて重要なものであった。この、「構想」を先取りする意味で環境庁は、八四年度にひきつづいて八五年度予算を編成するにあたって、その施策

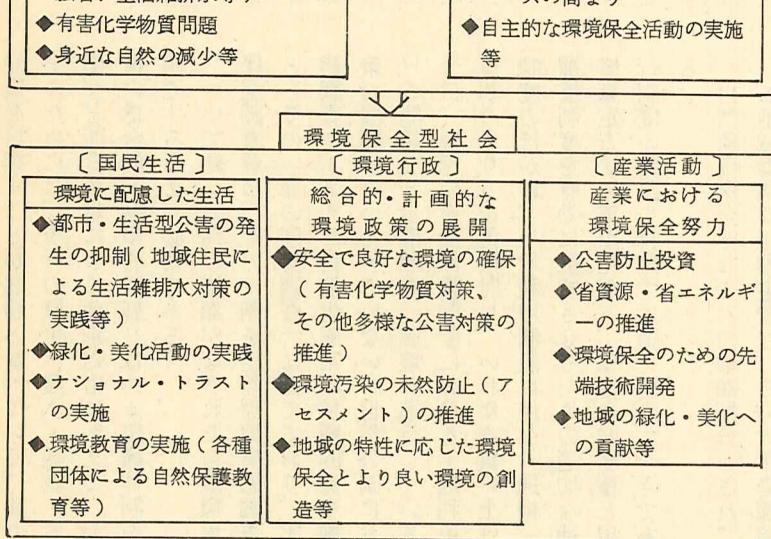
13 環境保全関係予算

一、臨調行革下の環境行政の後退

八五年度の環境庁予算は、現在同庁が策定

この「環境保全型社会」という概念は、環境庁が示すところによれば、O E C D が從来から主張している「あらゆる経済・社会プロセスへの環境配慮の統合」という考え方や、西ドイツ・フランスなどで実践的な意義づけがなされている「エコロジー」と同趣旨のも

のだとされている。八五年度環境庁予算編成の基本にかかげられたこの、「環境保全型社会の実現」にむかって環境庁が構想する、経済・社会の動向が環境問題のあり方に与える影響と、環境問題の態様が環境行政のあり方に与える影響を、「問題→対応」の相互連関性を図示すれば次のようになる。



このような環境政策上の基本的な方向と、状況認識にもとづいて編成されたはずの八五年度予算はしかし、臨調行革下の環境行政の縮小と後退を証明するものでしかなかった。

一、八五年度環境庁予算の基本構造

1 重点課題の七本の柱

八五年度環境庁予算の総額は対前年度比一・二%減の四二九億九七六〇万円となっている。そして、「環境保全型社会の実現」にむけた重点課題を、①安全で良好な環境確保（七二億五一〇〇万円、対前年度比二・四%減）

②予見的・計画的環境政策の展開（九〇〇〇万円、一三・五%減）③地域に立脚した環境政策の推進（五億八六〇〇万円、一八・六%増）④自然環境の保全及び緑化推進（三三・億九四〇〇万円、一・三%増）⑤公害健康被害者救済（一八〇億五八〇〇万円、〇・五%増）⑥環境行政の基盤強化（七五億八一〇〇万円、三・七%減）⑦地球的規模の環境保全と国際協力推進（二億一五〇〇万円、同）――の七本の柱で構成し、なかでも有害化学物質対策の総合的推進、環境利用ガイド事業の推進、自然環境保全に関する調査、環境情報処理体制の強化をかかげている。

2 「環境保全型社会」の実態

厳しい予算枠のなかで異例の約六一%の増額がなされた有害物質対策費はダイオキシン等非意図的に生成される化学物質について環境中の存在を追跡し危険性を評価する「有害化学物質汚染実態追跡調査」、水銀、アスベストなどの環境濃度の長期的モニタリングを行なう「未規制大気汚染物質モニタリング実施事業」、トリクロロエチレン・テトラクロロエ

チレン・亜鉛・銅・ヒ素などの地下水系における挙動と汚染機構の解明をはかる「地下水質保全対策」、カドミと水銀による土壤汚染調査と人体への影響のシュミレーションを作成する「市街地土壤汚染環境影響調査」、殺虫剤・除草剤・界面活性剤などの水界生態系に及ぼす影響や土壤における挙動を解明する「有害化学物質の挙動研究」……などの新規事業を中心に構成されている。これは、ここ数年社会的関心が高まっているダイオキシン汚染や水銀問題、地下水汚染問題への対応を反映したものである。この新規事業の内容は、從来環境庁が進めてきた「一般環境中の有害化学物質調査」などによる汚染実態の域をこえて、汚染機構の解明や汚染源の特定をおこなう。しかし、今日深刻な状況にある有害化学物質問題に対しては、現行の主として急性毒性のみを指標とする有害物質判定と個別物質の事後の規制を改め、少なくとも我が国で製造・使用されている二万種の化学物質に対し、①急性毒性の他に慢性毒性、蓄積性、発がん性関連の指標による有害物質の判定、②毒性和学とともに臨床医学・疫学による健康への影響評価、③廃棄過程を含めた環境への影響と健康影響を総合的に評価する環境保健影響アセスメントの確立……などの予見的・予防的

対策を目指すことが急務となつてゐる。そのためには、現行の厚生・農水・通産・労働など所官各省による個別対応にかえて、対策の総合的・効率的実施をはかる組織体制を確立することが必要である。

ついで約二七%の増額がなされた自然環境保全調査費は、その九割を自然環境実態調査としての「緑の国勢調査」に充てており、実態調査をふまえた自然生態系の積極的保全施策の展開にはいたつていな。自然公園における開発など自然環境の破壊が進行している今日、現行の自然保護制度における土地利用規制のあり方を再検討し、いわゆる買い上げ制度のほかに、土地利用制限に伴なう通損、補償制度を有効に機能させるための適切な補償算定方法の実用化など、私権や財産権と現行制度の隘路を開拓する道を模索すべきである。

自然環境保全とならんで増額配分がされてゐる地域環境政策推進費は、その大半を環境利用ガイド事業費に注ぎこんでいる。この事業は、大規模な開発事業計画等について、その構想段階で地域の環境特性に関する情報を収集・整理することによって、環境保全のための配慮が計画に適切に反映されることを企図している。しかし、環境保全に関する配慮の裁量権を開発計画立案・実施主体に全面的にゆだねたうえで、環境情報の提供のみを行なうこの事業によつては、地域環境保全は期待しない。

一、アセス法の断念と八五年度予算

なうこの事業によつては、地域環境保全は期待しない。

以上の指摘からも解るように、八五年度環境庁予算の重点施策は、「環境保全型社会の実現」という基本目標を達成するには、有効な手段とはなりえてはいない。しかも、八五年度予算では、環境アセスメント関連の環境汚染未然防止対策費を昨年に引き続いて削減している。これは、昨年八月に「環境影響評価実施要綱」が閣議決定されたことによつて、環境庁が環境アセスメント法制化を断念したこと反映するものである。

ちなみに、法案にかかるこの「要綱」は、主務官庁からの環境庁の排除、環境庁長官の意見申し出権の制限、住民意見の位置づけの低下、地方自治体の条例の独自性の否定、対象事業からの都市計画と港湾計画関連事業の除外……などの諸点で、アセス法案に比べて大きく後退した内容となつていて。七〇年代後半以降、公害規制行政から予見的環境行政への転換が求められ、その政策基軸を環境管理へと移行させてきた環境庁は、その中核的政策手段である環境(開発事業)アセスメント、計画アセスメント、地域環境管理計画の制度的確立を追求してきた。その第一歩である環境アセスメント制度の法制化の棚上げと

内容の後退は、地域環境管理モデル計画の策定、快適環境（アメニティ）整備事業、環境利用ガイド事業などの環境管理型行政を目指す本年度の環境庁の諸施策の空洞化を招くも

のであるとともに、公害防止から環境管理・環境創造への環境行政の積極的展開をも脅やかすものといわなければならない。

間の結束を強め衆参一体となつて中曾根内閣の政治姿勢と対決し、政治倫理の確立、定数は正に取り組むとともに、反核・軍縮・国民生活向上、民主主義擁護を目指す国会闘争を開けし国民の期待にこたえる決意である。

資料

第一〇一回通常国会闘争方針

日本社会党国会対策委員会

第二次中曾根内閣は依然として田中支配と財界の戦略をうけながら、対外的には日米同盟の立場から対ソ強硬政策をすすめ、対内的には戦後政治の総決算をかけて、臨調行革、教育臨調など危険な「改憲」の地ならしを押しすすめている。

一月二日、ロスアンゼルスで行われた日米首脳会談で中曾根首相は、自衛力増強の自主的努力を強調するとともに、米国の戦略防衛構想（宇宙戦争計画）に理解を示し、「力による平和」政策を崩していられないレーガン大統領と再び同一歩調をとった。これは宇宙を核戦場とし、軍拡を助長し、アジア太平洋地域

の緊張を激化させ、地球を破壊に導く危険性がきわめて大きいといわねばならない。このよう中曾根内閣は、軍事大国化への傾斜を一段と強め、非核三原則、武器輸出三原則の形がい化をすすめ、防衛費だけは五年連続の聖域扱いを続け、靖国神社公式参拝・国家護持・教育基本法の改悪・国鉄の民営、分割などを企図する一方、社会保障、教育関係費の削減を断行するとともに、雇用拡大、労働時間短縮にも極めて消極的な態度を示している。

こうした中曾根内閣の施策の実態が明らかになるにつれ、勤労国民の不満と憤りの声が高まつた。したがって、わが党は野党

一、政治倫理の確立、政界浄化を期し、有罪議員を含む有責議員を審査できる国政調査権をもつ政治倫理審査会を設置するため国会法を改正する。衆院定数については中選挙区制を堅持し、二・五倍程度で格差を是正する。

わが党はさきの国会において、国政調査権をもつ政治倫理審査会を設置して、有罪議員を含む有責議員を審査する機関として発足せざるをえないところまで自民党を追い込んだ。今国会では、政治倫理確立のための国会法改正にあたつては、有罪議員を含む有責議員を政治倫理審査会の対象とする強く主張するなど、国会議員の「行為規範」についての具体策を実現するとともに国会法改正に全効力を傾注する。しかし、自民党が決断をしぶり、わが党の方針が入れられない場合は野党の協力をえて、再び「田中議員辞職勧告決議案」を提出して闘う決意を堅持する。

わが党は企業献金の禁止を含む政治資金規制法の改正、政治家の資産公開法、等につい

て法制化を促進するとともに、オンライン・ズマン制度を設けるなど、速やかに金権・腐敗政治を一掃し、政治倫理の確立を期す。

また、衆院の定数は正については政府自民党の消極的な態度を糾弾するとともに、三（五）名の中選挙区制を堅持し、格差はおおむね二・五倍程度とするなどの方針のもとに早期実現をはかる。

二、軍事大国化と軍事費突出に反対し、軍縮、経済協力、文化立国で世界の平和に貢献する。とくに国是である非核三原則、武器輸出三原則、宇宙の平和利用等の国会決議を厳守せしめる。

六〇年度政府予算案は二一世紀を展望した福祉社会の建設と軍縮に背をむけた「負担の不公平拡大、国民生活の圧迫、軍備突出優遇」の予算である。

政府は防衛関係費を五年連続増額を図り、新規後年度負担一兆二三〇〇億円を計上し、予算の先喰いと財政硬直化をすすめる一方、給与改善を絡ませ政府の公約である防衛費の対G.N.P.一%枠の歯止めをはずそうとするものであり、国民の納得しらるものではない。わが党は政府の公約である防衛費の対G.N.P.一%枠を堅持させる。

中曾根内閣は、米国の対日軍備増強の要請

にこたえて、「戦略防衛構想」に理解を示し、交流の役割を果たし、世界の平和と繁栄に貢献する。

「日米運命共同体」や「軍事大国化路線」に血道をあげ、日米韓軍事一体化を推進、強化し、今や日米安保はアジア核安保へと拡大。変質をとげ緊張を激化させている。巡航ミサイル「トマホーク」が配備され、三沢基地には核搭載可能な戦闘機の配備が予定されている。

防衛関係費は、政府の「歳出削減に聖域なし」の原則に反し、五年連続の特別増額が行われている。わが党は防衛関係費は今年度水準に凍結し、計画的削減をはかり、軍縮の先進国を目指す。「非核三原則」「武器輸出禁止三原則」ならびに「宇宙の平和利用」等の国会決議を厳守せしめるとともに、軍事同盟に傾斜してきた政府の外交防衛姿勢を改めさせること。

また、アフリカ諸国にみられる今世紀最悪

の飢餓は、南北問題の最も今日的な危険があらわれに他ならない。わが国が国際社会で分担するにふさわしい責務は、発展途上国の飢餓と貧困をなくすための対外平和経済協力である。

また生活関連社会資本の計画的整備も重視すべきであるのに、公共住宅政策は後退し、依然として道路に偏った公共投資や公有地の民間払い下げを行うこと等は国民の生活環境の向上にはつながらない。

わが党は自主的立場に立った対外平和経済協力に力を入れ、日米の戦略的対外経済援助をやめるとともに文化・科学・医療など文化外交を積極的に展開し、東西交流、南北

三、福祉の切り下げるに反対し、社会保障の充実、大幅減税を実現し、国民生活の安定向上をめざすため予算の修正をせまる。年金改悪に反対。暮らせる年金の実現のため全力をあげる。

今日の高齢化社会に対応するには、まず社会保障の充実が必要であるにもかかわらず、政府予算案では各種の年金水準は物価調整の範囲に抑えられて実質改善は見送られている。この数年、行政改革II「財政再建」の名のもとにすすめられてきた予算の節減・合理化は、老人保健法によるお年寄りの「病院追い出し」や健保本人の給付率切り下げにみられるように、露骨な福祉切捨て政策の実行を意味している。

また高齢化社会に対応するためにはまず社会保障の充実が必要であるにもかかわらず、各種年金水準は物価調整の範囲に抑えられ実質改

わが党は政府年金法案の改悪に反対し、徹底した審議のなかで「暮らせる年金」のための制度改革を要求する。健保本人九割給付の八割（健保法本則）への移行に反対し、健保家族や国民健康保険被保険者との給付格差の是正に努め、医療内容の適正化と相まって全面十割給付の実現をめざす。寝たきり老人や重度障害者など福祉充実の諸施策を取り組む。

また、野党の結束を強め、所得税五五〇〇億円、住民税一七〇〇億円の物価調整減税を行なうとともに政策・福祉減税三三〇〇億円の予算修正を強く要求し、六〇年度予算を“軍縮元年予算”とし、国民生活向上を実現するために全力をあげる。

四、大幅減税に反対し、不公平税制を是正

するとともに内需拡大の経済成長をはかり、中小企業を育成する。

政府予算案は超緊縮、歳出削減に偏重し、所得減税は見送られ、住民税均等割の引き上げによる増税が実施され、加えて消費者米価国鉄運賃、国立大学入学金など各種公共料金の値上げが明白押しであり、内需の低迷は必至である。まして、不公平税制の温存、大型間接税導入への動きは言語道断である。中小企業者は消費需要が回復せず、依然として不況のなかにあり、年間二万件以上の倒産は確

実という深刻な状況となつてゐる。

わが党は不況克服のために、大幅な所得減税、生活基盤の整備のための公共投資の拡大、金融対策など内需型成長のための積極的施策と財政改革を強く要求する。また大幅増税に反対し、不公平税制を是正するとともに、中小企業の投資減税、事業主控除の引き上げ、中小企業金融枠の拡大などの実現に努める。

五、補助金の一括削減に反対し、地方分権と民主的改革をすすめ、地方自治を守る。
国鉄の分割、民営に反対し、国民のための国鉄再建に向けて努力する。

政府予算案は超緊縮、歳出削減に偏重し、糊塗的措置が講じられたとはいゝ、地方自治体に対する補助金の一括削減が行われ、弱者しわよせ、地方への負担転嫁を強要している。すなわち、地方に対する補助金削減を実現するための福祉、教育、公共事業など幅広い分野にわたる約四十本に及ぶ関連法案を「補助金一括法案」（仮称）にまとめて提出することを明らかにしている。

六、中曾根・教育臨調の反動性を追及し、教育基本法を堅持する。憲法と民主主義を守り、拘禁二法など司法の反動化に反対する。

中曾根首相は「戦後政治の総決算」の柱とする教育改革を検討するための臨時教育審議会を国会軽視の強引なやり方で発足させた。これは権力的な審議会の構成過程からみて、国民の教育改革への期待にさからつて「教育基本法の見直し」を論じ、「安上がりの教育改

の運営と政・財・官癒着の金権・腐敗をなくし、行財政の地方分権化をすすめ民主・公正・効率を行政の確立をめざして、国民のための行政改革を推進する。このため、①「補助金一括法案」に反対し、②情報公開条例ならびにプライバシー保護条例の制定を促進するとともに、③機関委任事務の見直しをはかり、④非核宣言自治体を拡大し、⑤地方交付税率の実質切り下げ反対・交付税総額の安定的確保等をすすめる。また、公共企業体の改革にあたつては国民へのサービス強化を第一とし、国鉄については、その解体を意味する「分割・民営化」ではなく、政府と国鉄の責任分担を明確にして、国民生活と地域の経済振興に役立つ公共交通機関として、国民の期待にこたえられる国鉄に再建するよう努める。

革」「教育の国家統制」を行ない改憲・軍事大國化をすすめるための危険な政策であり、その反動性を追及する。

わが党は、この教育臨調路線に反対し、憲法、教育基本法にもとづいた平和と民主主義、人権尊重の眞の教育改革を推進する。

中曾根首相の基本的な政治目標が、自主憲法制定といふ改憲にあることはいうまでもない。わが党は憲法空洞化に反対し、憲法を擁護し、憲法を暮らしに生かすよう全力をあげる。政府は代用監獄の恒久化、人権制限規定の新設などを盛り込んだ拘禁二法（刑事施設法案、留置施設法案）の再提出を狙つており、これら基本的人権を抑圧する司法反動化に対する。また、人種差別撤廃条約早期批准、部落解放基本法の制定をめざしてたたかう。

さらに「建国記念日」の政府後援、首相参加、靖国神社国家護持、公式参拝と元号強制に反対する。

七、労働基本権の確立と労働時間短縮により労働者の生活と権利を守る。婦人に対する差別撤廃条約の批准と実効ある男女雇用平等法の実現に努める。

政府・財界は、不当な賃金抑制策をとりつけ、その一環としてスト権など労働基本権の制限の代償として設けられた人事院勧告や

仲裁裁定などの制度についてさえ否定する態度を示している。わが党は国会審議を通じて政府の不当性を厳しく追及するとともに、完全実施を迫り、労働基本権の確立に努める。

また欧米に比べ著しく立ち遅れている労働時間短縮の実現に全力をあげ、雇用の安定化を促進する。そのため労働基準法の改正、正月三カ日の休日および太陽と緑の週（四月二九日から五月五日まで）の連休の法制化、夏季休暇の実現、週休二日制の促進に取り組む。

なお、今年は“国連婦人一〇年”的最終年であり、わが党は婦人に對する差別撤廃条約の完全批准の実現に全力をあげるとともに、継続審議中の男女雇用均等法案については、

問題点が多くさらに実効ある男女雇用平等をめざし、ねばり強い闘争をする。

さらに、「国際青年の年」であり、政府主導による「国際青年年事業推進会議」（議長：中曾根首相）は青少年の思想的再編成を意図したものである。これに対しわが党

は、「反革・軍縮・人権・民主・友好・連帯」の立場に立って、青年の権利を広げ、平和と自由、民主主義を守り、青年の自主性と創造性を保障し、その連帯を強める。

八、食糧の海外依存政策に反対し、減反政策の見直し、農業再建・食糧自給向上を期す。

アフリカの飢餓問題が深刻化する反面、先進国に飽食問題が存在するなど食糧は分配の不均衡をはらみつつ、不安定化がすすんでいる。こうしたなかで日本は米の減反をはじめ、農畜産物の生産抑制を強行し、その結果として食糧の海外依存を強め、いまや世界最大の輸入国となつてゐる。このことは農民を犠牲にして、消費者を不安におとしいれるばかりか、世界の食糧不安を深刻にする役割さえ果してゐる。

農畜産物価格は生産費が大幅に上昇するなかで、ここ数年実質的に据え置かれ、これに減反・減産政策などが加わり、農業所得は後退している。

わが党は政府の食糧海外依存政策に強く反対し、減反政策の見直し、食糧備蓄制度の確立、餌料など米の多用途利用促進をはじめとする農業再建・食糧自給向上をめざして、農業・食糧政策の抜本的な転換をはかる。

また、わが国の森林・林業は、高度成長期の乱開発と乱伐による森林資源の減少、山村過疎による森林管理機能の低下による森林荒廃の進行など、かつてない危機にさらされてゐる。

わが党は、今年の「国際森林年」にちなみ、森林資源の再生と綠豊かな自然環境をつくるために取り組む。

さらにわが国漁業は、二百海里体制の定着化に対応して沿岸、沖合漁業を安定的に発展させるため、生産基盤を整備強化しなければならない重要な時期を迎えてる。一方、漁

価の低迷のため漁業経営は破綻し、漁業経営者は膨大な負債に苦しんでる。したがつてわが党は、漁業生産基盤の強化とともに漁業経営の安定をはかるため全力をあげる。

（国会闘争方針第二部）各部会の重点活動

△内閣部会△

基本課題——対ソ核対決の危険なレーガン宇宙戦略防衛構想（S D I）に全面的な賛意を表明し、日米連合共同体の認識のもと、日本列島不沈空母化をめざしてわが国の軍事強国化を積極的に推進している中曾根改憲・軍拡政治の進展を阻止することが、当部会の基本課題である。さらに、そのために「戦後政治の総決算」を企図して断行されている「軍事優先、国民生活犠牲」の行革路線に真向から対決していくことも、主要な任務となる。

個別課題への対応——その第一は「防衛計

画の大綱」の見直し、破棄を前提に自衛隊の軍事戦略の専守防衛から前方防衛・反撃戦略への根本的転換を策謀し、三海峡封鎖・シーレーン防衛作戦用攻撃的兵器システムの全面的整備をめざして策定される『五九中期業務見積り』の危険な実態を解明し、その批判を

通してこれにかわるわが党の代替的な平和保障政策を提起し、国民の共感と支持を獲得していく。

第二は八二年度以降、凍結と大幅抑制が続く公務員給与——人事院勧告の完全実施を図ることはもとより、反国民的立場から強行されようとする行革路線下の公務員制度の諸改善、首切り合理化には強く反対していく。また、同趣旨の国家行政組織の改悪再編には断固反対し、対案をもつて中曾根行革と対決していく。第三は政府と自民党が一体となつて、地方行政部会

第二臨調、「行革審」路線に基づく国から地方への財政負担の転嫁は、五九年度予算から六〇年度予算案にさらに色濃く、また、新たな形で進められようとしており、国と地方の財政秩序の破壊、住民の地域福祉の切り離しが固定化されようとしている。

今国会は、国庫補助率の一率カット、「行革特例法」延長、許認可・必置規制の合理化等、「地方行革」国会とともに呼ぶべき問題が山積されており、わが党は、以下の重点課題を中心にして、地方自治の後退を許さず、その強化・充実を追求する。

一、地方財政負担増を認めず、その自立を促進する。

(一) 国庫補助率一律カット、「行革特例法」延長に対して、全党的、全国会的論議を展開する。

(二) 法定交付税額の確保と地方交付税法の規定に基づく財源不足額の補てんをはかり、財政調整制度を確立する。

等の反動的な動きには、反靖国運動を再組織し、院内外の闘いで対応していく。また、未解決の戦後処理問題に關し、個別問題での党内論議を深め、その早期解決に尽力する。

△地方行政部会△

(三) 地方財政計画の策定、国民のシビルミニマム確保のための補助金を除く補助金の一般財源化等の推進のため、自治体の参加を保障する制度を確立する。

(四) 地方債の発行について自治体の起債権限の強化を推進する。

二、不公平税制是正、住民参加の軽減等を推進する。

(四) 警察機能の適正民主化、消防職員の団体権確立をはかるとともに、道路交通秩序の立、交通行政の拡充を促進する。

(社会党提出法案について)

三、刑事施設法案は、地方行政委員会に提出

をもたらさぬよう推進する。

予定の留置施設法案とあわせ、冤罪の温床とされる代用監獄の恒久化を図っている。

よつて両法案には、わが党は、強く反対する姿勢で臨み、われわれの要求する本来の意味での監獄法改正を実現するために、一層の努力をする。

（政府提出予定法案について）

一、司法書士法および土地家屋調査士法の改正案は、公共嘱託登記の受託組織の法人化、並びに登録事務団体の委嘱につき必要な事項を定めるものである。官公署等の委託に係る登記（公共嘱託登記）の嘱託書の作成等の事務は、現在ほとんど官公署等の職員によつて行われているが、これを改め専門家である司法書士・土地家屋調査士が官公署等から嘱託書の作成等の事務を受託することとする。わが党はこれに賛成である。

二、登記特別会計によるコンピュータ化については、わが党もこれを支持するが、他方、登記所職員の増員の必要は些かも変らず、さらにその促進を要求し続ける。

△ 法務部会▽

(二) 社会保険診療報酬課税の非課税措置の廃止、産業用電気税非課税措置の段階的

廃止、利子・配当所得の総合課税等を推進する。

(二) 事業所税の課税拡大、法定外普通税等の推進による地方税源の確立を図るとともに、公営企業公庫資金の拡充、公営交通をはじめとする公営事業への助成を強化する。

(四) 蓄らせる年金制度確立のため、関係部会と協力し年金政策の拡充を進める。

三、自治体行政を充実させ住民生活の豊富化をはかる。

(一) 地方事務官制度については廃止し、地方公務員とする。また、機関委任事務の廃止、許認可事務の整理等を地方負担増をはかる。

（二）住民生活の安全、安定の立場から下水道、学校給食、清掃等の下請・民営化をやめ公営事業と住民サービスを拡充する。

（三）自治体の給与・労働条件等に関する国

の介入を排し、当事者能力のある労・使

の自主的決定を促進する。

（層の努力をする）

四、再審法（刑事訴訟法）改正案は左記の点を改めるものであるが、審議を促進し、早期実現を政府に迫る。

① 再審の要求を緩和し、その理由を拡大して再審の門を広くする。

② 再審の請求がなされたときは、裁判所は、死刑の執行を停止できることとする

とともに、死刑確定者については再審開始決定の確定と同時に身柄を釈放することとする。

③ 再審開始決定に対する検察官の即時抗告による不服申立を禁止する、等。

五、在日外国人の指紋押捺拒否の動きが広がつてゐることも考慮し、社会党提出の外国人登録法改正案の実現のためさらに努力する。

（一）指紋押捺制度の廃止

（二）登記証明書の常時携帯義務の廃止

（三）刑事罰の廃止

△外務部会▽

一、基本任務Ⅱ米ソの包括的軍縮交渉の再開にみられるように、今年は、核廃絶をめざす軍縮の進展に画期をなす年でなければならぬ。外務部会は、中曾根内閣の西側・同盟外交への監視を強めるとともに、米ソ核軍縮交渉を強くうながす立場から、戦略核兵器、中距離核兵器、宇宙兵器をめぐる軍縮政策の立案、提示に取り組みたい。

二、個別課題への対応Ⅱ核軍縮への取り組みが最大の課題である。とくに、中曾根首相の米戦略防衛構想(S D I)支持にみられるような危険な軍拡政策への追及を強めるとともに、防衛費突出、日米共同作戦態勢づくりなどその「西側・同盟外交政策」にかわる、平和・非同盟・中立の外交政策の展開をはかる。

また、サハラ以南のアフリカ諸国の「飢餓」にあらわれたように南北間の経済格差の拡大が深刻な事態をもたらしている。ところが、米国の要求に対応して、中曾根内閣は日米共同の「戦略援助」方式を強めようとしている。このような危険な動きをチェックするためにも、党独自の経済協力政策の作成に努力したい。

さらに、南北間の対話と緊張緩和の気運

をみせていく朝鮮半島情勢や、ASEAN諸国の動向、対外開放政策と経済改革を進めている中国、新しく経済再活性化の動きを強めているソ連・東欧経済、長期不況からの脱却をめざす世界経済の動向などにも注意を払い、適切な現状分析や政策提言をおこなう。

三、条約審議への取り組みⅡ懸案の婦人差別撤廃条約の早期国会提出を要求するとともに、提出予定の国際条約、二国間条約の審議に積極的に取り組む。国際原子力機関の憲章改正、万国郵便条約などがその主だつたものである。

△大蔵部会▽

「増税なき財政再建」を理念とし、歳出削減による予算を編成してきた中曾根内閣も戦後税制の根本的改革を口実に増税路線に転換しようとしている。また、大量の国債残高と国債発行問題さらに金融の自由化・国際化の進展が絡み、金融面での新たな対応も迫られている。したがって、つぎの諸点を重点にして委員会審議を深める。

四、シヤウブ税制の見直しすなわち直間比率の見直しをはかるため、政府は大型間接税の導入を具体的日程にのせようとしている。利子配当所得の総合課税化のためのグリーンカード制を廃止し、企業の税負担は世界最高水準であるとの見地から大衆増税による負担増を進める方針には反対する。現行不公平税制の徹底的正をはかるとともに所得の公平な負担の実現のための減税および社会の変化に対応した政策減税の実施を求める。

二、来年度末の国債残高は一三三兆円にのぼり、国債費の増加は予算運営にあたつての政策選択の幅を狭めている。国債減額の方針とその計画を政府に明らかにさせるとともに昨年の国会で約束させた「国債の状況についての報告」を完全に行わせる。また、短期国債の発行と消化、償還財源の確保と国債整理基金のあり方等国債管理政策の確立を求める。

三、金融の自由化、国際化と福祉的金融の充実等金融問題を深める。とくに、日本開発銀行法、日本輸出入銀行法の改正案の審議にあたつては政府系金融機関の地域開発、福祉事業への融資、輸入促進、对外経済協力との関わり等質的量的機能の充実をはかることを基本にすえて審議にのぞむ。

四、歳出削減に偏重した超緊縮予算編成による地方自治体に対する補助金の一率削減、基礎年金導入にともなう共済年金制度の改正、民間活力導入のための国有地の払い下

げ、等々の措置は国民生活の安定と向上につながらないことを具体的に指摘し、その方針転換を求める。

△文教部会▽

中曾根内閣は、総理大臣直属のしかも総理好みの人選で非公開の臨時教育審議会を発足させ、危険な「教育改革」をすすめようとしている。また、臨調行革路線をすすめ、軍事大国への道を歩む防衛予算を突出させる反面、教育切り下りの政策をいっそう強めている。

わが党はこのよきな中曾根内閣・自民党の教育反動化の攻撃と厳しく対決するとともに、わが党の政策を対照して、教育の荒廃の克服と民主教育、平和教育の確立のためにたたかう。

一、今日の教育荒廃は、能力主義による点数中心の教育、教育内容の過密と高度化と受験地獄、ひいてはその背後にある学歴社会がもたらしているものである。この根源にメスを入れることによってのみ「偏差値教育」は是正できる。わが党は永年文教行政を担つてきた自民党政府の反省なくして政治は教育荒廃を語ることはできない、との立場から自民党政府の責任を明らかにするとともに、ゆきとどいた、ゆとりある教育のための条件整備、入試改革、教育内容の

精選、保有一元化と幼児教育の充実、生涯学習体制の推進等々、問題の所在を明らかにするとともに、教育改革の方途を審議していく。

二、間違つた臨調行革の路線による教育切り下りの実態と八五年度予算案の問題点を具体的に明らかにしていく。同時に、「四十人学級」の早期実現、私学助成の拡充、社会教育や文化の施設設備の充実など条件整備をめざす。

三、前国会で廃案となつたが、再度提出予定となつてゐる「日本体育・学校健康センター法案」については、引き続き国立競技場と日本学校安全会の統合の不當性について追及したたかう。また、わが党が前国会に提出した「義務教育施設国庫負担法」一部を改正する法律案などの法案を再び提案し、その成立にむけて努力する。

△社労部会▽

○労働関係

マイクロエレクトロニクスを中心とする新技術革新の進展、高齢化社会、女性の社会的進出等に伴ない、社会構造の変化、産業・就業構造が大きく変化しつつあり、雇用・労働分野においても様々な課題が山積している。新技术革新対策（労使協議の義務付け、新た

労働災害対策を含む一定の社会的コントロールの実現）、中高齢者対策（定年延長、年齢による雇用差別禁止）、雇用における男女差別の撤廃（男女雇用平等法及び全職種を対象とする育児休業法の制定）、パートタイマー等不安定雇用者の保護（パート等保護法制定、「派遣」労働者の雇用・労働条件の確保）、業者・離職者対策（雇用対策法の強化改正、構造不況業種・構造不況地域対策、失業対策事業の確保、職業紹介・職業訓練体制の強化拡充）、賃金抑制策の転換（最低賃金の引上げ、人勤・仲裁の完全実施）などのほか、特に今日、労働時間の短縮（週休二日制・週四〇時間労働制等のための労基法改正）は、右の諸課題への対応策としても重要であるとともに、国際貿易摩擦の解消の観点からも、早急に実現しなければならない課題である。党は、これらの諸課題について、それぞれ必要な法案を提出し、政府に有効な施策を迫つていく。

一方、今国会には、政府から労働者派遣事

業法案、職業訓練法抜本改正案、職員の身分移管に関する職業安定法改正案及び男女雇用均等法（継続）の四法案の提出が予定されているほか、政府予算案では高率国庫補助金の一割削減の一環として失業対策事業への国庫補助金が削減されるなどの問題がある。

党は、これらの法案について、労働者の生活と権利を守る立場から、十分な審議時間、慎重審議を要求し、院外の大衆行動と連携しつつ闘う。

また、国会と併行して闘われる春闘については、労働者の要求を支持し、院内でも可能な限り支援する。

○厚生関係

生活を守るために国民の対応は、すでにきわめて顕著な「自助努力」型となっている。

個人貯蓄率等が世界一、民間医療保険を含む生命保険契約総額の対国民所得比も世界一となっていることからもうかがえるように、わが国ではこれ以上の「自助努力」ないしは「日本型福祉」の展開にムリがあり、所得、雇用、健康、介護、環境などにわたる生活の公的な底支えに最重点を置く必要がある。この見地から、次の諸課題にとりくむ。

一、政府の年金制度改革案に反対する：保険料の引上げや給付条件の改悪を阻止し、積立金の大蔵省への予託金利（七・一%）の引上げ、国庫負担の確保、所得型付加価値税など企業負担中心の新財源の確保などをめざして闘う。

二、生活保護費、措置費、公費負担医療費などの国庫補助率（八割）の一割カットに反対する：このような措置は、自治体負担へ

の無原則転嫁と給付シメツケを強めることになる。対象者の人権を守り、国・自治体の負担秩序を確立するために全力をあげる。

三、児童扶養手当制度の改悪に反対し、母子家庭対策とりわけ雇用保障の徹底をはかる

：未婚、離婚の母子家庭急増に対して、短絡的に給付条件を引下げる態度は、政策不正である。このため、母子家庭の母の雇用機会・条件を優遇するなどをめざす。なお、一般家庭の児童手当は、義務教育終了前の全児童を対象に、第一子からの支給をめざす。

四、原爆被爆四〇周年に当つて、被爆者援護法の制定をめざす：老齢化する被爆者の生活は悲惨であり、この際、何らかの国家補償の措置をとることに踏み切らせる。

五、成人病、慢性病対策を強めるとともに、医療保険の給付率格差をなくす：食事、運動など生活療法を中心医療内容の改革を進め、健保家族と国保の給付率を即時八割に改善、さらにはすべてを九割で統一するなどの段階を経て、全面十割の実現に向かう。

六、国際社会で恥じない人権施策の確立をはかる：患者、障害者、ねたきりや一人ぐらしの老人、勤労婦人、犯罪者、いじめられた子、在日外国人、中国残留孤児等に対する

る処遇の抜本的改善をはかる。

七、食品衛生法体系を見直し、添加物の規制強化、その表示の厳密化を進める：食文化の再構築をめざすとともに、各種添加物の発がん性等の解明を急ぐ。

八、乾電池など有害廃棄物、空カンなど散乱性廃棄物の対策を確立する：生産、流通、消費まで含むプロセスを見直し、リサイクルなど先進的な対策をめざす。

八商工部会

今日の産業経済構造は、MEを中心とする大幅な技術革新によつて、新たな経済構造を迎えるとしています。そして、今までの通産行政のあり方も、大きく変化しようとしています。そこで、わたしたちは、今後の日本経済のあり方等について討議を深めるとともに、通産行政の施策についてあやまりなきよう、追及していきます。

今国会において、政府・通産省は予算関連法案五本、法律改正案三本が予定されていますが、各法案（改正案）の内容については、商工委員会において充分な審議を行なうとともに、党機関との連絡を密にしながら、法案に關係する業界や諸団体との懇談、交流を深めとともに、学識経験者等の意見をはばひろく聴取し、慎重審議を行ない実りある法律

となるよう努力します。

また、委員会において一般質問の時間を多くとり、直面している諸問題（産業政策、エネルギー政策、中小企業問題）について政府の施策なり、考え方なりを問い合わせただし、よりよい通産行政のあり方にただしていきます。

二、地方バスの危機的状況にかんがみ、政府の助成策を一層強化するとともに、その維持・整備について新たな法制化が必要なので「地方バス生活路線維持整備特別措置法」を提案しその実現を図る。

九、外国船用船を中心とした海運業の体质改善をはかる。

八 遁信部会

すでに昨年末の国会で、衆議院に引き続いて
参議院でも一部修正をかちとるなど、多くの
成果をあげ成立した。したがつて、今後、通
信委員会で審議が予定される法案は、検討中
のものを含む五件と、八五年度NHK予算案
の八三年度NHK決算および継続審査となつて
いる八一、八二年度NHK決算の四件である。
これらの法案審議とともに、電電株式会社へ
の移行をめぐる諸問題や、郵政三事業の諸問
題など、山積する重要課題に積極的に取り組
んでいく。

一、政府が提出を予定してゐる法案

- ① 電気通信の高度化基盤整備法案＝電気通信の高度化を促進し、公共の福祉を増進するため、電気通信高度化のための安全性・信頼性基準など明確にさせる。大蔵、通産の両省と調整が残されている。

② 基礎技術研究センター法案＝電気通信及び産業開発にかかる技術開発等を促進するため、出資事業などをを行うセンターを設立する。郵政、通産両省の共同提

八運輸部会

止し、国鉄の解体につながる分割・民営化を阻む方針を確立する。また、國民の切身の問題として重要な役割を担う、地方交通線の切り捨てに反対し、地域住民、国鉄が一体となりより一層の有効活用を図るための具体策を確立する。

廿二史劄記

七、軽貨物自動車によるタクシー類似行為や代行運転等の規制強化を行いタクシードライバーの秩序改善と関係労働者の雇用の安定をはかる。

労働者の労働条件の改善のため、第九八国

訪販法は、近年、訪問販売等に係る取引形態の多様化等において消費者とのトラブルが増大しているため、訪問販売等の取引きにつき、一層の消費者保護を図るとともに、悪質業者を排除し得るように法措置をとります。また、大店舗法は、近年、大規模小売店舗（スーパー等）の進出ラッシュにより地元、小売商とのトラブルが増大しているため、地域政策としての自治体による調整方式をとるよう法改正案を提出します。

訪版法は、近年、訪問販売等に係る取引形態の多様化等において消費者とのトラブルが

四、都市交通の環境をはかる特別立法化を図る。

信委員会で審議が予定される法案は、検討中のものを含む五件と、八五年度N H K予算案

- 64 -

出。

(3) 郵便法の一部改正案 || サービスの向上を図るため、郵便物の大きさの制限緩和、料金後納制度の改善、転送料及び還付料の廃止などを内容としている。

(4) お年玉つき郵便葉書及び寄付金つき郵便葉書等の発売並びに寄付金の処理に関する法律の一部改正案 || お年玉つき郵便葉書のほかに、くじびきにより金品を贈るくじびき番号つきの郵便葉書を発行できるようにする。

⑤ 放送法の一部改正案 || 検討中

二、重要な課題

(1) 電電株式会社の四月一日発足にあたって、国会審議の中で政府が約束した点を守らせ具体化させる。

(2) 電電株式の処分のあり方、売却益の用途を含む電気通信事業の問題等を議論するため、衆参通信委員会に小委員会の設置を具体化する。(電電改革三法案の審議の際、小委員会の設置の方向が確認されている)

(3) 放送衛星、INS、ニューメディアなど高度情報化の対応する課題に積極的に取り組んでいく。

(4) 郵便事業、郵便貯金事業、簡易生命保険・郵便年金事業について、情報化の進

展上、国民の多様なニーズに応えていくため、郵政三事業の将来展望、当面する課題になお、一層取り組みを強めていく。

八建設部会▽

一、基本方針

建設行政を、(1)自治体の財源及び主体性の確保、(2)住民の要求に基づく社会資本の計画的整備、(3)建設産業の民主化と近代化を基本的指針として、自然環境の保護に配慮しつつ、国民生活中心のものへ転換する。

二、闘いの重点

(1) 住宅金融公庫の利子率引上げ、融資戸数削減など、住宅行政の後退を阻止する。また、居住者の権利確立をめざす、各種公共住宅の住民組織の闘いを支援するとともに、「住宅保障法」の制定に向けて準備する。

(2) 八四年度までに累積額が約四一〇〇億円に達する自動車重量税の「オーバーフロード」について、公正な扱いを要求している。

いく。

(3) 都市開発規制緩和、国・公有地払い下げの動きに象徴される、中曾根流「民間活力」導入路線に反対し、地域住民の立場に立った都市開発行政の確立を要求する。

(4) 災害対策予算の拡充を要求し、地震対策を中心とする防災対策の質的改善を実現する。

(5) 「高額」補助金一律一割カットに反対し、「分権」を口実とした地方財政への圧迫をやめさせる。また、公共事業の契約適正化をめざし、独禁法の運用を後退させない。

(6) 中小河川、都市河川の改修及び水質保全事業を推進し、宅地開発規制と下水道整備を促進させ、都市型水害の防止をめざす。

三、部会政策活動

(1) 東京湾横断道路、テクノポリス、関西研究学園都市などの構想について方針を定める。

(2) 党の「中期社会経済政策」(中間報告)を参考にしながら、政府の「四全総」、「新・国土利用計画」「第二次長期水需要計画」等について、党独自の見解を策定する。

(3) 八五年中に策定予定の「ニュー社会宣言」の中の建設・国土行政に関する部分について主張的立場から批判・検討し、時期・情勢を考慮しつつ、積極的な提言を行っていく。

へ予算部会▽

来年度予算は、軍縮・国民生活安定、社会経済改革をめざす予算でなければならないのにもかかわらず、政府案は国民の負担を強める一方で、軍事費優先の内容となっている。これは福祉社会を建設し、軍縮を求める世界の世論に逆行する予算編成であることから、政府案の修正を要求していく。また、わが国の民主主義の発展のための具体的な改革を求めていく。

一、わが国経済は五%前後の実質成長路線に回復したとはいながら、依然として輸出依存で内需主導型成長構造への転換は十分でなく、このため、産業間、地域間の格差は拡大し、雇用面でも失業率、不安定雇用等の改善は進んでいない。所得減税、福祉型公共投資の充実等内需型成長への積極的対策、財政の果たすべき役割、日米貿易摩擦問題等をも踏まえた経済財政論議を行つて国民総生産費も〇・九九七%となり、政府が設定した一%の上限枠も年度内に突破する局面を迎えるに至った。中曾根内閣のレーガンと一体となつた宇宙戦争計画、防衛計画大綱の見直し問題等々の軍拡路線の危険性と誤まりを指摘するとともに非核三

原則、武器輸出三原則を遵守し、軍事費を削減し、原爆被爆国なるわが国が世界の軍縮と平和の創出の先頭に立つよう論戦をいどむ。また、对外経済協力は発展途上国の中曾根内閣の財政再建路線の破綻が明らかになり、大型間接税導入による大衆増税路線に転換しようとしている。単なる収支試算でない中期財政計画を政府に提出させるとともに公平な税制、公正な負担を基本にした税制改革方針を明確にさせる。

四、高齢化社会を展望した「福祉ミニマム」の明示と雇用確保、地域社会経済開発政策の具体的計画を明らかにさせる。

へ決算部会▽

ぐらつきながらも田中支配の第二次中曾根内閣は、国民が望む減税、福祉、政治倫理、平和等に逆行して、増税（大型間接税）、年金・医療等給付の切り下げ、政倫協への非協力、軍事大国化（GNP比一%枠突破示唆）への世論操作など巧妙かつ危険な政治をすすめている。

このため、百二国会においては、あくまでも国民主権を基底に、中曾根内閣に鋭く迫るたたかいを開ける決意である。

「うまでもなく、国政執行上決算は、予算以上に重要で、これらの詳細がつねに国民・納税者に合理的、系統的に周知されていなくてはならない。また決算は、時の政府当局の政治理念をはじめ政治姿勢、政策実態等が計数的に足跡を残すものであることは改めて指摘するまでもない。したがって、当決算委員会は、時の政権を分析、評価する際にきわめて重要な機関と位置づけなくてはならない。われわれは、こうして決算審査を予算と並んで最も尊重される扱いとするばかりでなく、決算本来の意義を再認識して政治倫理の確立、「増税なき財政再建」等現下の国民的課題をふまえながら次の諸点を中心に百二国会に臨む方針である。

一、会計検査院の権能を強化するために会計検査院法等関係法令の改正をはかる。
二、決算委員会の権威を高めること。これまで立法、行政両府とも予算に比して決算を軽視する傾向が顕著であったが、財政危機の克服等からもこの傾向を急ぎ改める。
三、政府ならばに関係機関に、決算委員会の要求する資料の提供を義務づけ、審査がスマートに進行されるよう対処する。
四、異常に遅れている決算審査の促進をはかり、能率的運営を行い、決算本来の機能をとり戻す。

五、決算委員会の権限強化と同時に、国政調査権の保障、確立のため関係法令の改正等も検討し、国民の知る権利を守り、税の効率的運用に最大限の努力をはらい、当委員会の任務を果す。

なお、かつて決算委員会は、数々の大疑惑事件摘発のきっかけをつくり、つねに国会でハイライトを浴びていた。当時の委員長はつねに与党であったが、今日では野党（社会党）であることを考え合せるとなたかの展望は大いにあるといえる。

△科学技術部会

科学技術関係予算案をみると、相変らずの原子力偏重であり、先輩国のアメリカ等に学ぶこともなく、高速増殖炉、新型転換炉、処理施設、原子力船新定係港、軽水炉原発新立地等々を強引に推進するために多大の予算をあてている。

したがつて今国会では従来にもまして強くこの誤りを正していくかなくてはならない。そのためにはまた全国各地の要請に応じて、調査活動にも一段と力をいれる必要があろう。委員会にかけられる予定の法案は、原子炉等規制法改正案（未確定）の一本であり、そこでは核燃料物質等の取り扱いの規制を、科

うである。放射線被曝規制基準の緩和の動向や、放射性廃棄物のスソ切りの動向が具体化している時もあり、これは十分慎重に検討して、放射性物質が今まで以上に安易に取扱われる恐れが生じることのないよう、対処しなくてはならない。

宇宙開発にも多額の予算があてられているが、「宇宙の開発・利用は平和の目的に限り」と国会では決議までしていにもかかわらず、政府は実用通信衛星「さくら2号a」を自衛隊の利用に供し、硫黄島の基地と立川の自衛隊基地（ここからは全国の基地につながる）とを専用回線で結ぶ大規模な軍事通信網の建設が電電公社大石無線中継所（千葉県）等で開始されている事態は重大である。

一方では海上自衛隊の護衛艦に、米国艦隊用通信衛星フリートサットによる通信の受信装置を設置する整備費（防衛庁）がとられたこと、他方ではレーガンの「宇宙基地計画」に中曾根首相が半ば協力しようとしていることからみても、宇宙開発の軍事利用に歯止めをかけるためには「さくら2号」の自衛隊利用の工事を中止させる院内外の活動が強化される必要があろう。

△環境部会

昨年一〇月、中曾根首相の私的諮問機関で

ある経済政策研究会がまとめた「これから経済政策と民間活力の培養」と題する報告は、「民間活力を地域開発に導入する場合の最も有効な方法」としてデレギュレーション（規制緩和）を掲げた。このデレギュレーションの一環として、いま、「社会的規制の合理化」の名の下に、環境行政の根本的再編が画策されている。同研究会の報告と前後して、政府は「環境影響評価実施要綱」を閣議決定することによって、環境アセスメント法制化に終止符をうつ一方、公害健康被害補償制度の抜本的見直し・改悪作業を押し進めていく。それは環境行政の被害者救済、公害規制、環境破壊未然防止という支柱を骨抜きにするとともに、個別の公害規制行政から環境管理行政への展開をも阻害するものである。環境情報提供行政への後退を許さず、環境行政を生産・流通・消費・廃棄のあり方を総合的に制御する方向へと推進するため、環境部会は以下の重点課題を中心に戦いをすすめる。

一、住民参加、公開、公正な機関による審議を原則とするアセスメント法の制定。

二、ハイテク技術革新とともに環境破壊の実態把握。

三、生産・流通の見直しと原因者負担の原則

に沿った廃棄物対策の確立のための現行制度の見直し。

四、エネルギー転換とともに大気汚染防止策の強化。

五、エネルギー関連地や運輸交通網整備による自然環境破壊の規制強化のための自然公園法等の法制度の見直し。

六、地下水汚染防止対策の確立。

七、有害化学物質の環境流出防止のための総合対策の確立。

八、水俣病認定業務の改善と水俣病総合調査法の制定。

九、公害健康被害補償制度の改悪阻止。

十、公害防止技術へのハイテク技術の応用および自然生態系の汚濁浄化機能の利用を促進する研究・開発体制の確立。

△農林水産部会

一、基本方針——農業再建・食糧自給向上のたたかい――

わが国農業は自民党政の食糧の海外依存政策によつて縮小化の一途をたどり、食糧の基本である穀物自給率は三〇%に落ち込み、世界最大の食糧輸入国となつてゐる。しかも、昨年は豊作に恵まれたにもかかわらず、米の構造的な需給ひつ迫は解消されていない。なかで第三期減反政策をはじめ、農畜産物の生産抑制が強行されている。いま、アフリカの飢餓問題にみられるように、八〇年代は世

界的な食糧の不安定時代を迎えるとしている時、国民食糧の安定確保が最重要な課題であり、農業再建・食糧自給向上のため次のよう取り組みを行う。

農業——①農業再建・食糧自給率向上のためわが党が提出している「農業生産振興法案」「総合食糧管理条例」「農民組合法案」の成立をはかり農政の抜本的転換をはかる、「米の構造的需給ひつ迫から水田利用再編第三期対策の根本的見直しを迫り、備蓄米、エサ米などなど他用途米を含む米の生産体制を確立させる。とくに備蓄米制度を確立させ三年間で三百萬トンを積み増すことをすすめる、

③牛肉、オレンジ等の輸入枠拡大に対応して畜産、果樹対策を積極的に行わせる、④鶏卵の需給安定をはかるため「鶏卵の需給安定法案」を提出しその成立をはかる、⑤農家負担の増大、零細農家を切捨てる農業災害補償法改正に反対する、⑥農業補助金切捨て、政府融資金利の引上げ等に反対する、⑦農林年金、農業者年金の充実、⑧消費者に安全食品を供給するための有機農業、低農薬農業の推進を迫る。

林業——①営林署の統廃合、要員の削減など山荒し行政改革に反対し、森林資源、公益的機能の充実、木材関連産業の育成、強化のための国の育成、補助を拡充する、②山村振

興地域経済活性化のため「地域林業振興法案」「林業振興基金法案」を出し成立をはかる、

③国有林野事業に対する国の財政措置の強化拡充をはかる、④林業労働力の確保、雇用安定労働条件の改善、労働災害の未然防止のため「林業労働法案」の成立をはかる。

漁業——①捕鯨問題などの解決のため積極的な漁業外交を開拓する、②水産物を安定供給するため漁業資源の確保、新漁場の開拓、漁港の整備をはかる、③漁業経営の安定のため水産物の価格保障、漁業融資制度の改善をはかる、④漁船補償制度の確立をはかる。

編集後記

一九八五年が「国際森林年」であることはあまり知られていない。いま、地球規模で緑資源の枯渇が問題化しており、森林を育てることが国際的にも緊急かつ切実な課題となつてている。昨年十一月、ローマで開かれたFAO（国連食糧農業機構）理事会で飢餓に苦しむアフリカなど開発途上国における焼畑移動耕作および薪炭林のとりすぎによる熱帯林の急激な減少、先進国における大気汚染などによる森林の荒廃など世界的規模での森林の減少、劣悪化に対処しようといふものだ。

いま、地球上で三割近い土地が砂漠化の脅威にさらされているといわれている。世界各國が救援の手をさしのべているアフリカの飢餓も森林資源の枯渇、砂漠化したことが最大の原因だといわれている。また、世界の“バンカゴ”と自称するアメリカも緑の枯渇、極端なまでの化学農業化によって地底から塩が吹き出し、そして砂漠化する危険にさらされているといわれている。

人間が生きていいく上で“水と緑”を切りはなしでは考えられない。コンクリートで固められたような都市に生き、“ウサギ小屋”のような集合住宅に住みながらも、機会があ

れば緑豊かな山に入り、森林浴を楽しみ、自然とふれあい、自然に学びたいという欲求は強い。その緑がいま危機にさらされている。「国際森林年」に当たり、そして、ひそやかな春の足音を聞きながらあらためて“森”的ことを考えてみる時のようなだ。（K）

お詫びと訂正

政策資料No.122-10、19頁、中段左から11行目、社会・経済・国・民・会・議とあります部分8文字は誤りにつき削除をいたします。

一九八四年一二月一七日

年金改革総合委員会事務局

委員長	嶋崎	編集委員	細谷治嘉	委員	岡田利春	佐藤觀樹	森井忠良	清水勇
武部	文	木島喜兵衛	島田琢郎	野坂浩賢	中村茂	竹田四郎	竹田四郎	竹田四郎
藤田高敏	矢田部理	浜本万三	岩垂寿喜男	沖崎利夫	安永英雄	大木正吾	久保亘	遠藤隆次
小林高摩	片山甚市	小林高摩	船橋成幸	渡辺博	佐間田勝美	佐間田勝美	佐間田勝美	佐間田勝美
館林千里	井上普方	片山甚市	沖崎利夫	渡辺博	佐間田勝美	佐間田勝美	佐間田勝美	佐間田勝美
兼任事務局長		兼任事務局長		兼任事務局長		兼任事務局長		兼任事務局長
会計監査		会計監査		会計監査		会計監査		会計監査

「政策資料」購読料のお知らせ

定価	一部	三〇〇円
送料	一部	五〇円
年間購読料	四二〇〇円	(前納)
ご送金は左記へお願ひいたします。		
郵便振替	東京8-80821	

又は

大和銀行 衆議院支店

普通 203888

日本社会党政策審議会



昭和50年10月9日第三種郵便物認可
1985年3月1日発行
政策資料第222号
毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会
発行人 鳴崎 譲
発行 日本社会党政策審議会

〒100
東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)
